

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (保局第 号)</u></p> <p><u>この通達は、令和8年 月 日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第二、別表第三及び別表第五の規定の適用については、令和11年 月 日までは、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品</p> <p><u>別表第十二に掲げる基準のうち電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品に該当する基準を適用するものとする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第一 (略)</p> <p>別表第二 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品</p> <p>(新設)</p> <p><u>1 電線管類</u></p> <p><u>(1) 共通の事項</u></p> <p><u>イ 材料</u></p> <p><u>(イ) 電線管 (可撓電線管を除く。) にあつては、JIS G 3132(2005)「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」に規定するもの又はこれと同</u></p>

等以上のもの、JIS G 3141(2005)「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定する1種のもの、それらに亜鉛めっきを施したもの、JIS H 4000(2006)「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するA3003P-H14若しくはA3003P-H24、JIS H 4100(2006)「アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材」に規定するA6063S-T5又は合成樹脂であること。

(ロ) 一種金属製可撓電線管にあつては、JIS G 3141(2005)「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの又はこれに亜鉛めっきを施したものであること。

(ハ) 二種金属製可撓電線管にあつては、JIS G 3141(2005)「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの又はこれに亜鉛めっき若しくは鉛めっきを施したもの及びバルカナイズドファイバー、合成樹脂又は耐水性の紙であること。

(ニ) フロアダクトにあつては、JIS G 3132(2005)「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のものであること。

(ホ) (イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)に掲げるもの以外のものにあつては、JIS G 3132(2005)「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの、JIS G 3141(2005)「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの、それらに亜鉛めっきを施したもの、JIS G 3131(2005)「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」に規定するもの又はこれと同等以上のもの若しくはこれに亜鉛めっきを施したものの又は合成樹脂であること。

ロ 構造

(イ) 内面は、電線の引入れまたは引換えのとき電線の被覆を損傷するおそれがないようになめらかであること。

(ロ) 金属製電線管類にあつては附属品と堅ろうに、かつ、電氣的に確実に、合成樹脂製電線管類にあつては附属品と堅ろうに接続できること。

(ハ) 端部が管軸に対して直角に切断され、かつ、なめらかであること(金属製電線管類にあつては、面取りを施してあること。)

(ニ) 溶接した部分またはかん合した部分は、衝撃等により容易に離れないこと。

(ホ) 金属の表面は、めっき、塗装その他の適当なさび止めを施してあること。ただし、耐食アルミニウム合金にあつては、この限りでない。

(2) 金属製電線管(可撓電線管を除く。)

イ 構造

(イ) まっすぐで、かつ、管軸に対して直角に切断した断面が円形であること。

(ロ) 端部にねじを施すものにあつては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するおねじを施してあること。

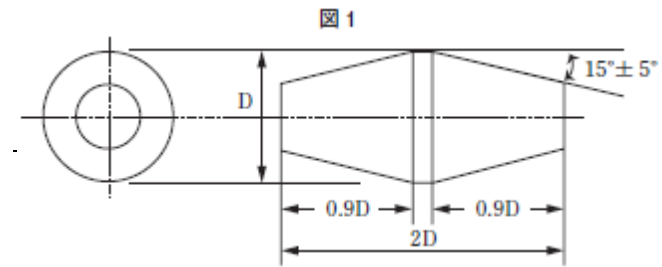
(ハ) 寸法は、附表第一に適合すること。

ロ 曲げ強度

公称内径 22 mm以下の厚鋼電線管又は公称内径 25 mm以下の薄鋼電線管(ねじなし電線管を含む。以下この表において同じ。)若しくはアルミニウム電線管にあつては、適当な長さの試料をとり、室温においてロールベンダーを使用して内径半径が電線管の外径

の6倍になるように管軸を90°曲げたとき、ひび、割れその他の異状が生じないこと。なお、溶接継目のある管の場合、6個の試料で試験を行い、うち3個は継目を外に、他の3個は継目を側方向にする。また、曲げた管を直線部が鉛直面に対して約45°になるよう、一方の端を上方に、もう一方の端を下方に向け、図1に示すようなゲージを初速をつけずに通した場合に、ゲージの自重だけで試料内を通過しなければならない。

図1



(備考) 1 材質は鋼製であって、角は丸みをつけてあること。

2 表面粗さは、0.01mm 以下とする。

3 長さの許容差は± 0.2mm とする。

4 外径の寸法は、次の表に掲げるとおりとし、その許容差は、0から0.05mm とする。

電線管の公称内径	外径D
G16	12.5
G22	16.9
C19	12.3
C25	17.3
E19	13.0
E25	18.0

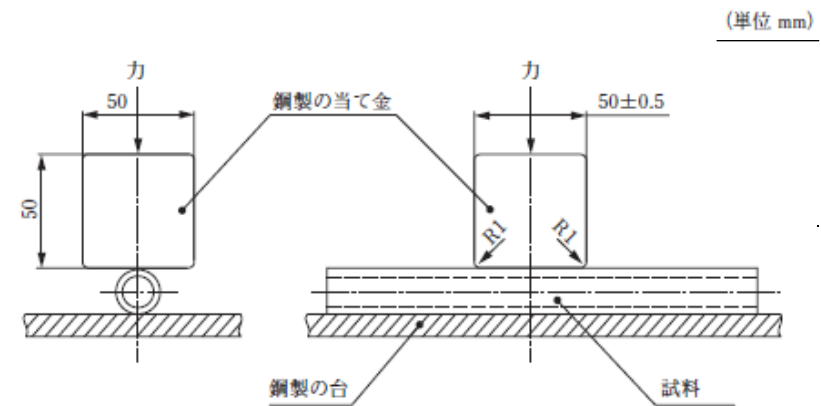
ハ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ニ 圧縮強度

長さ 200 mm の試料をとり、常温において、試料のほぼ中央に図 2 に示す鋼製の当て金を載せ、その上から 30 秒以内に 4,000 から 4,160 N の荷重を加えて 60 秒保持した後、荷重を加えたまま試料の扁平部分の外径を測定する。次に荷重と当て金を取り除き、60 秒後に試料の扁平部分の外径を再度測定する。この場合において、試験開始前における外径に対する変形率は圧縮時で 25% 未満、荷重除去後で 10% 未満であり、かつ、ひび割れが生じないこと。

図 2

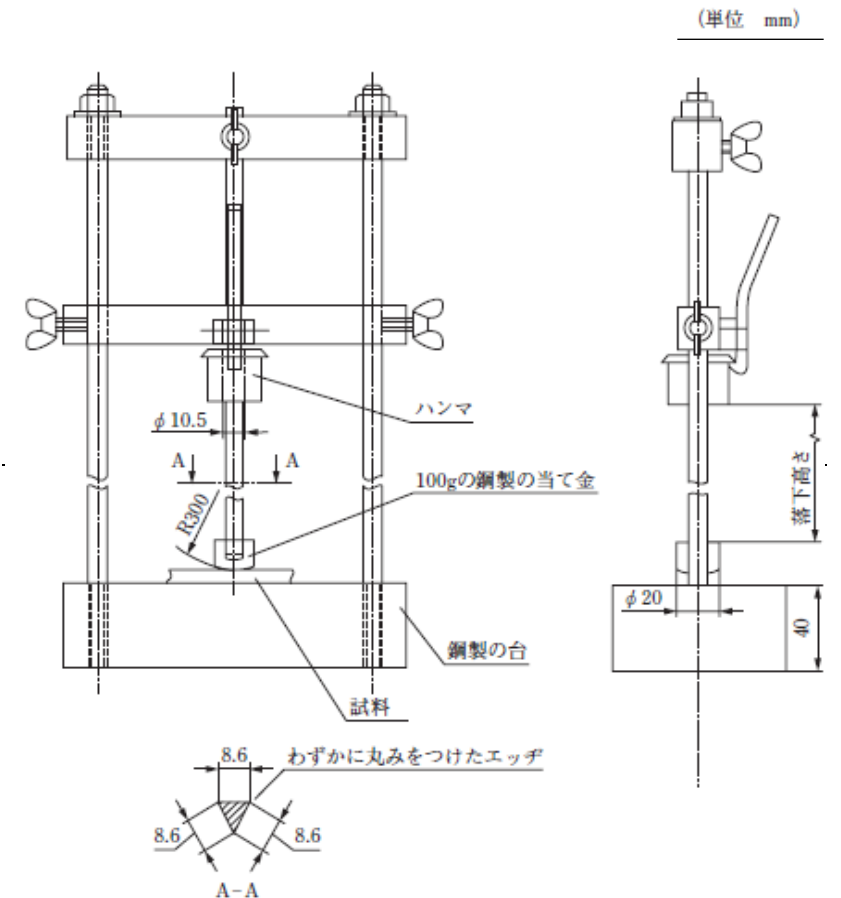


ホ 衝撃試験

それぞれ長さ 200 mm の 12 本の試料について、図 3 に示す試験装置を使用して行う。温度を $-45 \pm 2^\circ\text{C}$ に保持する。各試料を、厚さ 40 mm の密度が $538 \pm 22\text{kg/m}^3$ の衝撃吸収材上に置いた図 3 に示す試験装置の鋼製の台上に置き、試料が規定の温度に達するまでの時間又は 2 時間のいずれか長い方の時間が経過した後、質量 6.8 から

6. 868kgのハンマを300mm±3mmの高さから各試料にそれぞれ1回落下させたとき、9本以上の試料にひび又は割れが生じないこと。

図3



(3) 合成樹脂製電線管 (合成樹脂製可撓管及びCD管を除く。)

イ 構造

(イ) まっすぐで、かつ、管軸に対して直角に切断した断面が円形

であること。

(ロ) 附属品との接続に使用するためのねじは、施していないこと。

(ハ) 寸法は、附表第五に適合すること。

ロ 絶縁耐力及び絶縁抵抗

次の手順で試験を行ったとき、これに耐えること。また、この直後に、同じ試料に直流電圧 500V を両電極間に印加し、60±2 秒後の両電極間の絶縁抵抗値が 100MΩ 以上であること。

(イ) 長さ 1.1m±10 mmの試料を、一端を高電氣的絶縁をもつ適切な絶縁材料で完全に封止し、図 1 に示すようにその端部の長さ約 100 mm部分が水面から出るように塩水 (23±2℃の塩化ナトリウムを 1g/リットルの割合で完全に溶解したもの。) に浸すとともに、塩水を試料の開放端から外部の溶液の水位と一致するまで注入する。また、二つの電極のうち一方を試料内部に配置し、他方を試料外の溶液中に配置する。

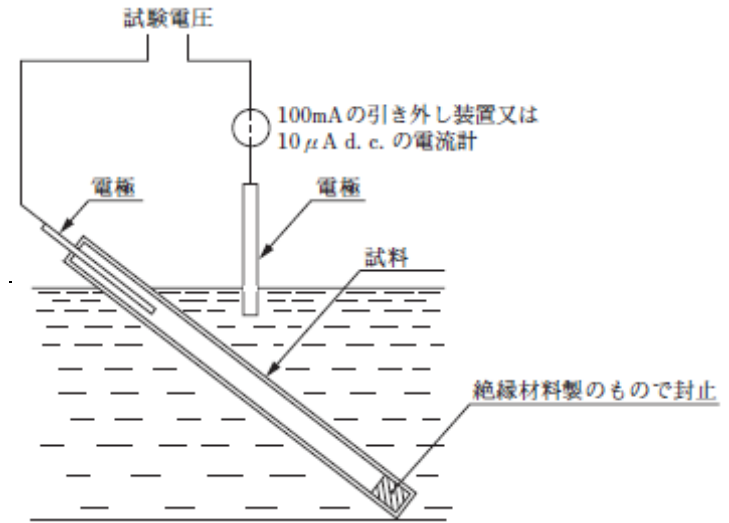
(ロ) (イ) の状態で 24 時間±15 分間経過した後、両電極間に周波数 50 又は 60Hz のほぼ正弦波形の電流を電圧 1,000 から 2,000V まで徐々に増加させて印加する。電圧が 2,000V に達した後、15 分間、その電圧を保持する。

なお、試験は以下の条件で行う。

a 試験に使用する高電圧変圧器は、出力電圧に該当する試験電圧に調整した後に出力端子を短絡させたとき、出力電流は少なくとも 200mA となるように設計する。出力電流が 100mA 未満のときは、過電流継電器は作動しないこと。なお、試験中、印加される試験電圧の実効値を±3%以内で測定できるように行う。

b 回路に組み込まれた 100mA の漏れ電流検知装置が 15 分間の試験中に作動しなければ、その試料は十分な絶縁耐力を持つものとみなす。

図 1



ハ 引張強度

(イ) の試験条件で試験を行ったとき、(ロ) の基準に適合すること。

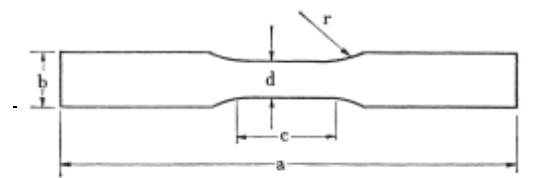
(イ) 試験条件

完成品から次の表に掲げる寸法の試料を 3 個とり、5℃以上 30℃以下の空気中において試料のそれぞれについて毎分約 10 mmの速さで試料が破壊するまで引張荷重を加えること。

単位 (mm)

電線管の公称内径	寸法				
	a	b	c	d	r
22以下のもの	90	8	25	5	6
22を超えるもの	100	15	35	10	25

(備考) a、b、c、d及びrは、次の図によること。



(ロ) 基準

試料が破壊するまでの最大の引張荷重 (3個の試料についての平均値をとるものとする。) を引張荷重が加わる断面積 (試験前の値とする。) で除して得た引張強さを次の式によって 20℃における引張強さに換算し、その値が 46MPa 以上であること。

$$f_{20} = f_t + 0.6517(t - 20)$$

f_{20} は、20℃における引張強さとし、その単位は、MPa とする。

f_t は、 t ℃における引張強さとし、その単位は、MPa とする。

t は、試験時の温度とし、その単位は、℃とする。

ニ 圧縮強度

附表第二十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ 耐燃性

附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

ヘ 耐熱性

附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

(4) 合成樹脂製可撓管及びCD管

イ 構造

(イ) 管軸に対して直角に切断した断面が円形であること。

(ロ) 寸法は、次の表に適合すること。

a 合成樹脂製可撓管

(単位 mm)

公称内径	内径の最小値	外径
14	13.2	21.5±0.5
16	15.2	23.0±0.5
18	17.1	26.0±0.5
22	20.9	30.5±0.8
28	26.7	36.5±0.8
36	33.4	45.5±0.8
42	38.2	52.0±0.8
54	48.8	64.5±0.8
70	64.5	81.0±1.0
82	74.2	94.5±1.2

b CD管

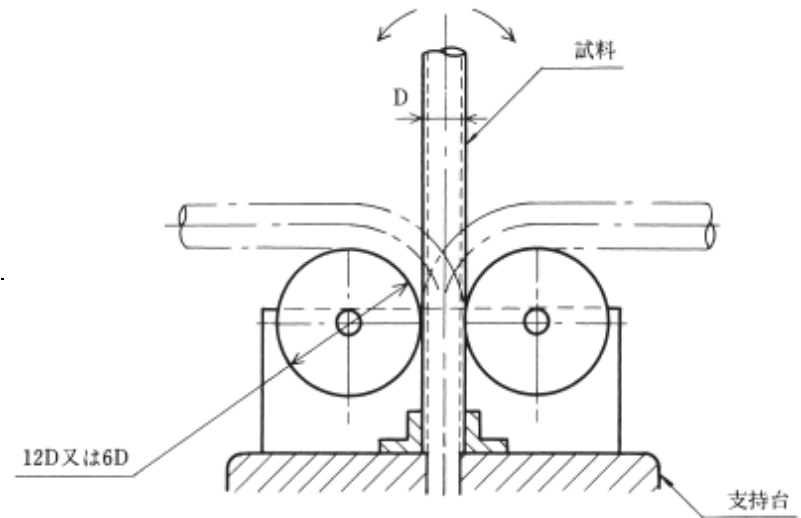
(単位 mm)

公称内径	内径の最小値	外径
14	13.2	19.0±0.5
16	15.2	21.0±0.5
18	17.1	23.5±0.5
22	20.9	27.5±0.8
28	26.7	34.0±0.8
36	33.4	42.0±0.8
42	38.2	48.0±0.8
54	48.8	60.0±0.8
70	64.5	76.0±0.8
82	74.2	89.0±0.8

ロ 可撓性

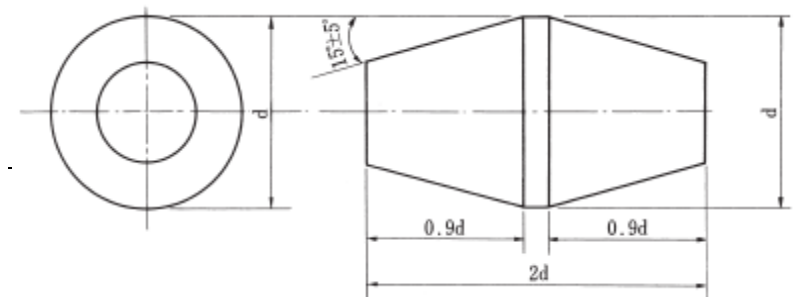
平滑管にあつては外径の 30 倍以上、波付管にあつては外径の 12 倍以上の長さの試料をとり、 $20^{\circ}\text{C}\pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び $-5^{\circ}\text{C}\pm 2^{\circ}\text{C}$ （電線管にタイプ-25 と表示したものにあつては、 $-15^{\circ}\text{C}\pm 2^{\circ}\text{C}$ ）のそれぞれの温度に試料及び図 1 に示す試験装置を 2 時間保つた後、それぞれの温度において試験装置に試料を取り付け、平滑管にあつては試料の外径の 12 倍、波付管にあつては試料の外径の 6 倍に等しい直径を有する円筒のまわりに試料を 90° 屈曲させ、その状態を 1 分間保つた後直線状に戻し、次に反対方向に 90° 屈曲させ、その状態を 1 分間保つた後直線状に戻す。この屈曲操作を 3 回半繰り返した後、試料を最後に屈曲させた方向と反対方向に 90° 屈曲させ、その状態で 5 分間保ち、次に試料を屈曲させた状態を保ちつつ試料の両端の直線部分が鉛直から 45° の角度になるように試験装置を傾け、図 2 に示すゲージを試料の一端から初速度なしに落下させたとき、試料にひび又は割れが生ぜず、かつ、当該ゲージが試料内を容易に通過すること。

図 1



(備考) Dは、試料の外径を表す。

図 2



(備考)

- 1 材質は鋼製であって、角は丸みをつけてあること。
- 2 表面粗さは、0.01mm以下とする。

3 外径の寸法は、次の表に掲げるとおりとし、その許容差は、 $\frac{+0.05\text{mm}}{0}$ とする。

4 長さの寸法の許容差は、 $\pm 0.2\text{mm}$ とする。

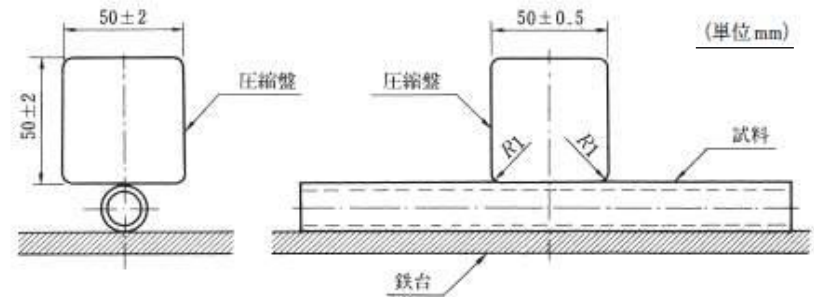
単位 (mm)

電線管の公称内径	外径D
14	10.6
16	12.2
18	13.7
22	16.7
28	21.4
36	26.7
42	30.6
54	39.0
70	51.6
82	59.4

ハ 圧縮復元性

長さ 200 mm の試料を採り、 $20^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ の温度において、図 3 に示す試験装置を用い、試料のほぼ中央に幅 50 mm の鋼製の圧縮盤を乗せ、その上から 750N 以上の荷重を徐々に加え、30 秒間で試料の外径の減少率が 30% を超え 50% 以下になるように圧縮した後、荷重及び圧縮盤を取り除き、15 分間放置したとき、試料にひび又は割れが生ぜず、かつ、試料の外径の減少率が 10% 以下まで復元すること。

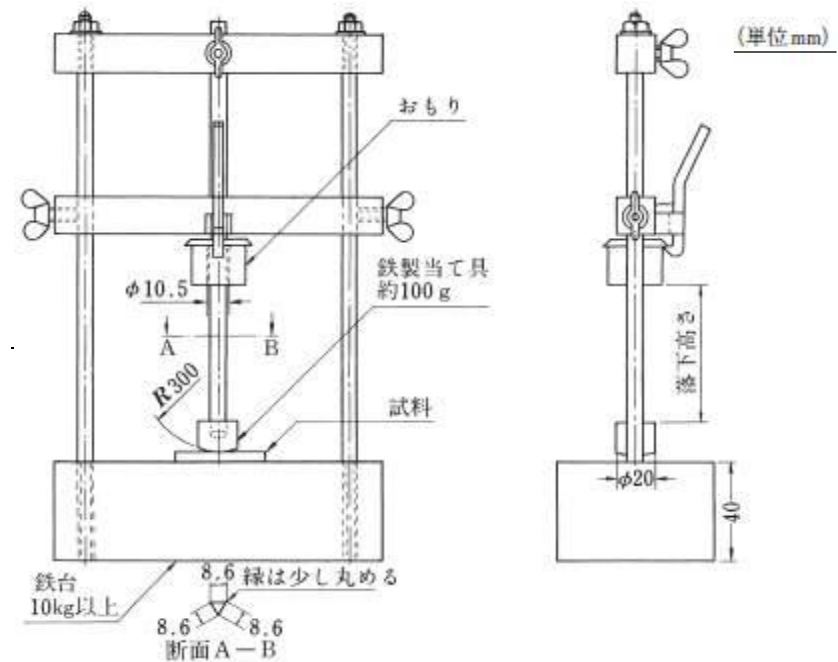
図 3



二 衝撃強度

長さ約 200 mm の試料を 12 本採り、 $60^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ の温度に 10 日間保った後、これを厚さ 40 mm の衝撃吸収材上に置いた図 4 に示す試験装置とともに $-5^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ (電線管にタイプ-25 と表示したものにあつては、 $-25^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$) の温度に 2 時間保ち、次に試験装置の鉄台上に試料を置き、質量 2.0 kg のおもりを $100 \text{ mm} \pm 1 \text{ mm}$ の高さから落下させたとき、9 本以上の試料にひび又は割れが生じないこと。

図 4

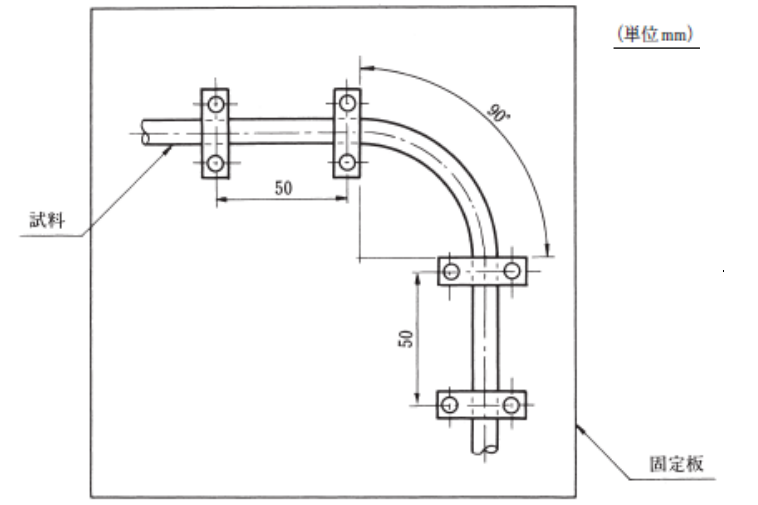


ホ 耐屈曲変形性

平滑管にあつては外径の30倍以上、波付管にあつては外径の12倍以上の長さの試料をとり、 $20^\circ\text{C} \pm 2^\circ\text{C}$ の温度において口図1に示す試験装置を用い平滑管にあつては試料の外径の12倍、波付管にあつては試料の外径の6倍に等しい直径を有する円筒のまわりに試料を 90° 屈曲させた後直線上に戻し、次に反対方向に 90° 屈曲させ、これを図5に示す固定板に取り付け $60^\circ\text{C} \pm 2^\circ\text{C}$ の温度に24時間保ち、次に試料の両端の直線部分が鉛直から 45° の角度になるように固定板を傾け、口図2に示すゲージを試料の一端から初速度なしに落下させたとき、当該ゲージが試料内を容易に通過す

ること。

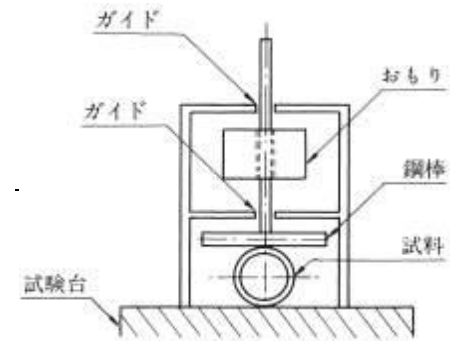
図5



〜 耐熱変形性

長さ約 100 mmの試料を採り、これを図6に示す試験装置とともに $60^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ の温度に4時間保った後、この試験装置を用いて試料の中央に管軸と直角方向に直径6 mmの鋼棒を乗せ、その上から質量2.0kgのおもりによって荷重を加えた状態で24時間保ち、次に荷重及び鋼棒を取り除き試料を鉛直にし、口図2に示すゲージを試料の一端から初速度なしに落下させたとき、当該ゲージが試料内を容易に通過すること。

図6



ト 耐燃性

合成樹脂製可撓管にあつては、附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

厚さ (mm)	時間 (秒)
0.5以下	15
0.5を超え1.0以下	20
1.0を超え1.5以下	25
1.5を超え2.0以下	35
2.0を超え2.5以下	45
2.5を超え3.0以下	55
3.0を超え3.5以下	65
3.5を超え4.0以下	75
4.0を超え4.5以下	85
4.5を超え5.0以下	130
5.0を超え5.5以下	200
5.5を越え6.0以下	300
6.0を超え6.5以下	500

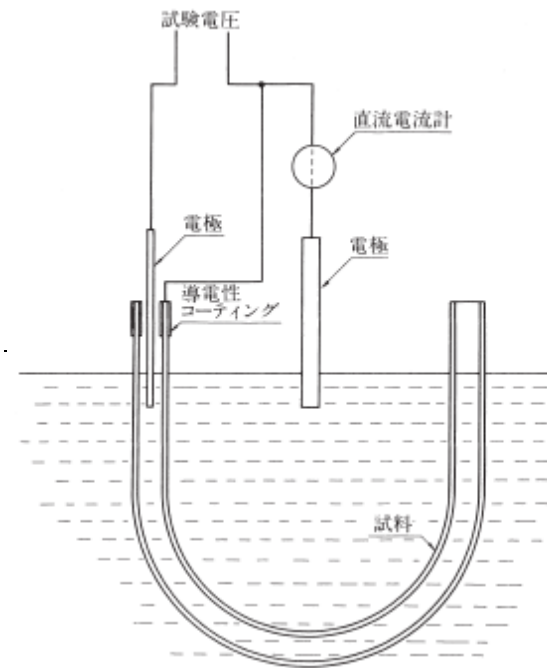
(備考) 厚さは、管軸を含む平面で切った断面の管壁を構成する試料の厚さを3箇所以上で測った値の平均値とする。

チ 絶縁耐力

長さ 1.2m 以上の試料をとり、図 7 に示すようにその両端の長さ約 100 mm の部分が水面から出るように 20℃±5℃の清水中に浸し、

24 時間経過した後、試料の内側及び外側の清水中に電極を浸し両電極間に 2,000V の交流電圧を連続して 15 分間加えたとき、これに耐えること。この場合において、電極を挿入する側の試料の端部の長さ 10 mm 以上の部分には導電性コーティングを施し、これと試料の外側の電極を電氣的に接続しなければならない。

図 7



リ 絶縁抵抗

チに規定する試験の直後の試料及び電極をチ図 7 と同様の状態で $60^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ の清水中に 2 時間浸し、両電極間に 500V の直流電圧を 1 分間加えたとき、絶縁抵抗が $100\text{M}\Omega$ 以上であること。この場

合において、試料の外側の清水中に浸した電極と接続された導電性コーティングを流れる電流は、絶縁抵抗の算出に当たって用いる電流に加えないものとする。

(5) 可撓電線管

イ 一種金属製可撓電線管

(イ) 構造

a 条片の継目が著しく厚さを増さず、かつ、一種金属製可撓電線管の強さを減少させないものであること。

b 寸法は、附表第二1に適合すること。

(ロ) 引張強度

長さが300 mm以上の試料を採り、これに1,470Nの引張荷重を管軸の方向に1分間加えたとき、かん合部が離れないこと。

(ハ) 可撓性

適性な長さの試料をとり、公称内径の10倍の直径を有する円筒のまわりに密に巻き付けた後に直線状にもどし、次に反対方向に巻き付けた後に直線状にもどす操作を2回繰り返したとき、ひびまたは割れが生ぜず、かつ、かん合部が離れないこと。

(ニ) 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ 二種金属製可撓電線管

(イ) 構造

a 最外層は厚さが0.14 mm以上の亜鉛めっき又は鉛めっきを施した帯鋼、中間層及び最内層は厚さが0.11 mm以上の

帯鋼又はバルカナイズドファイバー、合成樹脂若しくは耐水性の紙であること。この場合において、帯鋼が最内層にあるときは、その帯鋼は亜鉛めっき又は鉛めっきを施したものでなければならない。

b 寸法は、附表第二 2 に適合すること。

(ロ) 引張強度

長さが 300 mm 以上の試料を採り、これに次の式により計算した値 (1,960N を超える場合は、1,960N) の引張荷重を管軸の方向に 1 分間加えたとき、かん合部が離れないこと。

$$M=49 (D+10)$$

M は、引張荷重とし、その単位は、N とする。

D は、公称内径とし、その単位は、mm とする。

(ハ) 圧縮強度

外径と等しい長さの試料を採り、これを平板間にはさみ、管軸と直角の方向に毎分 3 mm の速さで圧縮荷重を加え、次の式により計算した値 (1,960N を超える場合は、1,960N) の荷重に達したとき、外径が圧縮前の外径の 30% 以上増加し、又は減少しないこと。

$$M=68.6D \left(1.25 - \frac{D}{100}\right)$$

M は、圧縮荷重とし、その単位は、N とする。

D は、公称内径とし、その単位は、mm とする。

(ニ) 可撓性

長さが 600 mm の試料をとり、これを公称内径の 3.5 倍の直径を有する円筒に密に巻き付けた後に直線状にもどし、次に

反対方向に巻き付けた後に直線状にもどす操作を10回繰り返したとき、ひびまたは割れが生ぜず、かつ、かん合部が離れないこと。

(ホ) 電気抵抗

(ニ) の試験に使用する試料の外面の中央部に管軸の方向に相互の距離が500 mmの2個の標点をし、(ニ) の試験の前後に測定した標点間の電気抵抗は、それぞれ0.02 Ω以下および0.03 Ω以下であること。

(ヘ) 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ト) 耐水性

a バルカナイズドファイバー、合成樹脂および耐水性の紙は、水中に48時間浸したとき、著しく膨張せず、かつ、通常の摩擦により繊維がはがれないこと。

b 適当な長さの試料をとり、外径の3倍の曲率半径で屈曲させ、その屈曲部を水中に48時間浸したとき、管内に水が浸入しないこと。

(6) フロアダクト

イ 構造

(イ) まっすぐであること。

(ロ) 上面の中央線上に電線引出し孔を設けてあること。

(ハ) 寸法は、附表第三に適合すること。

ロ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(7) 金属製線樋

イ 一種金属製線樋

(イ) 構造

- a まっすぐであること。
- b 両端が軸に対して直角に切断され、かつ、なめらかであること。
- c 造営材に容易に、かつ、堅ろうに取り付けることができること。
- d ベースとキャップとが完全にかん合し、衝撃等により容易に離れないこと。
- e 寸法は、附表第四 1 に適合すること。

(ロ) 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ 二種金属製線樋

(イ) 構造

- a まっすぐであること。
- b 両端が軸に対して直角に切断され、かつ、なめらかであること。
- c 本体とカバーとが完全に取り付けられ、衝撃等により容易にはずれないこと。
- d 寸法は、附表第四 2 に適合すること。

(ロ) 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(8) 欠番

(9) 表示

附表第二十七に規定する表示の方式により表示すること。

2 電線管類の附属品

(1) 共通の事項

イ 材料

(イ) カップリングにあつては、鋼若しくは可鍛鋳鉄、JIS H 4100(2005)「アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材」に規定する A6063S-T5、JIS H 5302(2006)「アルミニウム合金ダイカスト」に規定する 5 種のもの若しくは JIS H 5301(1990)「亜鉛合金ダイカスト」に規定する 2 種のもの若しくはこれらと同等以上のもの又は合成樹脂であること。

(ロ) ノーマルバンドにあつては、JIS G 3132(2005)「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」に規定するもの、JIS G 3141(2005)「冷間圧延鋼板及び鋼帯」に規定するもの、それらに亜鉛めっきを施したもの、JIS H 4000(2006)「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定する A3003P-H14 若しくは A3003P-H24、JIS H 4100(2006)「アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材」に規定する A6063S-T5 若しくはこれらと同等以上のもの又は合成樹脂であること。

(ハ) コネクターにあつては、鋼若しくは可鍛鋳鉄（フロアダクト用のものにあつては、鋳鉄）、JIS H 5302(2006)「アルミニウム合金ダイカスト」に規定する 5 種のもの、JIS H 5301(1990)「亜鉛合金ダイカスト」に規定する 2 種のもの若

しくはこれらと同等以上のもの又は合成樹脂であること。

(ニ) ブッシングにあっては、鋼、可鍛鋳鉄、JIS H 5302(2006)「アルミニウム合金ダイカスト」に規定する5種のもの、JIS H 5301(1990)「亜鉛合金ダイカスト」に規定する2種のもの若しくはこれらと同等以上のもの又は合成樹脂であること。ただし、絶縁ブッシングの絶縁部分にあっては、この限りでない。

(ホ) エルボー、キャップ及び露出用ボックスにあっては鋼若しくは鋳鉄、JIS H 5302(2006)「アルミニウム合金ダイカスト」に規定する5種のもの、若しくはJIS H 5301(1990)「亜鉛合金ダイカスト」に規定する2種のもの若しくはこれらと同等以上のもの又は合成樹脂であること。ただし、カバー及び電線引出し板にあっては、この限りでない。

(ヘ) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)に掲げるもの以外のものであっては、鋼又は合成樹脂であること。

ロ 構造

(イ) 内面(ねじの部分を除く。)は、電線の引入れまたは引換えのとき電線の被覆を損傷するおそれがないようになめらかであること。

(ロ) 金属製のものにあっては電線管類と附属品又は附属品相互が堅ろうに、かつ、電氣的に確実に、合成樹脂製のものにあっては電線管類と附属品又は附属品相互が堅ろうに接続できること。

(ハ) 管状のものまたはハブを有するものにあっては、管またはハブの端部が管軸に対して直角に切断され、かつ、面取りを施

してあること。

(ニ) 溶接した部分またはかん合した部分は、衝撃等により容易に離れないこと。

(ホ) カバーまたは電線引出し板を止める部分は、堅ろうに止めることができる構造であること。

(ヘ) 金属の表面は、めっき、塗装その他の適当なさび止めを施してあること。ただし、耐食アルミニウム合金のものにあつては、この限りでない。

(ト) 合成樹脂製のものにあつては、電線管との接続に使用するためのねじを施していないこと。ただし、金属製電線管用のブッシング及び外面が波付きの電線管用のものにあつては、この限りでない。

(チ) 合成樹脂製の附属品にあつては、ねじ固定手段を持つ部分に、ねじの呼び径 3.6 mm を超え 5.3 mm 以下のねじが取付可能であること。ねじ部は、附表第二十八に規定するねじ部トルク試験に適合すること。また、金属製のねじ（ステンレス製及び黄銅製のねじを除く。）にあつては、附表第二十一に規定する試験に適合すること。

(2) 金属製カップリング

イ 構造

(イ) 寸法は、附表第六に適合すること。

(ロ) 次の箇所には、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するめねじを施してあること。

a 電線管用のカップリング（ユニオンカップリングおよびねじなしカップリングを除く。）にあつては、その両端

b 電線管用のユニオンカップリングにあつては、リングおよびニップル

c 一種金属製可撓電線管用のコンビネーションカップリングにあつては、電線管と接続する側

d 二種金属製可撓電線管用のカップリング（ストレートカップリングを除く。）であつて、電線管との接続の方式がねじ込み型のものにあつては、電線管と接続する側

(ハ) 電線管用のユニオンカップリングにあつては、ナット、リングおよびニップルが相互に確実にねじ接続されていること。

(ニ) 一種金属製可撓電線管用のスプリットカップリングにあつては、一種金属製可撓電線管をねじで締め付けて接続する構造であり、その内面に一種金属製可撓電線管の凹部にかん合する 2 個以上の凸部をそれぞれ一種金属製可撓電線管のピッチに等しい間隔で設けてあること。

(ホ) 一種金属製可撓電線管用のコンビネーションカップリングにあつては、一種金属製可撓電線管と接続する側に次に掲げる個数の一種金属製可撓電線管を締め付けるねじを備えていること。ただし、袋ナットを用いることができる場合は、この限りでない。

a 公称内径が 39 mm 用未満のものにあつては、1 個以上であること。

b 公称内径が 39 mm 用以上のものにあつては、2 個以上であること。

(ヘ) フロアダクト用のカップリングにあつては、次に適合すること。

a 両端が軸に対して直角に切断されていること。

b FF6フロアダクト及びFF7フロアダクトに使用するカップリング以外のものにあつては、フロアダクトと接続するためにJIS B 0205-1(2001)「一般用メートルねじ-第1部：基準山形」及びJIS B 0205-2(2001)「一般用メートルねじ-第2部：全体系」又はJIS B 0205-3(2001)「一般用メートルねじ-第3部：ねじ部品用を選択したサイズ」及びJIS B 0205-4(2001)「一般用メートルねじ-第4部：基準寸法」に規定するM6のねじを備えていること。

c FF6フロアダクトまたはFF7フロアダクトに使用するカップリングにあつては、フロアダクトと確実に接続するためにストッパーを施してあること。

(ト) 一種金属製線樋用のカップリングにあつては、次に適合すること。

a 造営材に容易に、かつ、堅ろうに取り付けることができること。

b 両端が軸に対して直角に切断され、かつ、線樋と接続する部分がなめらかであること。

(チ) 二種金属製線樋用のカップリングにあつては、ビス等により本体に堅ろうに取り付けることができること。

ロ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 電気抵抗

薄鋼電線管用のねじなしカップリングにあつては、2本の薄鋼電線管をねじなしカップリングで接続したとき、薄鋼電線管相互の

間の電気抵抗が 0.001Ω 以下であること。この場合において、ねじ止め型のねじなしカップリングにあつては、 $4Nm$ （ねじ頭が $4Nm$ 未満のトルクでねじ切れるものにあつては、その値）のトルクで締め付けなければならない。

ニ 横圧強度

薄鋼電線管用のねじなしカップリングにあつては、ハのねじなしカップリングにより接続した薄鋼電線管を水平に支持し、カップリングの部分に次の表に掲げるおもりをつるし、管軸を中心として1分間に1回転させたとき、カップリングが損傷せず、電線管とカップリングとの接続がゆるまず、電線管がすべらず、かつ、電線管相互間の電気抵抗が 0.005Ω を超えないこと。この場合において、支持点間隔は 750mm とし、かつ、カップリングは支持点の中央に置かなければならない。

適用電線管の公称内径 (mm)	おもりの質量 (kg)	適用電線管の公称内径 (mm)	おもりの質量 (kg)
15	9	39	45
19	13	51	50
25	22	63	70
31	30	75	70

ホ 引張強度

(イ) 薄鋼電線管用のねじなしカップリングにあつては、ハに規定する方法によりカップリングを接続した薄鋼電線管に次の表に掲げる引張荷重を管軸の方向に1分間加えたとき、カップリングが損傷せず、電線管とカップリングの接続がゆるまず、かつ、電線管がすべらないこと。

適用電線管の公称内径 (mm)	引張荷重 (N)
15	1,030

19	1,471
25	2,206
31	2,775
39	3,119
51	4,050
63	4,452
75	4,452

(ロ) 二種金属製可撓電線管用のカップリングにあつては、附表第二十六1の試験を行ったとき、これに適合すること。

へ 圧縮強度

二種金属製可撓電線管用のカップリングにあつては、附表第二十六2の試験を行ったとき、これに適合すること。

(3) 金属製コネクター

イ 構造

(イ) 電線管との接続の方式がねじ込み型のものにあつては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するめねじを施してあること。

(ロ) ボックスとの接続の方式がねじ込み型のものにあつては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するおねじを施してあること。

(ハ) 寸法は、附表第七に適合すること。

(ニ) 一種金属製可撓電線管用のボックスコネクターにあつては、一種金属製可撓電線管と接続する側に次に掲げる個数の一種金属製可撓電線管を締め付けるねじを備えていること。ただし、袋ナットを用いることができる場合は、この限りでない。
a 公称内径が 39 mm用未満のものにあつては、1個以上であること。

b 公称内径が 39 mm 用以上のものにあつては、2 個以上であること。

(ホ) フロアダクト用のコネクタにあつては、フロアダクトと接続する側に JIS B 0205-1(2001)「一般用メートルねじ—第 1 部：基準山形」及び JIS B 0205-2(2001)「一般用メートルねじ—第 2 部：全体系」又は JIS B 0205-3(2001)「一般用メートルねじ—第 3 部：ねじ部品用に選択したサイズ」及び JIS B 0205-4(2001)「一般用メートルねじ—第 4 部：基準寸法」に規定する M6 のねじを備えていること。

(ヘ) 一種金属製線樋用のボックスコネクタにあつては、次に適合すること。

a 両端が軸に対して直角に切断され、かつ、線樋と接続する部分がなめらかであること。

b ボックスと接続する部分は、面取りを施してあること。

(ト) 二種金属製線樋用のコネクタにあつては、ビス等により本体に堅ろうに取り付けることができ、かつ、電線管等との接続孔を有すること。

ロ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 引張強度

二種金属製可撓電線管用のボックスコネクタにあつては、附表第二十六 1 の試験を行ったとき、これに適合すること。

ニ 圧縮強度

二種金属製可撓電線管用のボックスコネクタにあつては、附表第二十六 2 の試験を行ったとき、これに適合すること。

(4) 金属製ノーマルベンド

イ 構造

(イ) 電線管との接続の方式がねじ込み型のものにあつては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するおねじを施してあること。

(ロ) 寸法は、附表第八に適合すること。

ロ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(5) 金属製ブッシング

イ 構造

(イ) 電線管との接続の方式がねじ込み型のものにあつては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するめねじを施してあること。

(ロ) 寸法は、附表第九に適合すること。

(ハ) 絶縁ブッシングの絶縁物は、布入りフェノール樹脂、硬質塩化ビニルその他の機械的に丈夫なものであること。

(ニ) 二種金属製可撓電線管用のブッシング及び一種金属製線通用のブッシングにあつては、両端がなめらかであること。

ロ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 絶縁耐力

絶縁ブッシングにあつては、ブッシングを管に取りつけ、絶縁部を上方にしてその上に金属板を載せ、10Nの荷重を加え、その金属板と管との間に1,500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分

間これに耐えること。

ニ 引張強度

絶縁ブッシングにあっては、ブッシングを管に取り付け、次の表に掲げる太さおよび本数の鋼線を挿入し、同表の引張荷重で管軸と45°の方向に毎分5mの速さで4m引張ったとき、ひび、割れその他の異状が生じないこと。

適用電線管の公称内径 (mm)	引張荷重 (N)	鋼線	
		直径 (mm)	本数
15以下	490	2.6	1
15をこえ19以下	740	2.6	1
19をこえ25以下	980	2.6	1
25をこえ31以下	1,230	2.6	2
31をこえ39以下	1,470	2.6	2
39をこえ51以下	1,720	2.6	2
51をこえ63以下	1,960	2.6	2
63をこえ76以下	2,210	4	1
76をこえ82以下	2,450	4	1
82をこえ92以下	2,700	4	2
92をこえるもの	2,940	4	2

ホ 締付け強度

絶縁ブッシングにあっては、ねじを施した管の端に最終の位置までねじ込み、次の表に掲げるねじりモーメントで締め付けたとき、ひび、割れその他の異状が生じないこと。

適用電線管の公称内径 (mm)	ねじりモーメント (Nm)
15以下	4.9
15をこえ19以下	5.9
19をこえ25以下	6.9
25をこえ31以下	7.8
31をこえるもの	9.8

(6) 金属製エルボー及び金属製キャップ

イ 構造

- (イ) 寸法は、附表第十及び附表第十一に適合すること。ただし、二種金属製線樋用のエンドキャップにあっては、この限りでない。
- (ロ) 次の箇所であって、電線管との接続の方式がねじ込み型のものにあつては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するめねじを施してあること。
- a 電線管用のエルボーおよびキャップにあっては、ハブ部
b フロアダクト用のエルボーにあっては、電線管と接続する側
- (ハ) 電線管用のエルボーにあっては、金属製または合成樹脂製のカバーがあること。
- (ニ) 二種金属製線樋用のエンドキャップの厚さは、1.5 mm以上であること。
- (ホ) フロアダクト用のエルボーにあっては、次に適合すること。
- a フロアダクトと接続する側に JIS B 0205-1(2001)「一般用メートルねじ—第1部：基準山形」及び JIS B 0205-2(2001)「一般用メートルねじ—第2部：全体系」又は JIS B 0205-3(2001)「一般用メートルねじ—第3部：ねじ部品用に選択したサイズ」及び JIS B 0205-4(2001)「一般用メートルねじ—第4部：基準寸法」に規定する M6 のねじを備えていること。
- b 高さが調節できる構造であること。
- (ヘ) 一種金属製線樋用のエルボーにあっては、両端が軸に対して直角に切断され、かつ、なめらかであること。

(ト) 二種金属製線樋用のエルボーにあつては、次に適合すること。

a 両端が軸に対して直角に切断され、かつ、なめらかであること。

b ビス等により本体に堅ろうに取り付けることができること。

(チ) キャップ（二重金属製線樋用のエンドキャップを除く。）にあつては、次に適合すること。

a 電線引出し用の絶縁板を有すること。

b 内部に水が入らない構造であること。

(リ) 二種金属製線樋用のエンドキャップにあつては、線樋を接続する箇所は、ねじ止め等の方法により線樋を堅ろうに取り付けることができること。

ロ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(7) 金属製ボックス

イ 構造

(イ) 電線管との接続の方式がねじ込み型のものにあつては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するめねじを施してあること。

(ロ) 寸法は、附表第十二に適合すること。

(ハ) 次の箇所には、JIS B 0205-1(2001)「一般用メートルねじ—第1部：基準山形」及びJIS B 0205-2(2001)「一般用メートルねじ—第2部：全体系」又はJIS B 0205-3(2001)「一般用メートルねじ—第3部：ねじ部品用に選択したサイズ」及びJIS B 0205-4(2001)「一般用メートルねじ—第4部：基準寸

法」に規定する M4（フロアダクト用のボックスであって、フロアダクトと接続する側にあつては、M6）のねじを備えていること。

a 電線管用のボックスにあつては、カバーを止める部分

b フロアダクト用のボックスにあつては、フロアダクトと接続する側

c 線樋用のボックスにあつては、カバーを止める部分

(二) 電線管用のボックスにあつては、次に適合すること。

a ロックアウトは、ロックナットまたはブッシングの取付けに支障のないように配置してあること。

b 取付け耳は、かしめと溶接との併用またはこれと同等以上の方法により堅固に取り付けてあること。

(ホ) フロアダクト用のボックスにあつては、次に適合すること。

a 使用しない穴をブランクワッシャーでふさぐことができる構造であること。

b 金属製または合成樹脂製のカバーおよびこれとかん合するマーカシートを備えていること。

c 高さが調整できる構造であること。

d フロアダクトを2列または3列に接続できる構造のものにあつては、内部に鋳鉄製もしくは鋼製のセパレーターまたはこれらと同等以上の強さのセパレーターを備えており、フロアダクトを接続した場合にそのフロアダクト相互間の離隔距離が19 mm以上であること。

(ヘ) 一種金属製線樋用のボックスにあつては、衝撃等により容易に変形しないこと。

(ト) 二種金属製線樋用のボックスにあつては、衝撃等により容易に變形せず、かつ、ビス等により本体に堅ろうに取り付けることができること。

ロ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(8) 金属製ティ及び金属製クロス

イ 構造

(イ) 両端が軸に対して直角に切断され、かつ、なめらかであること。

(ロ) 一種金属製線樋用ティ及びクロスにあつては、ベースとキャップとが完全にかん合し、衝撃等により容易に離れないこと。

(ハ) 二種金属製線樋用のティ及びクロスにあつては、ビス等により本体に堅ろうに取り付けることができること。

(ニ) 寸法は、附表第十三および附表第十四に適合すること。

ロ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(9) その他の金属製附属品

イ 構造

(イ) 電線管との接続の方式がねじ込み型のものにあつては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するめねじを施してあること。

(ロ) ボックスとの接続の方式がねじ込み型のものにあつては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するおねじを施してあること。

(ハ) 厚さが 1.5 mm 以上のものであること。

ロ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(10) 合成樹脂製カップリング及び合成樹脂製ノーマルバンド

イ 構造

(イ) 断面は、円形であること。

(ロ) 合成樹脂製カップリングであってねじを有するものにあつては、かん合するねじ部の有効長さが 3 ピッチ以上あること。

(ハ) 寸法は、附表第十五及び附表第十六に適合すること。

ロ 絶縁耐力

附表第二十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 引張強度

合成樹脂製カップリングであつて合成樹脂製可撓管及びCD管と接続するためのねじを有するものにあつては、設計上の方法により、かん合する合成樹脂製可撓管又はCD管と 2 個のカップリングを、その全長が 300 mm 以上となるように組み立てる。組立品に 30 から 40 秒間で 500N に達するように連続的に増加する引張荷重を加える。その 2 分±10 秒後に荷重を取り除いた後において、カップリングは組み立てた状態のままであり、かつ、目視によつて認められるひび又は割れが生じないこと。

ニ 圧縮強度

附表第二十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ 耐燃性

CD管用のもの以外のものにあつては、附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

へ 耐熱性

附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

ト 衝撃強度

附表第二十九の試験を行ったとき、これに適合すること。

(11) 合成樹脂製コネクタ

イ 構造

(イ) つばがボックスの壁に密着できる構造であること。

(ロ) ねじを有するものにあつては、かん合するねじ部の有効長さが3ピッチ以上あること。

(ハ) 寸法は、附表第十七に適合すること。

ロ 絶縁耐力

附表第二十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 引張強度

(イ) ねじ（合成樹脂製可撓管及びCD管用のものを除く。）を有するものにあつては、厚さが3mmの鋼板又は治具をはさんでコネクタを組み合わせ、5℃以上 30℃以下の空気中において、毎分約10mmの速さで次の表に掲げる引張荷重を加えたとき、ひび、割れその他の異状が生じないこと。

適用電線管の公称内径 (mm)	引張荷重 (N)
22以下	2,940
22を超え28以下	3,430
28を超え36以下	3,920
36を超えるもの	4,900

(ロ) 合成樹脂製可撓管及びCD管と接続するためのねじを有するものにあつては、設計上の方法により、かん合する合成樹脂製可撓管又はCD管と2個のコネクタを、その全長が300

mm以上となるように組み立てる。組立品に 30 から 40 秒間で 500N に達するように連続的に増加する引張荷重を加える。2 分±10 秒後に荷重を取り除いた後、コネクタは組み立てた状態のままであり、目視によって認められるひび又は割れが生じないこと。

ニ 圧縮強度

附表第二十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ 耐燃性

CD管用のもの以外のものにあつては、附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

へ 耐熱性

附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

ト 衝撃強度

附表第二十九の試験を行ったとき、これに適合すること。

(12) 合成樹脂製ボックス

イ 構造

(イ) ハブの管軸が本体の壁に対して直角であること。

(ロ) ノックアウトを有するものにあつては、ノックアウトは、コネクタ又はブッシングの取付けに支障のないように配置してあること。

(ハ) 寸法は、附表第十八に適合すること。

ロ 絶縁耐力

附表第二十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 圧縮強度

(イ) 附表第二十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ロ) ノックアウトを有するボックスにあつては、ノックアウトの中心部に直径 10 mmの円筒の棒によって毎分 10 mmの速さで 160N の圧縮荷重を加えたとき、ひび、割れその他の異状が生じないこと。

ニ 耐燃性

附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ 耐熱性

附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

へ ねじ部トルク試験

ボックスでねじ固定手段をもつめねじ部にあつては、附表第二十八の試験を行ったとき、これに適合すること。

ト 衝撃試験

附表第二十九の試験を行ったとき、これに適合すること。

(13) 合成樹脂製ブッシング

イ 構造

(イ) 両端がなめらかであること。

(ロ) 寸法は、附表第十九に適合すること。

(ハ) 金属製電線管用のブッシングにあつては、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」附属書に規定するめねじを施してあること。

(ニ) 二種金属製可撓電線管用のブッシングにあつては、当該可撓電線管に適合するねじを施してあること。

ロ 絶縁耐力及び絶縁抵抗

(イ) 合成樹脂製電線管用のブッシングにあつては附表第二十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ロ) 金属製電線管用及び二種金属可撓電線管用のブッシングにあ

っては、試料を管に取り付け上向きとし、その上に金属板を載せ、10Nの荷重を加え、その金属板と管との間に2,000Vの交流電圧を連続して加えたとき、15分間これに耐えること。

ハ 圧縮強度

(イ) 合成樹脂製電線管用のブッシングにあつては、附表第二十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ロ) 金属製電線管用及び二種金属製可撓電線管用のブッシングにあつては、試料を平板間にはさみ、5℃以上30℃以下の空気中において管軸と直角の方向に毎分約10mmの速さで次の式により計算した値(490Nを超える場合は、490N)の圧縮荷重を1分間加えたとき、ひび、割れその他の異状が生じないこと。

$$M=19.6A$$

Mは、圧縮荷重とし、その単位は、Nとする。

Aは、ブッシングの外径とし、その単位は、mmとする。

ニ 落下強度

金属製電線管用及び二種金属製可撓電線管用のブッシングにあつては、試料を1mの高さからコンクリート台の上に3回落下させたとき、ひび、割れその他の異状が生じないこと。

ホ 耐燃性

附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

ヘ 耐熱性

(イ) 合成樹脂製電線管用のブッシングにあつては、附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ロ) 金属製電線管用及び二種金属製可撓電線管用のブッシングにあつては、試料を130℃±3℃の温度に3時間保った後に、室

温まで自然に冷却させたとき、外径の変化率が±1%以内であること。

ト 衝撃強度

附表第二十九の試験を行ったとき、これに適合すること。

(14) 合成樹脂製キャップ

イ 構造

寸法は、附表第二十に適合すること。

ロ 絶縁耐力

附表第二十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 圧縮強度

附表第二十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

ニ 耐燃性

附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ 耐熱性

附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

ヘ 衝撃強度

附表第二十九の試験を行ったとき、これに適合すること。

(15) その他の合成樹脂製附属品

イ 絶縁耐力及び絶縁抵抗

附表第二十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ 圧縮強度

附表第二十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 耐燃性

附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

ニ 耐熱性

附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ ねじ部トルク試験

ボックスでねじ固定手段をもつめねじ部にあつては附表第二十八の試験を行ったとき、これに適合すること。

ヘ 衝撃強度

附表第二十九の試験を行ったとき、これに適合すること。

(16) 表示

附表第二十七に規定する表示の方式により表示すること。

3 ケーブル配線用スイッチボックス

(1) 材料

材料は、鋼または合成樹脂であること。ただし、鋼製のものの絶縁部分にあつては、この限りでない。

(2) 構造

イ 内面は、ケーブルの引入れまたは引換えのときケーブルの外装を損傷するおそれのないようになめらかであること。

ロ 溶接した部分は、衝撃等により容易に離れないこと。

ハ 鋼製のもののカバーを止める部分には、JIS B 0205(1973)「メートル並目ねじ」に規定するM4のめねじを施してあること。

ニ 合成樹脂製のもののカバーを止める部分には、ねじの呼び径3.6mmを超え5.3mm以下のねじが取り付け可能であること。ねじ部は、附表第二十八の試験を行ったとき、これに適合すること。また、

金属製のねじ（ステンレス製及び黄銅製のねじを除く。）にあつては、附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。
ホ 厚さは、金属製のものにあつては 1.2 mm以上、合成樹脂製のものにあつては 2.5 mm以上であること。
ヘ スイッチを容易に、かつ、確実に取り付けることができるものであること。

(3) 金属製スイッチボックス

イ 構造

(イ) 取付け耳は、かしめと溶接との併用またはこれと同等以上の方法により堅固に取り付けてあること。
(ロ) 金属の表面は、めっき、塗装その他の適当なさび止めを施してあること。

ロ 耐食性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(4) 合成樹脂製スイッチボックス

イ 絶縁耐力及び絶縁抵抗

附表第二十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ 圧縮強度

(イ) 附表第二十三の試験を行ったとき、これに適合すること。
(ロ) ノックアウトを有するものにあつては、ノックアウトの中心部に直径 10 mmの円筒の棒によって毎分 10 mmの速さで 160Nの圧縮荷重を加えたとき、ひび、割れその他の異状が生じないこと。

ハ 耐燃性

附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

ニ 耐熱性

附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ ねじ部トルク試験

附表第二十八の試験を行ったとき、これに適合すること。

ヘ 衝撃強度

附表第二十九の試験を行ったとき、これに適合すること。

(5) 表示

附表第二十七に規定する表示の方式により表示すること。

附表第一 金属製電線管の寸法

単位 (mm)

種類	公称内径	外径	厚さ	有効ねじ部の長さの最小値
厚鋼電線管	16	21.0±0.3	2.3	16
	22	26.5±0.3	2.3	19
	28	33.3±0.3	2.5	22
	36	41.9±0.3	2.5	25
	42	47.8±0.3	2.5	25
	54	59.6±0.3	2.8	28
	70	75.2±0.3	2.8	32
	82	87.9±0.3	2.8	36
	92	100.7±0.4	3.5	36
104	113.4±0.4	3.5	39	
ねじなし電線管	15	15.9±0.15	1.0	—
	19	19.1±0.15	1.2	—
	25	25.4±0.15	1.2	—
	31	31.8±0.15	1.4	—
	39	38.1±0.15	1.4	—
	51	50.8±0.15	1.4	—

	63	63.5±0.25	1.6	—
	75	76.2±0.25	1.8	—
薄鋼電線管(ねじなし電線管を除く。)	15	15.9±0.2	1.2	11
	19	19.1±0.2	1.6	12
	25	25.4±0.2	1.6	15
	31	31.8±0.2	1.6	17
	39	38.1±0.2	1.6	19
	51	50.8±0.2	1.6	22
	63	63.5±0.35	2.0	25
	75	76.2±0.35	2.0	28
アルミニウム電線管	19	19.1±0.35	2.0	12
	25	25.4±0.35	2.0	15
	31	31.8±0.4	2.0	17
	39	38.1±0.4	2.0	19
	51	50.8±0.4	2.0	22
	63	63.5±0.45	2.5	25
	75	76.2±0.45	2.5	28

(備考) 厚さの許容差は、±7%とする。

附表第二 金属製可撓電線管の寸法

1 一種金属製可撓電線管

(単位 mm)

公称内径	内径の最小値	外径の最大	条片の厚さ
13	13.5	19.5	0.8
15	15.8	21.5	0.8
19	20.6	26.5	0.8
25	25.4	32.0	0.8
31	31.7	39.1	0.8
39	38.1	47.0	1.0
51	50.8	59.7	1.0
63	63.5	73.5	1.2
75	76.2	86.2	1.2

(備考) 条片の厚さの許容差は、±5%とする。

2 二種金属製可撓電線管

(単位 mm)

公称内径	内径の最小値	外径
10	9.2	13.3±0.2
12	11.4	16.1±0.2
15	14.1	19.0±0.2
17	16.6	21.5±0.2
24	23.8	28.8±0.2
30	29.3	34.9±0.2
38	37.1	42.9±0.4
50	49.1	54.9±0.4
63	62.6	69.1±0.6
76	76.0	82.9±0.6
83	81.0	88.1±0.6
101	100.2	107.3±0.6

附表第三 金属製フロアダクトの寸法

(単位 mm)

種類	外のり		厚さ
	高さ	幅	
F4	35±0.4	41.3±0.4	1.9 以上
F5	25.4±0.4	50.8±0.4	1.9 以上
F7	35±0.4	73±0.4	1.9 以上
FC6	23.5 ^{+0.4} _{-1.0}	60 ^{+0.4} _{-1.0}	1.9 以上
FC8	23.5 ^{+0.4} _{-1.0}	80 ^{+0.4} _{-1.0}	1.9 以上
FC9	30 ^{+0.4} _{-1.0}	90 ^{+0.4} _{-1.0}	1.9 以上

<u>FF5</u>	$\underline{25.4^{+0.4}}_{-1.0}$	$\underline{50.8^{+0.4}}_{-1.0}$	<u>1.9 以上</u>
<u>FF6</u>	$\underline{24.5^{+0.4}}_{-1.0}$	$\underline{55^{+0.4}}_{-1.0}$	<u>1.9 以上</u>
<u>FF7</u>	$\underline{24.5^{+0.4}}_{-1.0}$	$\underline{68^{+0.4}}_{-1.0}$	<u>1.9 以上</u>

附表第四 金属製線樋の寸法

1 一種金属製線樋

(単位 mm)

種類	外のり		組み合わせたときの高さ	厚さ
	ベースの幅	キャップの幅		
<u>A型</u>	$\underline{23.2 \pm 1}$	$\underline{25.4 \pm 1}$	$\underline{11.5 \pm 1}$	<u>0.9以上</u>
<u>B型</u>	$\underline{37.0 \pm 1}$	$\underline{40.4 \pm 1}$	$\underline{20 \pm 1}$	<u>1.1以上</u>

2 二種金属製線樋

(単位 mm)

種類	外のりの幅	高さ	厚さ	
			本体	カバー
<u>A型</u>	$\underline{40 \pm 1.0}$	$\underline{30 \pm 1.0}$	<u>1.45以上</u>	<u>1.05以上</u>
<u>B型</u>	$\underline{40 \pm 1.0}$	$\underline{40 \pm 1.0}$	<u>1.45以上</u>	<u>1.05以上</u>
<u>C型</u>	$\underline{40 \pm 1.0}$	$\underline{45 \pm 1.0}$	<u>1.45以上</u>	<u>1.05以上</u>
<u>D型</u>	$\underline{45 \pm 1.0}$	$\underline{30 \pm 1.0}$	<u>1.45以上</u>	<u>1.05以上</u>
<u>E型</u>	$\underline{45 \pm 1.0}$	$\underline{40 \pm 1.0}$	<u>1.45以上</u>	<u>1.05以上</u>
<u>F型</u>	$\underline{45 \pm 1.0}$	$\underline{45 \pm 1.0}$	<u>1.45以上</u>	<u>1.05以上</u>

附表第五 合成樹脂製電線管の寸法

(単位 mm)

公称内径	外径	厚さ
<u>14</u>	$\underline{18 \pm 0.2}$	$\underline{2.0 \pm 0.2}$

16	22±0.2	2.0±0.2
22	26±0.25	2.0±0.2
28	34±0.3	3.0±0.3
36	42±0.35	3.5±0.4
42	48±0.4	4.0±0.4
54	60±0.5	4.5±0.4
70	76±0.5	4.5±0.4
82	89±0.5	5.9±0.4

附表第六 カップリングの寸法

1 電線管用の一般型のカップリング

(単位 mm)

適用電線管の種類	適用電線管の公称 内径	外径	長さ
厚鋼電線管	16	24.3以上	38±0.5
	22	30.3以上	44±0.5
	28	36.8以上	50±0.5
	36	47.8以上	56±0.5
	42	53.8以上	56±0.5
	54	67.0以上	64±0.5
	70	83.0以上	72±1
	82	96.0以上	80±1
	92	109.5以上	85±1
薄鋼電線管	104	122.5以上	90±1
	15	18.3以上	26±0.5
	19	22.3以上	28±0.5
	25	28.8以上	34±0.5
	31	35.3以上	38±0.5
	39	41.8以上	42±0.5
	51	55.3以上	48±0.5
	63	69.0以上	54±0.5
アルミニウム電線 管	75	82.0以上	60±0.5
	19	22.3以上	28±0.5
	25	28.8以上	34±0.5
	31	35.3以上	38±0.5

	39	41.8以上	42±0.5
	51	55.3以上	48±0.5
	63	69.0以上	54±0.5
	75	82.0以上	60±1.0

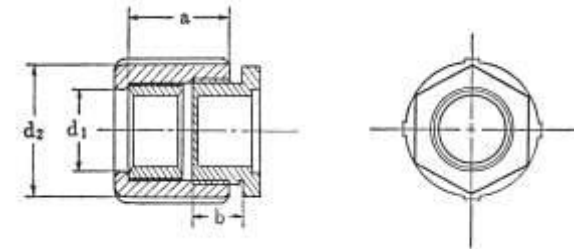
2 電線管用のユニオンカップリング

(単位 mm)

適用電線管の種類	適用電線管の公称内径	a	d ₁	d ₂	b
厚鋼電線管	16	28	22	35	14
	22	30	28	42	14
	28	34	35	50	16
	36	41	43.5	60	18
	42	43	49.5	67	21
	54	48	61.5	81	24
薄鋼電線管	15	19	16.5	27	10
	19	20	20	31	10
	25	25	26.5	38	13
	31	28	33	45	14
	39	32	39.5	52	16
	51	37	53	65	18

(備考)

- 1 寸法の許容差は、±10%とする。
- 2 a、d₁、d₂およびbは、次の図によること



3 一種金属製可撓電線管用の splitted カップリング

(単位 mm)

適用一種金属製可撓電線管の公称内径	内径	長さ	厚さ
13	19	35	1.5以上
15	21	45	1.5以上
19	26	50	1.5以上
25	31	55	1.5以上
31	38	60	1.5以上
39	46	70	1.5以上
51	59	80	1.5以上
63	72	90	1.5以上
75	85	100	1.5以上

(備考) 内径及び長さの寸法の許容差は、±5%とする。

4 一種金属製可撓電線管用のコンビネーションカップリング

(単位 mm)

適用一種金属製可撓電線管の公称内径	一種金属製可撓電線管 接続側		電線管接続側		厚さ	
	接続部の内径	接続部の長さ	通線口の径	管止めまでの長さ	可鍛鉄、アルミニウム合金ダイカスト及び亜鉛合金ダイカスト	鋼
13	20	20以上	14	15	2.4以上	1.5以上
15	22	20以上	14	18	2.4以上	1.5以上
19	27	25以上	19.5	20	2.4以上	1.5以上
25	33	30以上	25.5	20	2.9以上	1.5以上
31	40	35以上	33	25	2.9以上	1.5以上
39	48	40以上	40.5	25	2.9以上	1.5以上

51	61	50以上	52	25	2.9以上	1.5以上
63	75	60以上	66	35	2.9以上	1.5以上
75	88	70以上	79	35	2.9以上	1.5以上

(備考) 接続部の長さ及び厚さ以外の寸法の許容差は、±5%とする。

5 フロアダクト用カップリング

(単位 mm)

種類	内のり		長さ	厚さ	ねじの数(個)
	高さ	幅			
F4	36±0.3	42.1±0.3	76	1.9以上	2
F5	26.4±0.3	51.6±0.3	76	1.9以上	4
F7	36±0.3	73.8±0.3	76	1.9以上	4
FC6	24.5 ^{+1.0} _{-0.3}	60.8 ^{+1.0} _{-0.3}	76	1.9以上	4
FC8	24.5 ^{+1.0} _{-0.3}	80.8 ^{+1.0} _{-0.3}	76	1.9以上	4
FC9	31 ^{+1.0} _{-0.3}	90.8 ^{+1.0} _{-0.3}	76	1.9以上	4
FF6	18.1 ⁺⁰ _{-0.3}	48.6 ⁺⁰ _{-0.3}	76	1.5以上	二
FF7	18.1 ⁺⁰ _{-0.3}	61.6 ⁺⁰ _{-0.3}	76	1.5以上	二

(備考) 長さの許容差は、±5%とする。

6 線樋用のカップリング

(1) 一種金属製線樋用のカップリング

(単位 mm)

種類	外のり		組み合わせたときの高さ	ベースの長さ	厚さ
	キャップの幅	ベースの幅			
A-N型	27.4±0.2	23±0.2	13±0.5	46	1以上
A-S型	28±0.2	25.6±0.2	13±0.5	43	1以上

B型	43.4±0.2	40.6±0.2	21.5±0.5	60	1.1以上
----	----------	----------	----------	----	-------

(備考) ベースの長さの寸法の許容差は、±5%とする。

(2) 二種金属製線樋用のカップリング

(単位 mm)

長さ	厚さ
120以上	1.9以上

7 薄鋼電線管用のねじなしカップリング

(単位 mm)

適用電線管 の公称内径	内径	長さ	厚さ	
			可鍛铸铁、アルミニウム合金ダイカスト及び亜鉛合金ダイカスト	鋼
15	16.4±0.2	47以上	2.9以上	1.9以上
19	19.6±0.2	57以上	2.9以上	1.9以上
25	25.9±0.2	66以上	2.9以上	1.9以上
31	32.3±0.2	76以上	2.9以上	1.9以上
39	38.6±0.2	85以上	3.4以上	2.2以上
51	51.3±0.2	95以上	3.4以上	2.2以上
63	64.2±0.2	104以上	3.4以上	2.4以上
75	76.9±0.2	114以上	3.4以上	2.4以上

8 二種金属製可撓電線管用のコンビネーションカップリング及びユニオンカップリング

(単位 mm)

適用二種金属製可撓電線管	電線管接続側		二種金属製可撓電線管の接続部の間隔	厚さ	
	厚鋼電線管と接続するもの	薄鋼電線管と接続するもの		可鍛铸铁、アルミニウム合金ダイ	鋼

の公称内 径	接続 部の 内径	接続 部の 長さ	接続 部の 内径	接続部 の長さ	続部の 長さ		キャスト及び 亜鉛合金ダ イキャスト	
10	15	19	12	$\frac{13}{(20)}$	15	3	2.9以上	1.9以上
12	15	19	12	$\frac{13}{(20)}$	15	3	2.9以上	1.9以上
15	15	19	12	$\frac{13}{(20)}$	15	3	2.9以上	1.9以上
17	15	19	15	$\frac{14}{(22)}$	18	3	2.9以上	1.9以上
24	21	22	21	$\frac{17}{(22)}$	20	3	2.9以上	1.9以上
30	28	25	27	$\frac{19}{(22)}$	22	3	2.9以上	1.9以上
38	36	28	33	$\frac{21}{(27)}$	25	3	3.4以上	2.2以上
50	42	28	45	$\frac{24}{(27)}$	25	3	3.4以上	2.2以上
63	56	32	56	$\frac{27}{(35)}$	35	3	3.4以上	2.4以上
76	70	36	70	$\frac{30}{(35)}$	35	3	3.4以上	2.4以上
83	81	40	—	—	35	3	3.4以上	2.4以上
101	106	45	—	—	40	3	3.4以上	2.4以上

(備考)

- 1 かっこ内の数値は、電線管との接続の方式がねじ込み型以外のものに適用する。
- 2 厚さ以外の寸法の許容差は、±5%（接続部の間隔にあつては、±0.5mm）とする。
- 3 厚鋼電線管と接続するものにあつては、厚さは表の値に0.5を加えた値とする。

9 二種金属製可撓電線管用のストレートカップリング

(単位 mm)

適用二種金属製可撓電線管の公称内径	長さ	接続部の間隔	厚さ	
			可鍛鉄、アルミニウム合金ダイカスト及び亜鉛合金ダイカスト	鋼
10	33	3	2.9以上	1.9以上
12	33	3	2.9以上	1.9以上
15	33	3	2.9以上	1.9以上
17	39	3	2.9以上	1.9以上
24	43	3	2.9以上	1.9以上
30	47	3	2.9以上	1.9以上
38	53	3	3.4以上	2.2以上
50	53	3	3.4以上	2.2以上
63	73	3	3.4以上	2.4以上
76	73	3	3.4以上	2.4以上
83	73	3	3.4以上	2.4以上
101	83	3	3.4以上	2.4以上

(備考) 長さの寸法の許容差は、±5% (接続部の間隔にあつては、±0.5mm) とする。

附表第七 コネクタの寸法

1 薄鋼電線管用及びアルミニウム電線管用のボックスコネクタ

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	電線管接続側接続部の長さ	ボックス接続側		厚さ	
		内径	接続部の長さ	可鍛鉄、アルミニウム合金ダイカスト及び亜鉛合金ダイカスト	鋼
15	15以上	12	8.5以上	2.9以上	1.9以上
19	18以上	15	9.5以上	2.9以上	1.9以上
25	20以上	21	11.4以上	2.9以上	1.9以上
31	20以上	27	13.3以上	2.9以上	1.9以上
39	25以上	33	15.2以上	3.4以上	2.2以上
51	25以上	45	15.2以上	3.4以上	2.2以上

63	25以上	56	17.1以上	3.4以上	2.4以上
75	28以上	70	19以上	3.4以上	2.4以上

(備考) 内径の寸法の許容差は、±5%とする。

2 薄鋼電線管と二種金属製線樋とを接続するコネクタ

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	電線管接続側				線樋接続側	
	内径	接続部の長さ	厚さ		接続部の長さ	厚さ
			可鍛鉄、アルミニウム合金ダイカスト及び亜鉛合金ダイカスト	鋼		
15	12	15以上	2.9以上	1.9以上	45以上	1.5以上
19	15	18以上	2.9以上	1.9以上	45以上	1.5以上
25	21	20以上	2.9以上	1.9以上	45以上	1.5以上
31	27	20以上	2.9以上	1.9以上	45以上	1.5以上
39	33	25以上	3.4以上	2.2以上	45以上	1.5以上
51	45	25以上	3.4以上	2.2以上	45以上	1.5以上
63	56	25以上	3.4以上	2.4以上	45以上	1.5以上
75	70	28以上	3.4以上	2.4以上	45以上	1.5以上

(備考) 内径の寸法の許容差は、±5%とする。

3 一種金属製可撓電線管用のコネクタ

(単位 mm)

適用一種金属製可撓電線管の公称内径	一種金属製可撓電線管接続側		ボックス接続側		厚さ	
	内径	管止めまでの長さ	内径	有効ねじ部の長さ	可鍛鉄、アルミニウム合金ダイカスト及び亜鉛合金ダイカスト	鋼
13	20	20以上	14	8.5以上	2.4以上	1.5以上

15	22	20以上	14	8.5以上	2.4以上	1.5以上
19	27	25以上	19.5	9.5以上	2.4以上	1.5以上
25	33	30以上	25.5	11.4以上	2.9以上	1.5以上
31	40	35以上	33	13.3以上	2.9以上	1.5以上
39	48	40以上	40.5	15.2以上	2.9以上	1.5以上
51	61	50以上	52	15.2以上	2.9以上	1.5以上
63	75	60以上	66	17.1以上	2.9以上	1.5以上
75	88	70以上	79	19以上	2.9以上	1.5以上

(備考) 内径の寸法の許容差は、±5%とする。

4 フロアダクト用のコネクタ

(単位 mm)

種類	フロアダクト接続側			電線管接続側				厚さ		ねじの数 (個)
	高さ	幅	深さ	ハブの外径		管止めまでの長さ	通線口の径	铸铁	鋼	
				铸铁	鋼					
F4	36.5 ±1	42.8 ±1	20以上	42	36	20	29	3.8以上	1.9以上	1
F5	26.9 ±1	52.3 ±1	20以上	42	36	20	29	3.8以上	1.9以上	2
F7S	36.5 ±1	74.5 ±1	20以上	42	36	20	29	3.8以上	1.9以上	2
F7	36.5 ±1	74.5 ±1	20以上	50	42.5	25	36	3.8以上	1.9以上	2
FC6	25±1	61.5 ±1	20以上	42	36	20	29	3.8以上	1.9以上	2
FC8	25±1	81.5 ±1	20以上	50	42.5	25	36	3.8以上	1.9以上	2
FC9	31.5 ±1	91.5 ±1	20以上	50	42.5	25	36	3.8以上	1.9以上	2
FF6	26±1	56.5 ±1	20以上	50	42.5	25	36	3.8以上	1.9以上	—
FF7	26±1	69.5 ±1	20以上	50	42.5	25	36	3.8以上	1.9以上	—

(備考) ハブの外径、管止めまでの長さ及び通線口の径の寸法の許容差は、±5%とする。

5 一種金属製線樋用のコンビネーションコネクター

(単位 mm)

外のり		一種金属製線樋接 続部の高さ	厚さ
ベースの長さ	キャップの幅		
64±3	34±2	13±1	1以上

6 一種金属製線樋用のストレートボックスコネクター

(単位 mm)

種類	線樋接続部			電線管 接続ね じの長 さ	厚さ
	高さ	幅	長さ		
A-N型	13±1	26	26	10	2.5以上
A-S型	13±1	28	36	10	1以上
B型	21.2±1	43	60	10	1.1以上

(備考) 幅、長さ及び電線管接続ねじの長さの寸法の許容差は、±5%とする。

7 二種金属製線樋用のコネクター

(単位 mm)

接続部の長さ	厚さ
45以上	1.5以上

8 二種金属製可撓電線管用のコネクター

(単位 mm)

	ボックス接続側	厚さ

適用二種 金属製可 撓電線管 の公称内 径	二種金 属製可 撓電線 管接続 側接続 部の長 さ	厚鋼電線管 と接続す るもの		薄鋼電線管と接続 するもの		可鍛鑄鉄、 アルミニウ ム合金ダイ カスト及び 亜鉛合金ダ イカスト	鋼
		内 径	接続 部の 長さ	内径	接続部の 長さ		
10	15	15	12	12	8.5以上	2.9以上	1.9以上
12	15	15	12	12	8.5以上	2.9以上	1.9以上
15	15	15	12	12	8.5以上	2.9以上	1.9以上
17	18	15	12	15	9.5以上	2.9以上	1.9以上
24	20	21	12	21	11.4以上	2.9以上	1.9以上
30	22	28	16	27	13.3以上	2.9以上	1.9以上
38	25	36	16	33	15.2以上	3.4以上	2.2以上
50	25	42	18	45	15.2以上	3.4以上	2.2以上
63	35	56	18	56	17.1以上	3.4以上	2.4以上
76	35	70	18	70	19以上	3.4以上	2.4以上
83	35	81	20	—	—	3.4以上	2.4以上
101	40	106	20	—	—	3.4以上	2.4以上

(備考)

1 薄鋼電線管と接続するものの接続部の長さ及び厚さ以外の寸法の許容差は、±5%とする。

2 厚鋼電線管と接続するものにあつては、厚さは表の値に0.5を加えた値とする。

附表第八 ノーマルバンドの寸法

(単位 mm)

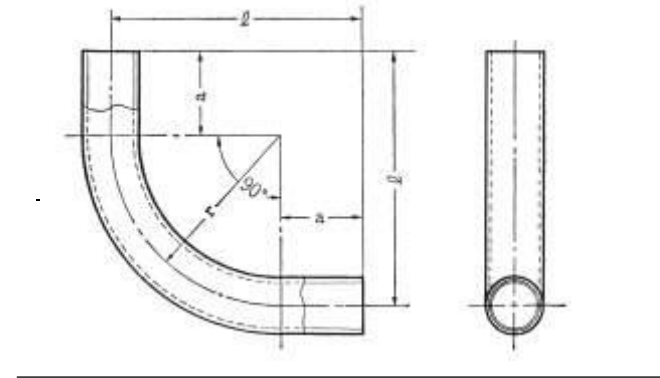
適用電線管 の種類	適用電線管 の公称内径	有効ねじ部 の長さの最 小値	a	l	r
厚鋼電線管	16	16	60	150	90
	22	19	70	180	110
	28	22	75	215	140

	36	25	80	250	170
	42	25	85	295	210
	54	28	110	345	235
	70	32	150	425	275
	82	36	200	510	310
	92	36	220	575	355
	104	39	250	645	395
薄鋼電線管 およびアル ミニウム電 線管	25	15	50	170	120
	31	17	60	210	150
	39	19	75	255	180
	51	22	100	330	230
	63	25	120	410	290
	75	28	150	500	350

(備考)

1 a、l、rの許容差は、±5%とする。

2 a、l、rは、次の図によること。



附表第九 ブッシングの寸法

1 電線管用のブッシング

(単位 mm)

適用電線管の種類	適用電線管の公称内径	内径	外径	高さ	有効ねじ部の長さの最小値
厚鋼電線管	16	16	24	9	6.5
	22	22	30	10	7
	28	28	37	12	9
	36	36	46	13	9
	42	42	52	15	10.5
	54	53	65	16	11
	70	68	81	18	12
	82	81	95	20	13
	92	93	110	22	14
薄鋼電線管	104	105	125	24	15
	15	13.5	20	8	6
	19	16	23	9	6.5
	25	22	30	10	7
	31	29	36	12	8.5
	39	35	43	13	9
	51	48	57	15	10.5
63	60	70	17	12	
75	72	83	20	14	

(備考) 内径、外径および高さの寸法の許容差は、±5%とする。

2 電線管用の絶縁ブッシング

(単位 mm)

適用電線管の種類	適用電線管の公称内径	内径の最小値	金属部の外径	絶縁部の高さの最小値	有効ねじ部の長さの最小値
厚鋼電線管	16	13	22.5以上	2	6.5
	22	18	28.5以上	2	7
	28	22	35以上	2	9
	36	29	43.5以上	2	9
	42	34	49以上	2	10.5
	54	42	61.5以上	3	11
	70	54	76.5以上	3	12
	82	65	90以上	3	13

	<u>92</u>	<u>74</u>	<u>104.5以上</u>	<u>3</u>	<u>14</u>
	<u>104</u>	<u>84</u>	<u>118.5以上</u>	<u>3</u>	<u>15</u>
薄鋼電線管	<u>15</u>	<u>11</u>	<u>19以上</u>	<u>2</u>	<u>6</u>
	<u>19</u>	<u>13</u>	<u>21.5以上</u>	<u>2</u>	<u>6.5</u>
	<u>25</u>	<u>18</u>	<u>28.5以上</u>	<u>2</u>	<u>7</u>
	<u>31</u>	<u>23</u>	<u>34以上</u>	<u>2</u>	<u>8.5</u>
	<u>39</u>	<u>28</u>	<u>40.5以上</u>	<u>3</u>	<u>9</u>
	<u>51</u>	<u>38</u>	<u>54以上</u>	<u>3</u>	<u>10.5</u>
	<u>63</u>	<u>48</u>	<u>66.5以上</u>	<u>3</u>	<u>12</u>
	<u>75</u>	<u>58</u>	<u>78.5以上</u>	<u>3</u>	<u>14</u>

3 二種金属製可撓電線管用のブッシング

(単位 mm)

適用二種金属製可撓電線管の公称内径	内径	金属部の高さの最小値	絶縁ブッシングの場合	有効ねじ部の長さの最小値
			絶縁部の高さの最小値	
<u>10</u>	<u>9.4±0.2</u>	<u>13</u>	<u>2.5</u>	<u>11</u>
<u>12</u>	<u>11.0±0.2</u>	<u>13</u>	<u>2.5</u>	<u>11</u>
<u>15</u>	<u>13.5±0.2</u>	<u>13</u>	<u>2.5</u>	<u>11</u>
<u>17</u>	<u>16.3±0.2</u>	<u>15</u>	<u>2.5</u>	<u>12.5</u>
<u>24</u>	<u>23.3±0.2</u>	<u>16.5</u>	<u>3</u>	<u>13.5</u>
<u>30</u>	<u>28.8±0.2</u>	<u>18</u>	<u>3</u>	<u>14.5</u>
<u>38</u>	<u>37.1±0.2</u>	<u>20</u>	<u>4</u>	<u>16</u>
<u>50</u>	<u>48.6±0.2</u>	<u>20.5</u>	<u>4.5</u>	<u>16</u>
<u>63</u>	<u>63±0.2</u>	<u>22</u>	<u>4.5</u>	<u>18</u>
<u>76</u>	<u>77±0.2</u>	<u>22</u>	<u>5</u>	<u>18</u>
<u>83</u>	<u>80.5±0.2</u>	<u>24</u>	<u>5</u>	<u>20</u>
<u>101</u>	<u>100±0.2</u>	<u>24</u>	<u>5</u>	<u>20</u>

4 一種金属製線樋用のブッシング

(単位 mm)

種類	外のり		長さ	厚さ
	高さ	幅		
A-N型	<u>8±0.2</u>	<u>21±0.2</u>	<u>25</u>	<u>1以上</u>

A-S型	13±0.2	28±0.2	22	1以上
B型	21.2±0.2	43.4±0.2	26	1.1以上

(備考) 長さの寸法の許容差は、±5%とする。

附表第十 エルボアの寸法

1 電線管用のエルボア

(単位 mm)

適用電線管の公称内径		ハブの外径 (最小値)		管止めまでの長さ	通線の径	本体の深さ	サービスエルボアの場合		厚さ		
厚鋼電線管	薄鋼電線管	鋳鉄、アルミニウム合金ダイキャスト及び亜鉛合金ダイキャスト	鋼				ハブの中心までの長さ		H型	G型	鋳鉄、アルミニウム合金ダイキャスト及び亜鉛合金ダイキャスト
			厚鋼電線管の場合	薄鋼電線管の場合	H型	G型					
二	15	23.75	二	$\frac{18.}{3}$	15	$\frac{13.}{5}$	32	53	45	2.9以上	$\frac{1.5}{以上}$
16	19	26.6	$\frac{24.}{3}$	$\frac{22.}{3}$	18	16	35	53	45	2.9以上	$\frac{1.5}{以上}$
22	25	33.25	$\frac{30.}{3}$	$\frac{28.}{8}$	20	22	42	53	50	2.9以上	$\frac{1.5}{以上}$
28	31	39.9	$\frac{36.}{8}$	$\frac{35.}{3}$	20	29	47	65	65	2.9以上	$\frac{1.5}{以上}$
36	39	47.5	$\frac{47.}{8}$	$\frac{41.}{8}$	25	36	62	65	75	3.8以上	$\frac{1.5}{以上}$
42	51	57	$\frac{53.}{8}$	$\frac{55.}{3}$	25	45	63	二	二	3.8以上	$\frac{1.9}{以上}$
54	63	68.4	67	69	25	56	78	二	二	4.3以上	$\frac{1.9}{以上}$

(備考) ハブの外径及び厚さ以外の寸法の許容差は、±5%とする。

2 フロアダクト用のエルボー

(単位 mm)

種類	フロアダクト接続側			電線管接続側				厚さ		ねじの数 (個)
	高さ	幅	深さ	ハブの外径(最小値)		管止めまでの長さ	通線口の径	鋳鉄、 アルミ ニウム 合金ダイ キャスト 及び亜鉛 合金ダイ キャスト	鋼	
				鋳鉄、アルミニウム合金ダイキャスト及び亜鉛合金ダイキャスト	鋼					
F4	$\frac{36.5}{\pm 1}$	$\frac{42.8}{\pm 1}$	$\frac{20}{上}$	39.9	$\frac{35}{.3}$	20	29	3.8以上	$\frac{1.9}{上}$	1
F5	$\frac{26.9}{\pm 1}$	$\frac{52.3}{\pm 1}$	$\frac{20}{上}$	39.9	$\frac{35}{.3}$	20	29	3.8以上	$\frac{1.9}{上}$	2
F7	$\frac{36.5}{\pm 1}$	$\frac{74.5}{\pm 1}$	$\frac{20}{上}$	47.5	$\frac{41}{.8}$	25	36	3.8以上	$\frac{1.9}{上}$	2
F7L	$\frac{36.5}{\pm 1}$	$\frac{74.5}{\pm 1}$	$\frac{20}{上}$	57	$\frac{55}{.3}$	25	36	3.8以上	$\frac{1.9}{上}$	2
FC6	$\frac{25 \pm 1}{1}$	$\frac{61.5}{\pm 1}$	$\frac{20}{上}$	39.9	$\frac{35}{.3}$	20	29	3.8以上	$\frac{1.9}{上}$	2
FC8	$\frac{25 \pm 1}{1}$	$\frac{81.5}{\pm 1}$	$\frac{20}{上}$	47.5	$\frac{41}{.8}$	25	36	3.8以上	$\frac{1.9}{上}$	2
FC9	$\frac{31.5}{\pm 1}$	$\frac{91.5}{\pm 1}$	$\frac{20}{上}$	47.5	$\frac{41}{.8}$	25	36	3.8以上	$\frac{1.9}{上}$	2
FF6	$\frac{26 \pm 1}{1}$	$\frac{56.5}{\pm 1}$	$\frac{20}{上}$	39.9	$\frac{35}{.3}$	20	29	3.8以上	$\frac{1.9}{上}$	二
FF7	$\frac{26 \pm 1}{1}$	$\frac{69.5}{\pm 1}$	$\frac{20}{上}$	39.9	$\frac{35}{.3}$	20	29	3.8以上	$\frac{1.9}{上}$	二

(備考) 管止めまでの長さ及び通線口の径の寸法の許容差は、±5%とする。

3 一種金属製線樋用のエルボー

(単位 mm)

種類	外のり	組合せたときの高 さ	厚さ
	キャップの幅		
A - N型	27.6±0.2	13	1以上
A - S型	28±0.2	13	1以上
B型	43.4±0.2	21.2	1.1以上

(備考) 組合せたときの高さの許容差は、±5%とする。

4 二種金属製線樋用のエルボ

(単位 mm)

接続部の長さ	厚さ
45以上	1.5以上

附表第十一 キャップの寸法

1 電線管用のキャップ

(単位 mm)

適用電線 管の公称 内径		ハブの外径 (最小 値)		管 止 め ま で の 長 さ	通 線 口 の 径	絶縁板取付部の 一辺の長さ		厚さ		
厚 鋼 電 線 管	薄 鋼 電 線 管	鋳鉄、 アルミ ニウム 合金ダ イカス ト及び 亜鉛合 金ダイ カスト	鋼 厚 鋼 電 線 管 の 場 合			タ ー ミ ナ ル キ ャ ッ プ	エ ン ト ラ ン ス キ ャ ッ プ	鋳鉄、 アルミ ニウム 合金ダ イカス ト及び 亜鉛合 金ダイ カスト	鋼	
二	15	23.75	二	18 .3	15	13. 5	80	88	2.9以 上	1.5 以上
16	19	26.6	24.3	22 .3	18	16	90	98	2.9以 上	1.5 以上

<u>22</u>	<u>25</u>	<u>33.25</u>	<u>30.3</u>	<u>28</u> <u>.8</u>	<u>20</u>	<u>22</u>	<u>95</u>	<u>103</u>	<u>2.9以</u> <u>上</u>	<u>1.5</u> <u>以上</u>
<u>28</u>	<u>31</u>	<u>39.9</u>	<u>36.8</u>	<u>35</u> <u>.3</u>	<u>20</u>	<u>29</u>	<u>110</u>	<u>118</u>	<u>2.9以</u> <u>上</u>	<u>1.5</u> <u>以上</u>
<u>36</u>	<u>39</u>	<u>47.5</u>	<u>47.8</u>	<u>41</u> <u>.8</u>	<u>25</u>	<u>36</u>	<u>120</u>	<u>128</u>	<u>2.9以</u> <u>上</u>	<u>1.5</u> <u>以上</u>
<u>42</u>	<u>51</u>	<u>57.0</u>	<u>53.8</u>	<u>55</u> <u>.3</u>	<u>25</u>	<u>45</u>	<u>120</u>	<u>128</u>	<u>3.8以</u> <u>上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
<u>54</u>	<u>63</u>	<u>68.4</u>	<u>67.0</u>	<u>69</u> <u>.0</u>	<u>25</u>	<u>56</u>	<u>165</u>	<u>173</u>	<u>3.8以</u> <u>上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
<u>70</u>	<u>75</u>	<u>83.6</u>	<u>83.0</u>	<u>82</u> <u>.0</u>	<u>35</u>	<u>70</u>	<u>205</u>	<u>213</u>	<u>4.3以</u> <u>上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
<u>82</u>	<u>—</u>	<u>95.0</u>	<u>96.0</u>	<u>—</u>	<u>35</u>	<u>81</u>	<u>205</u>	<u>213</u>	<u>4.3以</u> <u>上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>

(備考) ハブの外径及び厚さ以外の寸法の許容差は、±5%とする。

附表第十二 ボックスの寸法

1 電線管用の埋込用のボックス

(1) スイッチ用のボックス

(単位 mm)

種類	外のり		深さ	厚さ
	縦	横		
カバーなしスイッチ用	<u>76以上</u>	<u>38以上</u>	<u>35以上</u>	<u>1.1以上</u>
カバー付スイッチ用	<u>111以上</u>	<u>66以上</u>	<u>44以上</u>	<u>1.5以上</u>

(2) コンクリートボックスまたはアウトレットボックス

イ 四角形のもの

(単位 mm)

種類	外のり		深さ	厚さ
	縦	横		
コンクリート用	<u>96以上</u>	<u>96以上</u>	<u>44以上</u>	<u>1.9以上</u>
アウトレット用	<u>96以上</u>	<u>96以上</u>	<u>44以上</u>	<u>1.5以上</u>

ロ 八角形のもの

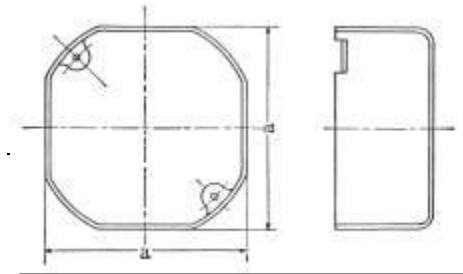
(単位 mm)

種類	a	深さ	厚さ
コンクリート用	80以上	44以上	1.9以上 (1.5以上)
アウトレット用	75以上	44以上	1.5以上

(備考)

1 かつこ内の数値は、プレキャスト鉄筋コンクリート版用のものであってその旨の表示があるものに適用する。

2 aは、次の図によること。



2 電線管用の露出用のボックス

(単位 mm)

適用電線管の公称内径		外のり		外径	ハブの外径 (最小値)		管止めまでの長さ	通線口の径	深さ	厚さ									
		縦	横		鋼	鋳鉄、アルミニウム合金				フロア用		スイッチ用のもの及びその他のもの							
厚鋼電線管	薄鋼電線管			厚鋼電線管の			薄鋼電線管の	鋳鉄、アルミニウム合金	鋼	鋳鉄、アルミニウム合金	鋼								

					場合	場合	金ダイカスト及び亜鉛合金ダイカスト				ニウム合金ダイカスト及び亜鉛合金ダイカスト		ダイカスト及び亜鉛合金ダイカスト	
—	15	$\frac{11}{9}$	$\frac{74}{\pm 4}$	89	—	$\frac{18}{.3}$	$\frac{23}{.75}$	$\frac{1}{5}$	$\frac{1}{3} \div \frac{1}{5}$	40以上	—	—	2.9以上	1.5以上
16	19	$\frac{11}{9}$	$\frac{74}{\text{以上}}$	89	$\frac{24}{.3}$	$\frac{22}{.3}$	$\frac{26}{.6}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{6}$	40以上	—	—	2.9以上	1.5以上
22	25	$\frac{11}{9}$	$\frac{74}{\text{以上}}$	89	$\frac{30}{.3}$	$\frac{28}{.8}$	$\frac{33}{.25}$	$\frac{2}{0}$	$\frac{2}{2}$	40以上	$\frac{3.8}{\text{以上}}$	$\frac{1.5}{\text{以上}}$	2.9以上	1.5以上
28	31	$\frac{11}{9}$	$\frac{74}{\text{以上}}$	$\frac{10}{0}$	$\frac{36}{.8}$	$\frac{35}{.3}$	$\frac{39}{.9}$	$\frac{2}{0}$	$\frac{2}{9}$	44以上	$\frac{3.8}{\text{以上}}$	$\frac{1.5}{\text{以上}}$	2.9以上	1.5以上
36	39	—	—	$\frac{11}{4}$	$\frac{47}{.8}$	$\frac{41}{.8}$	$\frac{47}{.5}$	$\frac{2}{5}$	$\frac{3}{6}$	55以上	—	—	2.9以上	1.5以上

<u>42</u>	<u>51</u>	=	=	<u>11</u> <u>4</u>	<u>53</u> <u>.8</u>	<u>55</u> <u>.3</u>	<u>57</u> <u>.0</u>	<u>2</u> <u>5</u>	<u>4</u> <u>5</u>	<u>70</u> <u>以上</u>	=	=	<u>2.9</u> <u>以上</u>	<u>1.5</u> <u>以上</u>
<u>54</u>	<u>63</u>	=	=	<u>14</u> <u>0</u>	<u>67</u> <u>.0</u>	<u>69</u> <u>.0</u>	<u>68</u> <u>.4</u>	<u>2</u> <u>5</u>	<u>5</u> <u>6</u>	<u>85</u> <u>以上</u>	=	=	<u>2.9</u> <u>以上</u>	<u>1.5</u> <u>以上</u>

(備考)

1 フロア用については外のりの寸法は、適用しない。

2 外のりの縦、外径、管止めまでの長さ及び通線口の径の寸法の許容差は、±5%とする。

3 フロアダクト用のボックス

(単位 mm)

種類	フロアダクト接続側			電線管接続側			厚さ		
	高さ	幅	深さ	ハブの外径		管止め までの 長さ	通線口 の径	鋳鉄	鋼
				鋳鉄	鋼				
F4	<u>36.5</u> <u>±1</u>	<u>42.8</u> <u>±1</u>	<u>15</u> <u>以上</u>	<u>50</u> <u>以上</u>	<u>42.5</u> <u>以上</u>	<u>25</u> <u>以上</u>	<u>36</u> <u>以上</u>	<u>3.8</u> <u>以上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
F5	<u>26.9</u> <u>±1</u>	<u>52.3</u> <u>±1</u>	<u>15</u> <u>以上</u>	<u>42</u> <u>以上</u>	<u>36</u> <u>以上</u>	<u>20</u> <u>以上</u>	<u>29</u> <u>以上</u>	<u>3.8</u> <u>以上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
F7 S	<u>36.5</u> <u>±1</u>	<u>74.5</u> <u>±1</u>	<u>15</u> <u>以上</u>	<u>42</u> <u>以上</u>	<u>36</u> <u>以上</u>	<u>20</u> <u>以上</u>	<u>29</u> <u>以上</u>	<u>3.8</u> <u>以上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
F7	<u>36.5</u> <u>±1</u>	<u>74.5</u> <u>±1</u>	<u>15</u> <u>以上</u>	<u>50</u> <u>以上</u>	<u>42.5</u> <u>以上</u>	<u>25</u> <u>以上</u>	<u>36</u> <u>以上</u>	<u>3.8</u> <u>以上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
FC 6	<u>25±</u> <u>1</u>	<u>61.5</u> <u>±1</u>	<u>15</u> <u>以上</u>	<u>42</u> <u>以上</u>	<u>36</u> <u>以上</u>	<u>20</u> <u>以上</u>	<u>29</u> <u>以上</u>	<u>3.8</u> <u>以上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
FC 8	<u>25±</u> <u>1</u>	<u>81.5</u> <u>±1</u>	<u>15</u> <u>以上</u>	<u>42</u> <u>以上</u>	<u>36</u> <u>以上</u>	<u>20</u> <u>以上</u>	<u>29</u> <u>以上</u>	<u>3.8</u> <u>以上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
FC 9	<u>31.5</u> <u>±1</u>	<u>91.5</u> <u>±1</u>	<u>15</u> <u>以上</u>	<u>50</u> <u>以上</u>	<u>42.5</u> <u>以上</u>	<u>25</u> <u>以上</u>	<u>36</u> <u>以上</u>	<u>3.8</u> <u>以上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
FF 6	<u>26±</u> <u>1</u>	<u>56.5</u> <u>±1</u>	<u>15</u> <u>以上</u>	<u>42</u> <u>以上</u>	<u>36</u> <u>以上</u>	<u>20</u> <u>以上</u>	<u>29</u> <u>以上</u>	<u>3.8</u> <u>以上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>
FF 7	<u>26±</u> <u>1</u>	<u>69.5</u> <u>±1</u>	<u>15</u> <u>以上</u>	<u>42</u> <u>以上</u>	<u>36</u> <u>以上</u>	<u>20</u> <u>以上</u>	<u>29</u> <u>以上</u>	<u>3.8</u> <u>以上</u>	<u>1.9</u> <u>以上</u>

4 一種金属製線樋用のスイッチボックス

(単位 mm)

種類	外径		高さ	厚さ
	縦	横		
1個用	119	74±4	40以上	1.5以上
2個用以上	119	120以上	40以上	1.5以上

(備考) 縦の寸法の許容差は、±5%とする。

5 一種金属製線樋用のその他のボックス

(単位 mm)

種類	高さ	厚さ
A型	25以上	1以上
B型	25以上	1.5以上

6 二種金属製線樋用のボックス

(単位 mm)

ハブの長さ (ハブを有するものに限る。)	ハブの厚さ (ハブを有するものに限る。)	厚さ
45以上	2以上	1.5以上

附表第十三 ティの寸法

1 一種金属製線樋用のティ

(単位 mm)

種類	キャップの外りの幅	組み合わせたときの高さ	厚さ
A-N型	27.6±0.2	13	1以上
A-S型	28±0.2	13	1以上
B型	43.4±0.2	21.2	1.1以上

(備考) 組み合わせたときの高さの寸法の許容差は、±5%とする。

2 二種金属製線樋用のティ

(単位 mm)

接続部の長さ	厚さ
45以上	1.5以上

附表第十四 クロスの寸法

1 一種金属製線樋用のクロス

(単位 mm)

種類	線樋接続部の幅	組み合わせたときの高さ	厚さ
A-N型	27.6 ± 0.2	18	1以上
A-S型	28 ± 0.2	22	1以上

(備考) 組み合わせたときの高さの寸法の許容差は、±5%とする。

2 二種金属製線樋用のクロス

(単位 mm)

接続部の長さ	厚さ
45以上	1.5以上

附表第十五 カップリングの寸法

1 合成樹脂製電線管用のTSカップリング

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	内径	受け口部			
		先端の内径	奥部の内径	深さ	先端の厚さの最小値
14	14±0.6	18.4±0.2	17.6±0.2	25 ⁺⁴ ₋₀	1
16	18±0.6	22.4±0.2	21.6±0.2	30 ⁺⁴ ₋₀	1
22	22±0.65	26.45±0.2	25.55±0.2	35 ⁺⁴ ₋₀	1
28	28±0.9	34.55±0.25	33.45±0.25	40 ⁺⁴ ₋₀	1.8
36	35±1.15	42.6±0.25	41.4±0.25	44 ⁺⁴ ₋₀	2.2
42	40±1.2	48.7±0.3	47.3±0.3	55 ⁺⁴ ₋₀	2.2
54	51±1.3	60.8±0.3	59.2±0.3	63 ⁺⁴ ₋₀	2.5
70	67±1.5	76.8±0.3	75.2±0.3	69 ⁺⁴ ₋₀	3
82	77±1.7	89.8±0.3	88.2±0.3	72 ⁺⁴ ₋₀	3.5

2 合成樹脂製電線管用の送りカップリング

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	内径	厚さの最小値
14	18.7±0.4	1
16	22.7±0.4	1
22	26.8±0.4	1

28	34.9±0.5	1.8
36	43.0±0.5	2.2
42	49.1±0.6	2.2
54	61.2±0.6	2.5
70	77.2±0.6	3
82	90.2±0.6	3.5

3 合成樹脂製電線管用の伸縮カップリング

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	内径	TS 接合用受口				伸縮接合用受口		
		先端の内径	奥部の内径	深さ	先端の厚さ	内径	深さ	厚さ
14	14±0.6	18.4±0.2	17.6±0.2	25 ⁺⁴ ₋₀	1以上	18.7±0.4	35±4	1以上
16	18±0.6	22.4±0.2	21.6±0.2	30 ⁺⁴ ₋₀	1以上	22.7±0.4	40±4	1以上
22	22±0.65	26.45±0.2	25.55±0.2	35 ⁺⁴ ₋₀	1以上	26.8±0.4	50±5	1以上
28	28±0.9	34.55±0.25	33.45±0.25	40 ⁺⁴ ₋₀	1.8以上	34.9±0.5	70±7	1.8以上
36	35±1.15	42.6±0.25	41.4±0.25	44 ⁺⁴ ₋₀	2.2以上	43.0±0.5	80±8	2.2以上
42	40±1.2	48.7±0.3	47.3±0.3	55 ⁺⁴ ₋₀	2.2以上	49.1±0.6	90±9	2.2以上
54	51±1.3	60.8±0.3	59.2±0.3	63 ⁺⁴ ₋₀	2.5以上	61.2±0.6	110±11	2.5以上
70	67±1.3	76.8±0.3	75.2±0.3	69 ⁺⁴ ₋₀	3以上	77.2±0.6	130±13	3以上
82	77±1.3	89.8±0.3	88.2±0.3	72 ⁺⁴ ₋₀	3.5以上	90.2±0.6	145±15	3.5以上

4 合成樹脂製可撓管用のTSカップリング (5を除く。)

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	内径		管止め幅の最小値	受け口部			
	最小値	最大値		先端の内径	奥部の内径	深さ	先端の厚さの最小値
14	13.2	19.8	1.5	22.2±0.2	20.8±0.2	25.8 ⁺⁴ ₀	1
16	15.2	21.3	1.5	23.7±0.2	22.3±0.2	27.6 ⁺⁴ ₀	1
18	17.1	24.3	1.5	26.7±0.2	25.3±0.2	31.2 ⁺⁴ ₀	1
22	20.9	28.4	1.5	31.5±0.2	29.5±0.2	36.6 ⁺⁴ ₀	1
28	26.7	33.9	1.5	37.6±0.3	35.4±0.3	43.8 ⁺⁴ ₀	1.8
36	33.4	42.4	1.5	46.6±0.3	44.4±0.3	54.6 ⁺⁴ ₀	2.2
42	38.2	48.8	1.5	53.1±0.3	50.9±0.3	62.4 ⁺⁴ ₀	2.2
54	48.8	61.1	1.5	65.6±0.3	63.4±0.3	77.4 ⁺⁴ ₀	2.5
70	64.5	77.0	1.5	82.3±0.3	79.7±0.3	97.2 ⁺⁴ ₀	3
82	74.2	89.9	1.5	96.0±0.3	93.0±0.3	113.4 ⁺⁴ ₀	3.5

(備考) 受け口部先端の内径及び奥部の内径は、接着により接続するもののみ適用する。

5 合成樹脂製可撓管用の送りカップリング

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	内径	厚さの最小値
14	22.5±0.4	1
16	24.0±0.4	1
18	26.9±0.4	1

<u>22</u>	<u>31.8±0.4</u>	<u>1</u>
<u>28</u>	<u>37.9±0.5</u>	<u>1.8</u>
<u>36</u>	<u>46.9±0.5</u>	<u>2.2</u>
<u>42</u>	<u>53.5±0.6</u>	<u>2.2</u>
<u>54</u>	<u>66.0±0.6</u>	<u>2.5</u>
<u>70</u>	<u>82.7±0.6</u>	<u>3</u>
<u>82</u>	<u>96.4±0.6</u>	<u>3.5</u>

(備考) 外面が波付きの電線管用のものにあつては、内径をめねじの谷の径とする。

6 CD管用のカップリング (7を除く。)

(単位 mm)

適用電線 管の公称 内径	内径		管止め幅 の最小値	受け口部	
	最小値	最大値		深さ	先端の厚さの 最小値
<u>14</u>	<u>13.2</u>	<u>17.3</u>	<u>1.5</u>	<u>22.8⁺⁴₀</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>15.2</u>	<u>19.3</u>	<u>1.5</u>	<u>25.2⁺⁴₀</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>17.1</u>	<u>21.8</u>	<u>1.5</u>	<u>28.2⁺⁴₀</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>20.9</u>	<u>25.4</u>	<u>1.5</u>	<u>33.0⁺⁴₀</u>	<u>1</u>
<u>28</u>	<u>26.7</u>	<u>31.4</u>	<u>1.5</u>	<u>40.8⁺⁴₀</u>	<u>1.8</u>
<u>36</u>	<u>33.4</u>	<u>38.9</u>	<u>1.5</u>	<u>50.4⁺⁴₀</u>	<u>2.2</u>
<u>42</u>	<u>38.2</u>	<u>44.8</u>	<u>1.5</u>	<u>57.6⁺⁴₀</u>	<u>2.2</u>
<u>54</u>	<u>48.8</u>	<u>56.6</u>	<u>1.5</u>	<u>72.0⁺⁴₀</u>	<u>2.5</u>

70	64.5	72.2	1.5	$\frac{91.2^{+4}}{0}$	3
82	74.2	84.8	1.5	$\frac{106.8^{+4}}{0}$	3.5

7 CD管用の送りカップリング

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	内径	厚さの最小値
14	20 ± 0.4	1
16	22 ± 0.4	1
18	24.5 ± 0.4	1
22	28.8 ± 0.4	1
28	35.4 ± 0.5	1.8
36	43.4 ± 0.5	2.2
42	49.5 ± 0.6	2.2
54	61.5 ± 0.6	2.5
70	77.5 ± 0.6	3
82	90.5 ± 0.6	3.5

(備考) 外面が波付きの電線管用のものにあつては、内径をめねじの谷の径とする。

8 コンビネーションカップリング

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	内径		管止め幅の最小値	合成樹脂製電線管接続側			合成樹脂製可撓管接続側			CD管接続側	先端の厚さの最小値
	最小値	最大値		先端の内径	奥部の内径	深さ	先端の内径	奥部の内径	深さ	深さ	
14	$\frac{13}{2}$	$\frac{17}{3}$	1.5	$\frac{18.4}{\pm 0.2}$	$\frac{17.6}{\pm 0.2}$	$\frac{25^{+4}}{0}$	$\frac{22}{2 \pm 0.2}$	$\frac{20}{8 \pm 0.2}$	$\frac{25.8^{+4}}{0}$	$\frac{22.8^{+4}}{0}$	1

16	$\frac{15}{.2}$	$\frac{1}{9.3}$	1.5	$\frac{22.4}{\pm 0.2}$	$\frac{21.6}{\pm 0.2}$	30^{+4}_0	$\frac{23}{7\pm 0.2}$	$\frac{22}{3\pm 0.2}$	27.6^{+4}_0	25.2^{+4}_0	1
18	$\frac{17}{.1}$	$\frac{2}{1.8}$	1.5	—	—	—	$\frac{26}{7\pm 0.2}$	$\frac{25}{3\pm 0.2}$	31.2^{+4}_0	28.2^{+4}_0	1
22	$\frac{20}{.9}$	$\frac{2}{5.4}$	1.5	$\frac{26.4}{5\pm 0.2}$	$\frac{25.5}{5\pm 0.2}$	35^{+4}_0	$\frac{31}{5\pm 0.2}$	$\frac{29}{5\pm 0.2}$	36.6^{+4}_0	33.0^{+4}_0	1
28	$\frac{26}{.7}$	$\frac{3}{1.4}$	1.5	$\frac{34.5}{5\pm 0.25}$	$\frac{33.4}{5\pm 0.25}$	40^{+4}_0	$\frac{37}{6\pm 0.3}$	$\frac{35}{4\pm 0.3}$	43.8^{+4}_0	40.8^{+4}_0	1.8
36	$\frac{33}{.4}$	$\frac{3}{8.9}$	1.5	$\frac{42.6}{\pm 0.25}$	$\frac{47.3}{\pm 0.3}$	44^{+4}_0	$\frac{46}{6\pm 0.3}$	$\frac{44}{4\pm 0.3}$	54.6^{+4}_0	50.4^{+4}_0	2.2
42	$\frac{38}{.2}$	$\frac{4}{4.8}$	1.5	$\frac{48.7}{\pm 0.3}$	$\frac{41.4}{\pm 0.25}$	55^{+4}_0	$\frac{53}{1\pm 0.3}$	$\frac{50}{9\pm 0.3}$	62.4^{+4}_0	57.6^{+4}_0	2.2
54	$\frac{48}{.8}$	$\frac{5}{6.6}$	1.5	$\frac{60.8}{\pm 0.3}$	$\frac{59.2}{\pm 0.3}$	63^{+4}_0	$\frac{65}{6\pm 0.3}$	$\frac{63}{4\pm 0.3}$	77.4^{+4}_0	72.0^{+4}_0	2.5
70	$\frac{64}{.5}$	$\frac{7}{2.2}$	1.5	$\frac{76.8}{\pm 0.3}$	$\frac{75.2}{\pm 0.3}$	69^{+4}_0	$\frac{82}{3\pm 0.3}$	$\frac{79}{7\pm 0.3}$	97.2^{+4}_0	91.2^{+4}_0	3
82	$\frac{74}{.2}$	$\frac{8}{4.8}$	1.5	$\frac{89.8}{\pm 0.3}$	$\frac{88.2}{\pm 0.3}$	72^{+4}_0	$\frac{96}{0\pm 0.3}$	$\frac{93}{0\pm 0.3}$	113.4^{+4}_0	106.8^{+4}_0	3.5

(備考) 受け口部先端の内径及び奥部の内径は、接着により接続するものだけにのみ適用する。

附表第十六 ノーマルベンドの寸法

(単位 mm)

適用電 線管の 公称内 径	内径	曲げ半径	受け口部			
			先端の内径	奥部の内径	深さ	先端の 厚さの 最小値
14	14±2	75±8	18.4±0.2	17.6±0.2	25 ⁺⁴ ₋₀	1
16	18±2	85±9	22.4±0.2	21.6±0.2	30 ⁺⁴ ₋₀	1
22	22±2	100±10	26.45±0.2	25.55±0.2	35 ⁺⁴ ₋₀	1
28	28±3	135±14	34.55±0.25	33.45±0.25	40 ⁺⁴ ₋₀	1.8
36	35±4	170±17	42.6±0.25	41.4±0.25	44 ⁺⁴ ₋₀	2.2
42	40±4	190±19	48.7±0.3	47.3±0.3	55 ⁺⁴ ₋₀	2.2
54	51±5	240±20	60.8±0.3	59.2±0.3	63 ⁺⁴ ₋₀	2.5
70	67±7	300±30	76.8±0.3	75.2±0.3	69 ⁺⁴ ₋₀	3.0
82	77±8	360±36	89.8±0.3	88.2±0.3	72 ⁺⁴ ₋₀	3.5

附表第十七 コネクターの寸法

1 1号コネクター

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	つばの幅の最小値	外径	厚さ	長さ
14	3	18 ± 0.2	2 ± 0.2	28^{+0}_{-2}
16	3	22 ± 0.2	2 ± 0.2	33^{+0}_{-2}
22	3	26 ± 0.25	2 ± 0.2	38^{+0}_{-2}
28	3	34 ± 0.3	3 ± 0.3	43^{+0}_{-3}
36	3	42 ± 0.35	3.5 ± 0.4	47^{+0}_{-3}
42	3	48 ± 0.4	4 ± 0.4	58^{+0}_{-4}
54	3	60 ± 0.5	4.5 ± 0.4	67^{+0}_{-4}
70	3	76 ± 0.5	4.5 ± 0.4	73^{+0}_{-4}
82	3	89 ± 0.5	5.9 ± 0.4	77^{+0}_{-4}

2 合成樹脂製電線管用の2号コネクター

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	つばの幅の最小値	内径	長さ	受け口部			
				先端の内径	奥部の内径	深さ	先端の厚さの最小値
14	2	20 ± 0.3	44 ± 4	18.4 ± 0.2	17.6 ± 0.2	25^{+4}_{-0}	1
16	2	20 ± 0.3	50 ± 4	22.4 ± 0.2	21.6 ± 0.2	30^{+4}_{-0}	1
22	2	20 ± 0.3	54 ± 4	26.45 ± 0.2	25.55 ± 0.2	35^{+4}_{-0}	1

<u>28</u>	<u>2</u>	<u>26±0.5</u>	<u>64±4</u>	<u>34.55±0.25</u>	<u>33.45±0.25</u>	<u>40⁺⁴₋₀</u>	<u>1.8</u>
<u>36</u>	<u>2</u>	<u>34±0.5</u>	<u>68±4</u>	<u>42.6±0.25</u>	<u>41.4±0.25</u>	<u>44⁺⁴₋₀</u>	<u>2.2</u>
<u>42</u>	<u>2</u>	<u>40±0.5</u>	<u>84±4</u>	<u>48.7±0.3</u>	<u>47.3±0.3</u>	<u>55⁺⁴₋₀</u>	<u>2.2</u>
<u>54</u>	<u>2</u>	<u>51±0.6</u>	<u>97±4</u>	<u>60.8±0.3</u>	<u>59.2±0.3</u>	<u>63⁺⁴₋₀</u>	<u>2.5</u>
<u>70</u>	<u>2</u>	<u>67±1.0</u>	<u>110±4</u>	<u>76.8±0.3</u>	<u>75.2±0.3</u>	<u>69⁺⁴₋₀</u>	<u>3</u>
<u>82</u>	<u>2</u>	<u>77±1.0</u>	<u>113±4</u>	<u>89.8±0.3</u>	<u>88.2±0.3</u>	<u>72⁺⁴₋₀</u>	<u>3.5</u>

3 合成樹脂製可撓管用のコネクター

(単位 mm)

適用電 線管の 公称内 径	つばの 幅の最 小値	内径		長さ	受け口部			
		最小 値	最大 値		先端の 内径	奥部の 内径	深さ	先端の 厚さの 最小値
<u>14</u>	<u>2</u>	<u>13.2</u>	<u>19.8</u>	<u>45.8± 4</u>	<u>22.2± 0.2</u>	<u>20.8± 0.2</u>	<u>25.8⁺⁴ 0</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>2</u>	<u>15.2</u>	<u>21.3</u>	<u>47.6± 4</u>	<u>23.7± 0.2</u>	<u>22.3± 0.2</u>	<u>27.6⁺⁴ 0</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>2</u>	<u>17.1</u>	<u>24.3</u>	<u>51.2± 4</u>	<u>26.7± 0.2</u>	<u>25.3± 0.2</u>	<u>31.2⁺⁴ 0</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>2</u>	<u>20.9</u>	<u>28.4</u>	<u>56.6± 4</u>	<u>31.5± 0.2</u>	<u>29.5± 0.2</u>	<u>36.6⁺⁴ 0</u>	<u>1</u>
<u>28</u>	<u>2</u>	<u>26.7</u>	<u>33.9</u>	<u>68.8± 4</u>	<u>37.6± 0.3</u>	<u>35.4± 0.3</u>	<u>43.8⁺⁴ 0</u>	<u>1.8</u>
<u>36</u>	<u>2</u>	<u>33.4</u>	<u>42.4</u>	<u>79.6± 4</u>	<u>46.6± 0.3</u>	<u>44.4± 0.3</u>	<u>54.6⁺⁴ 0</u>	<u>2.2</u>
<u>42</u>	<u>2</u>	<u>38.2</u>	<u>48.8</u>	<u>92.4± 4</u>	<u>53.1± 0.3</u>	<u>50.9± 0.3</u>	<u>62.4⁺⁴ 0</u>	<u>2.2</u>
<u>54</u>	<u>2</u>	<u>48.8</u>	<u>61.1</u>	<u>112.4± ±4</u>	<u>65.6± 0.3</u>	<u>63.4± 0.3</u>	<u>77.4⁺⁴ 0</u>	<u>2.5</u>

70	2	64.5	77.0	$\frac{137.2}{\pm 4}$	$\frac{82.3 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{79.7 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{97.2^{+4}}{0}$	3
82	2	74.2	89.9	$\frac{153.4}{\pm 4}$	$\frac{96.0 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{93.0 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{113.4^{+4}}{0}$	3.5

(備考) 受け口部先端の内径及び奥部の内径は、接着により接続するもののみ適用する。

4 CD管用のコネクター

(単位 mm)

適用電線 管の公称 内径	つばの幅 の最小値	内径		長さ	受け口部	
		最小値	最大値		深さ	先端の厚さの 最小値
14	2	13.2	17.3	42.8±4	$\frac{22.8^{+4}}{0}$	1
16	2	15.2	19.3	45.2±4	$\frac{25.2^{+4}}{0}$	1
18	2	17.1	21.8	48.2±4	$\frac{28.2^{+4}}{0}$	1
22	2	20.9	25.4	53.0±4	$\frac{33.0^{+4}}{0}$	1
28	2	26.7	31.4	65.8±4	$\frac{40.8^{+4}}{0}$	1.8
36	2	33.4	38.9	75.4±4	$\frac{50.4^{+4}}{0}$	2.2
42	2	38.2	44.8	87.6±4	$\frac{57.6^{+4}}{0}$	2.2
54	2	48.8	56.6	107.0±4	$\frac{72.0^{+4}}{0}$	2.5
70	2	64.5	72.2	131.2±4	$\frac{91.2^{+4}}{0}$	3
82	2	74.2	84.8	146.8±4	$\frac{106.8^{+4}}{0}$	3.5

附表第十八 ボックスの寸法

1 露出用のもの

(単位 mm)

種類	外のり					厚さ
	縦	横	直径	対辺間	高さ	
スイッチ用	82	43	—	—	36	2.2以上
	119	74	—	—	40	2.7以上
	119	74	—	—	50	2.7以上
	119	120	—	—	40	2.7以上
	119	120	—	—	50	2.7以上
丸形	—	—	87	—	36	1.7以上
	—	—	100	—	44	2.7以上
	—	—	110	—	54	2.7以上
	90	33	—	—	36	2.2以上
長方形	95	40	—	—	44	2.7以上
	110	45	—	—	50	2.7以上
	120	60	—	—	60	3.6以上
四角	—	—	—	110	50	2.7以上
	—	—	—	110	60	2.7以上
八角	—	—	—	88	54	2.7以上

(備考) 外のりの寸法の許容差は、±10%とする。

2 埋込用のもの

(単位 mm)

種類	外のり				厚さ
	縦	横	対辺間	高さ	
スイッチ用	101	55	—	30	2.2以上
	101	55	—	36	2.2以上
	101	101	—	30	2.7以上
	106	60	—	53	2.7以上
	117	68	—	44	2.7以上
	117	136	—	44	3.1以上
	117	182	—	44	3.1以上

	117	228	—	54	3.6以上
	117	274	—	54	3.6以上
四角コンクリート 用	—	—	102	44	3.1以上
	—	—	102	54	3.6以上
	—	—	102	75	3.6以上
	—	—	119	44	3.1以上
	—	—	119	54	3.6以上
	—	—	119	75	3.6以上
八角コンクリート 用	—	—	97	44	3.1以上
	—	—	97	54	3.6以上
	—	—	97	75	3.6以上
アウトレット用	—	—	102	44	3.1以上
	—	—	102	54	3.6以上
	—	—	119	44	3.1以上
	—	—	119	54	3.6以上

(備考) 外のりの寸法の許容差は、±10%とする。

附表第十九 ブッシングの寸法

1 合成樹脂製電線管用のブッシング

(単位 mm)

適用電線 管の公称 内径	内径	受け口部			
		先端の内径	奥部の内径	深さ	厚さの 最小値
14	14±0.6	18.4±0.2	17.6±0.2	25 ⁺⁴ ₋₀	1
16	18±0.6	22.4±0.2	21.6±0.2	30 ⁺⁴ ₋₀	1
22	22±0.65	26.45±0.2	25.55±0.2	35 ⁺⁴ ₋₀	1
28	28±0.9	34.55±0.25	33.45±0.25	40 ⁺⁴ ₋₀	1.8
36	35±1.15	42.6±0.25	41.4±0.25	44 ⁺⁴ ₋₀	2.2

<u>42</u>	<u>40±1.2</u>	<u>48.7±0.3</u>	<u>47.3±0.3</u>	<u>55⁺⁴₋₀</u>	<u>2.2</u>
<u>54</u>	<u>51±1.3</u>	<u>60.8±0.3</u>	<u>59.2±0.3</u>	<u>63⁺⁴₋₀</u>	<u>2.5</u>
<u>70</u>	<u>67±1.5</u>	<u>76.8±0.3</u>	<u>75.2±0.3</u>	<u>69⁺⁴₋₀</u>	<u>3.0</u>
<u>82</u>	<u>77±1.7</u>	<u>89.8±0.3</u>	<u>88.2±0.3</u>	<u>72⁺⁴₋₀</u>	<u>3.5</u>

2 合成樹脂製可撓管用のブッシング

(単位 mm)

適用電 線管の 公称内 径	内径	受け口部			
		先端の内径	奥部の内径	深さ	厚さの 最小値
<u>14</u>	<u>13.2^{+1.2}₀</u>	<u>22.2±0.2</u>	<u>20.8±0.2</u>	<u>25.8⁺⁴₀</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>15.2^{+1.2}₀</u>	<u>23.7±0.2</u>	<u>22.3±0.2</u>	<u>27.6⁺⁴₀</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>17.1^{+1.2}₀</u>	<u>26.7±0.2</u>	<u>25.3±0.2</u>	<u>31.2⁺⁴₀</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>20.9^{+1.3}₀</u>	<u>31.5±0.2</u>	<u>29.5±0.2</u>	<u>36.6⁺⁴₀</u>	<u>1</u>
<u>28</u>	<u>26.7^{+1.8}₀</u>	<u>37.6±0.3</u>	<u>35.4±0.3</u>	<u>43.8⁺⁴₀</u>	<u>1.8</u>
<u>36</u>	<u>33.4^{+2.3}₀</u>	<u>46.6±0.3</u>	<u>44.4±0.3</u>	<u>54.6⁺⁴₀</u>	<u>2.2</u>
<u>42</u>	<u>38.2^{+2.4}₀</u>	<u>53.1±0.3</u>	<u>50.9±0.3</u>	<u>62.4⁺⁴₀</u>	<u>2.2</u>
<u>54</u>	<u>48.8^{+2.6}₀</u>	<u>65.6±0.3</u>	<u>63.4±0.3</u>	<u>77.4⁺⁴₀</u>	<u>2.5</u>

<u>70</u>	$\frac{64.5^{+3.0}}{0}$	82.3 ± 0.3	79.7 ± 0.3	$\frac{97.2^{+4}}{0}$	<u>3.0</u>
<u>82</u>	$\frac{74.2^{+3.4}}{0}$	96.0 ± 3.4	93.0 ± 0.3	$\frac{113.4^{+4}}{0}$	<u>3.5</u>

(備考) 外面が波付きの電線管用のものにあつては、先端の内径及び奥部の内径をそれぞれめねじの谷の径とする。

3 金属製電線管用のブッシング

(単位 mm)

電線管の種類	適用電線管の公称内径	外径	内径	高さ	有効ねじ部の長さの最小値
厚鋼電線管	<u>16</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>9</u>	<u>6.5</u>
	<u>22</u>	<u>30</u>	<u>22</u>	<u>10</u>	<u>7</u>
	<u>28</u>	<u>37</u>	<u>28</u>	<u>12</u>	<u>9</u>
	<u>36</u>	<u>46</u>	<u>36</u>	<u>13</u>	<u>9</u>
	<u>42</u>	<u>52</u>	<u>42</u>	<u>15</u>	<u>10.5</u>
	<u>54</u>	<u>65</u>	<u>53</u>	<u>16</u>	<u>11</u>
	<u>70</u>	<u>81</u>	<u>68</u>	<u>18</u>	<u>12</u>
	<u>82</u>	<u>95</u>	<u>81</u>	<u>20</u>	<u>13</u>
	<u>92</u>	<u>110</u>	<u>93</u>	<u>22</u>	<u>14</u>
薄鋼電線管	<u>104</u>	<u>125</u>	<u>105</u>	<u>24</u>	<u>15</u>
	<u>15</u>	<u>20</u>	<u>13.5</u>	<u>8</u>	<u>6</u>
	<u>19</u>	<u>23</u>	<u>16</u>	<u>9</u>	<u>6.5</u>
	<u>25</u>	<u>30</u>	<u>22</u>	<u>10</u>	<u>7</u>
	<u>31</u>	<u>36</u>	<u>29</u>	<u>12</u>	<u>8.5</u>
	<u>39</u>	<u>43</u>	<u>35</u>	<u>13</u>	<u>9</u>
	<u>51</u>	<u>57</u>	<u>48</u>	<u>15</u>	<u>10.5</u>
	<u>63</u>	<u>70</u>	<u>60</u>	<u>17</u>	<u>12</u>
<u>75</u>	<u>83</u>	<u>72</u>	<u>20</u>	<u>14</u>	

(備考) ねじの長さ以外の寸法の許容差は、±5%とする。

4 二種金属製可撓電線管用のブッシング

(単位 mm)

適用二種金属製可撓電線管の公称内径	外径	内径	高さ	有効ねじ部の長さの最小値
10	17.5	9.4±0.2	14	11
12	20.5	11±0.2	14	11
15	23.5	13.5±0.2	14	11
17	26.4	16.3±0.2	16.5	12.5
24	33.7	23.3±0.2	17.5	13.5
30	40.2	28.8±0.2	19.5	14.5
38	48.7	37.1±0.2	21	16
50	61.2	48.6±0.2	22	16
63	75.6	63±0.2	24	18
76	90.3	77±0.2	25	18
83	99	80.5±0.2	27	20
101	117	100±0.2	27	20

(備考) 外径及び高さの寸法の許容差は、±5%とする。

附表第二十 キャップの寸法

1 エントランスキャップ

(単位 mm)

適用電線管の公称内径	外のり			厚さ	ハブの内径
	縦	横	高さ		
14	52	55	50	1.8以上	14±0.6
16	52	55	50	1.8以上	18±0.6
22	68	70	64	1.8以上	22±0.65
28	78	80	72	2.5以上	28±0.9
36	60	118	70	3以上	35±1.15
42	60	118	70	3以上	40±1.2
54	80	175	93	3.5以上	51±1.3
70	100	200	140	4以上	67±1.3

82	100	200	140	4以上	77±1.3
----	-----	-----	-----	-----	--------

(備考) 外のりの寸法の許容差は、±10%とする。

2 ターミナルキャップ

(単位 mm)

適用電線 管の公称 内径	外のり			厚さ	ハブの内径
	縦	横	高さ		
14	40	80	36	1.8以上	14±0.6
16	40	80	36	1.8以上	18±0.6
22	40	80	36	1.8以上	22±0.65
28	45	100	50	2.5以上	28±0.9
36	60	120	60	3以上	35±1.15
42	60	120	60	3以上	40±1.2
54	75	160	75	3.5以上	51±1.3
70	120	200	115	4以上	67±1.3
82	120	200	115	4以上	77±1.3

(備考) 外のりの寸法の許容差は、±10%とする。

附表第二十一 耐食性試験

1 乾式亜鉛めっき、溶融亜鉛めっき又は亜鉛溶射を施したものにあっては、適当な長さの試料をとり、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」の8.4耐食性試験のd)に規定する操作を電線管、フロアダクト及び一種金属製線樋にあっては3回、その他のものにあっては2回繰り返したとき、表面における反応が終止点に達しないこと。

2 電気亜鉛めっきを施したもの(クロメート処理を施したものを含む。)にあっては、適当な長さの試料をとり、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」の8.4耐食性試験のc)に規定する操作を実施したとき、表面の1cm²ごとに2個以上の青色のはん点が生じず、かつ、はん点が生じ

た場合、各はん点の寸法は1.5mm以下でなければならない。

3 さび止め塗装を施したものにあっては、適当な長さの試料をとり、JIS C 8305(1999)「鋼製電線管」の8.4耐食性試験のb)に規定する試験を実施したとき、塗膜の破れ又はきずを生じてはならない。

4 1、2及び3に掲げるもの以外のものにあっては、適当な長さの試料をとり、JIS Z 2371(2000)「塩水噴霧試験方法」に規定する方法により、連続して8時間噴霧し、16時間休止する操作を2回繰り返し、さらに8時間噴霧を行ったとき、表面にふくれ、はがれ、さび等が生じないこと。

附表第二十二 絶縁耐力試験及び絶縁抵抗試験

1 合成樹脂製の附属品（ボックスを除く。）

次の手順で試験を行ったとき、これに耐えること。また、この直後に、同じ試料に直流電圧500Vを両電極間に印加し、60±2秒後の両電極間の絶縁抵抗値が5MΩ以上であること。

(1) 試料を23±2℃の水中に24時間±15分間浸し、室温で乾燥させる。

試験は、水中から取り出してから1時間以内に行う。

(2) 適切な長さの電線管で組み立てる。片方の開放端部は、適切な絶縁材料で封止する。試料内部を直径0.5mmから1.0mmの鉛球で満たし、内部に内側電極を挿入し、外側電極は試料の外周にアルミニウムはくを巻き付け、これに接続する。

(3) 両電極間に周波数50又は60Hzのほぼ正弦波形の電流を電圧1,000から2,000Vまで徐々に増加させて印加する。電圧が2,000Vに達した後、15分間、その電圧を保持する。

なお、試験は、以下の条件で行う。

イ 試験に使用する高電圧変圧器は、出力電圧に該当する試験電圧に調整した後に出力端子を短絡させたとき、出力電流は少なくとも200mAとなるように設計する。出力電流が100mA未満のときは、過電流継電器は作動しないこと。なお、試験中、印加される試験電圧の実効値を±3%以内で測定できるように行う。

ロ 回路に組み込まれた100mAの漏れ電流検知装置が15分間の試験中に作動しなければ、その試料は十分な絶縁耐力を持つものとみなす。

2 合成樹脂製のボックス

次の手順で試験を行ったとき、これに耐えること。

(1) 試料を相対湿度91から95%に維持された空気を含む恒温恒湿槽中で48時間前処理を行う。その際、恒温恒湿槽内の温度を20から30°Cの任意の値 $t \pm 1^\circ\text{C}$ に維持し、恒温恒湿槽に入れる前にも試料を $t^\circ\text{C}$ と $(t+4)^\circ\text{C}$ の間の温度にしておく。なお、前処理後、試料が正常に使用できなくなる損傷がないこと。

(2) (1) を確認後、試料に約500Vの直流電圧を印加し、1分後、絶縁抵抗値を測定し、その値が5M Ω 以上であること。

(3) (2) の後、実効値が1,000V以下、周波数が50又は60Hzの、ほぼ正弦波形の電圧を外面と内面の間に印加した後、約2,000Vまで急激に電圧を上げ、これを1分間印加する。

なお、試験は以下の条件で行う。

イ 試験に使用する高圧変圧器は、出力電圧を適切な試験電圧に調整した後に、出力端子を短絡したときに、出力電流が少なくとも200mAとなる設計であること。

ロ 出力電流が100mAに満たないときに過電流継電器が作動しないこ

と。

ハ 印加する試験電圧の実効値が±3%以内となるように注意すること。なお、電圧降下を伴わないグロー放電は無視する。

ニ (2) 及び (3) の試験中、金属はくを内面に接触させ、サイズが200mm×100mm以下の別の金属はくを外面に接触させ、必要な場合には移動させてすべての部分を試験できるようにすること。

ホ 試験中、絶縁物を通して距離を測定する場合を除き、内側と外側の金属はくの間距離が4mm以上となること。

附表第二十三 圧縮強度試験

1 管状のものの圧縮強度試験

完成品から外径に等しい長さの試料を採り、平板間にはさみ、5℃以上30℃以下の空気中において、管軸と直角の方向に毎分約10mmの速さで圧縮荷重を加えたとき、試料が割れず、かつ、試料の内面が接着するまでの最大の圧縮荷重(3個の試料についての平均値をとるものとする。)を次の式によって20℃における圧縮荷重に換算し、その値が次の表に掲げる値以上であること。

$$P_{20} = P_t / [1 + 0.015(20 - t)]$$

P_{20} は、20℃における圧縮荷重とし、その単位は、Nとする。

P_t は、 t ℃における最大の圧縮荷重とし、その単位は、Nとする。

t は、試験時の温度とし、その単位は、℃とする。

適用電線管の公称内径 (mm)	圧縮荷重 (N)	
	電線管、ノーマルバンド又はコネクタの場合	その他のものの場合
22以下	640	490
28	1,420	1,080
36	1,910	1,470

42	1,910	1,470
54	2,550	1,910
70	3,190	2,400
82	4,750	3,580

2 その他のものの圧縮強度試験

完成品の側面の中央部であって上縁から12mmの箇所に直径10mmの円筒の棒によって毎分約10mmの速さで490Nの荷重を加えたとき、ひび、割れその他の異状が生じないこと。

附表第二十四 耐燃性試験

1 合成樹脂製電線管

(1) の手順で試験を行ったとき、(2) の基準に適合すること。

(1) 手順

3 個の試料について、以下の手順で行う。

イ ほとんど通風のない場所に置いた図 1 のような、一つの開放面をもつ金属製試験箱内に、長さ675±10mmの試料を、図 2 で示すとおり、相互の距離が550±10mmの間隔で試料の両端部からほぼ等距離になるような幅約25mmの2個の金属クランプで垂直に取り付ける。

ロ 呼び径22mm以下の電線管には直径6.0±0.1mm、呼び径28mm以上の電線管には直径16.0±0.1mmの鋼製ロッドを貫通させる。鋼製ロッドは堅固に独立させて上端部を支持する。この場合において、取り付けは、溶融物がティシュペーパーの上に落下するのを妨げないようにすること。

ハ 一層の白いティシュペーパーを載せた厚さ約10mmのストローク松板を試験箱の下面に配置する。試料、鋼製ロッド、及びクラン

ブ装置は試験箱の中心に垂直に据え付け、下側のクランプの上端の位置を試験箱の下面から550±10mmにすること。

ニ バーナーを鉛直に対して45±2°の角度に支持する。バーナーの炎（JIS C 60695-11-2(2007)に規定する1kWの炎とする。）は、炎の軸に沿って測定してバーナー筒の上端から試料までの距離が100±10mmとなり、炎の軸が下側クランプの上端から100±5mmの点で試料表面に当たるように、かつ、炎の軸と試料の軸が交差するようにする。

ホ 炎を試料に当てる時間は次の表による。炎を接炎している間は、炎を動かさない。試験が終了後及び試料の燃焼が止まった後、試料の表面を水に浸した布でこすってきれいにふく。

<u>厚さ (mm)</u>	<u>時間 (秒)</u>
0.5 以下	15^{+1}_0
0.5 を超え 1.0 以下	20^{+1}_0
1.0 を超え 1.5 以下	25^{+1}_0
1.5 を超え 2.0 以下	35^{+1}_0
2.0 を超え 2.5 以下	45^{+1}_0
2.5 を超え 3.0 以下	55^{+1}_0
3.0 を超え 3.5 以下	65^{+1}_0
3.5 を超え 4.0 以下	75^{+1}_0
4.0 を超え 4.5 以下	85^{+1}_0
4.5 を超え 5.0 以下	130^{+1}_0

5.0 を超え 5.5 以下	200^{+1}_0
5.5 を超え 6.0 以下	300^{+1}_0
6.0 を超え 6.5 以下	500^{+1}_0

(備考) 厚さは、管軸を含む平面で切った断面の管壁を構成する試料の厚さを3箇所以上で測った値の平均値とする。

(2) 基準

イ 炎によって試料に着火しない場合、その試料は適合とする。

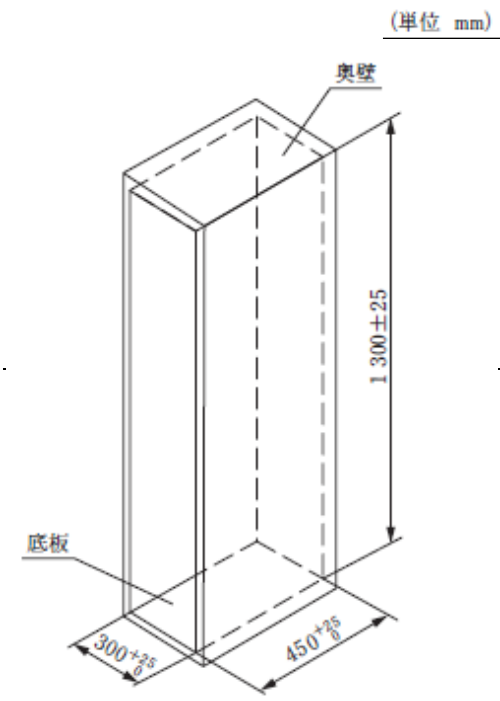
ロ 試料が燃焼するか、燃焼せず溶けてなくなった場合、燃焼が止まった後、及び試料を(1)ホに従ってふいた後、上側クランプの下端から50mm以内、及び下側クランプの上端から50mm以内に燃焼又は炭化の形跡がなければ、その試料は適合とする。

ハ 試料が燃焼した場合、もし、炎を除去した後、30秒経過しても燃焼が継続していれば、試料は不適合とする。

ニ ティッシュペーパーに着火した場合は、試料は不適合とする。

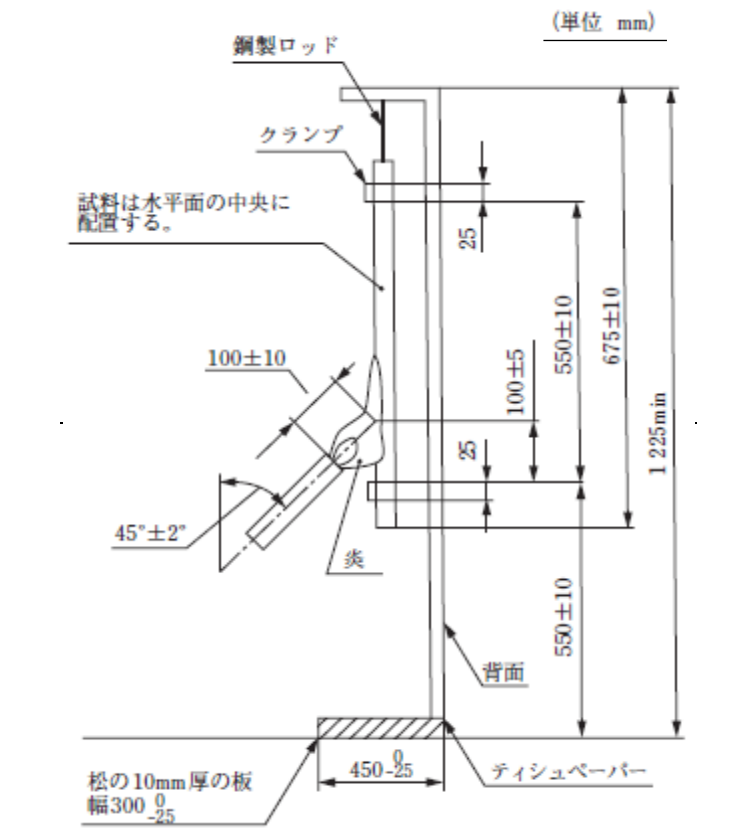
ホ 試料のバーナーより下の部分については、試料自体が燃焼せず、また、炭化していなければ、内面又は外面に溶融物が存在していても不適合とはしない。

図 1



- (備考) 1 材質は金属とする。
- 2 寸法はすべて内側寸法を示す。
- 3 この図は、寸法を除いてデザインは自由とする。

図 2



2 合成樹脂製の附属品 (ボックスを除く。)

(1) の条件でJIS C 60695-2-10(2004)及びJIS C 0695-2-11(2004)のグローワイヤ試験を行ったとき、(2)の基準に適合すること。

(1) 条件

750℃の温度のグローワイヤを、試料の表面を垂直位置で、最も不利と思われる位置に1回当てる。

(2) 基準

目に見える炎若しくは持続的な赤熱がないか、又は、試料の炎若しくは赤熱がグローワイヤを外してから30秒以内に消えること。

3 合成樹脂製のボックス

(1) の条件でJIS C 60695-2-10(2004)及びJIS C 60695-2-11(2004)のグローワイヤ試験を行ったとき、(2)の基準に適合すること。

(1) 条件

650±10℃の温度のグローワイヤを、試料の表面を垂直位置で最も不利と思われる位置にて1回当てる。ただし、ボックスを使用して試験を行うことができない場合には、試験のためのボックスから適切な部分を切り取ってもよい。また、判定が困難な場合には、さらに2個の試料について試験を繰り返すこととする。

(2) 基準

目に見える炎若しくは持続的な赤熱がないか、又は、試料の炎若しくは赤熱がグローワイヤを外してから30秒以内に消えること。ただし、ティッシュペーパーの発火又はストローブ松板における焼け焦げがあってはならない。

附表第二十五 耐熱性試験

1 電線管にあっては、長さが約300mmの試料を3本とり、その外面の中央部に管軸の方向に相互の距離が200mmの2個の標点をしるし、70℃±2℃の温度に3時間保ち、室温にまで自然に冷却した後に標点間の長さを測定したとき、その変化率(3本の試料についての平均値をとるものとする。)が±1%以下であること。

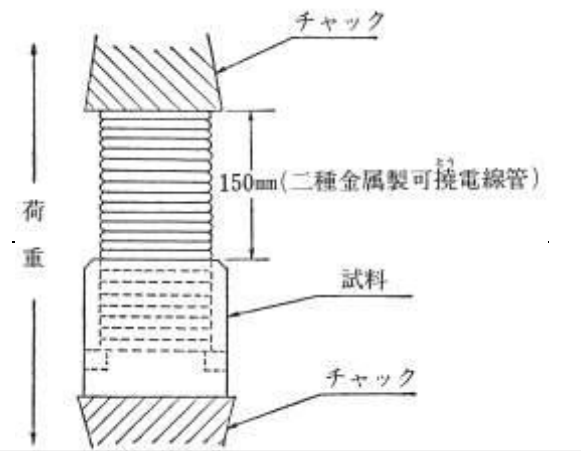
2 付属品であって管状のものにあっては、試験品を70℃±2℃の温度に

3時間保ち、室温にまで自然に冷却させたとき、外径の変化率が±2%以下であること。

3 1及び2に掲げるもの以外のものにあつては、試験品を70℃±2℃の温度に3時間保ち、室温にまで自然に冷却させたとき、中央部における縦及び横の外のり寸法の変化率が±2%以下であること。

附表第二十六 強度試験

1 二種金属製可撓電線管に接続する部分に、次の図に示す方法で、次の式により計算した値 (1,960Nを超える場合は、1,960N) の引張荷重を管軸の方向に1分間加えたとき、接続部が離れないこと。



$$M=49 (D+10)$$

Mは、引張荷重とし、その単位は、Nとする。

Dは、公称内径とし、その単位は、mmとする。

2 二種金属製可撓電線管に接続する部分を平板間にはさみ、管軸と直角の方向に毎分約10mmの速さで圧縮荷重を加え、次の式により計算し

た値（公称内径が63mmを超えるものにあつては、2,940N）の荷重に達したとき、外径が圧縮前の外径の2%以上増加し、又は減少しないこと。

M=108 ℓ

Mは、圧縮荷重とし、その単位は、Nとする。（小数点以下は、四捨五入する。）

ℓは、二種金属製可撓電線管接続部の長さとし、その単位は、mmとする。

附表第二十七 電気用品の表示の方式

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックス	<u>1 電線管にあつては、公称内径</u> <u>2 CD管及びその附属品にあつては、不燃性でない旨</u> <u>3 合成樹脂製可撓管又はCD管でタイプ-25のものにあつては、その旨</u>	<u>1 合成樹脂製可撓管、CD管、一種金属製可撓電線管及び二種金属製可撓電線管以外のものにあつては、表面に容易に消えない方法で表示すること。</u> <u>2 合成樹脂製可撓管、CD管又は二種金属製可撓電線管であつて管の表面に表示することが容易なもの及び一種金属製可撓電線管にあつては、管の表面に1m以下ごとに容易に消えない方法で表示すること。</u> <u>3 合成樹脂製可撓管、CD管又は二種金属製可撓電線管であつて、管の表面に表示することが困難なものにあつては、管端から50cm以内の部分にラベル等による表示を施し、かつ、包装紙の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</u>

附表第二十八 ねじ部トルク試験

めねじ部とかん合するおねじを毎回完全に外し、差し込み直しと締め付けを次の表に掲げるトルク値で10回（めねじ部に防錆効果のあるめね

じが埋め込まれているものにあつては5回) 繰り返したとき、めねじ又は溝穴を損傷せず、かつ、めねじ部又はボックス若しくはボックスカバーに再固定ができなくなるような破損が生じないこと。

ねじ部の呼び径 (mm)	トルク (Nm)
3.6を超え4.1以下	1.2
4.1を超え4.7以下	1.8
4.7を超え5.3以下	2.0

附表第二十九 衝撃試験

1 合成樹脂製の附属品 (ボックスを除く。)

(1) の手順で試験を行ったとき、(2) の基準に適合すること。

(1) 手順

イ 12個の試料について図1に示す試験装置を使用して試験を行う。

ロ 試料はすべて通常の使用状態で接合する。ただし、通常の使用状態において衝撃の影響を受けないような附属品及び最大寸法が20mm未満の小形の附属品には適用しない。

ハ 試験装置は非圧縮時の厚さが40mmで、密度が $538 \pm 22 \text{kg/m}^3$ の衝撃吸収材の上に置く。

ニ 試験装置を試料とともに温度を $-5 \pm 2^\circ\text{C}$ (タイプ-25のものは $-25 \pm 2^\circ\text{C}$) に保持する。試料が規定の温度に達するまでの時間又は2時間のいずれか長い方の時間が経過した後、各試料を図1に示す試験装置の鋼製の台上に配置する。

ホ 質量 $2 \pm 0.02 \text{kg}$ のハンマを $100 \pm 1 \text{mm}$ の高さから1回落下させる。

ヘ 試験は試料の最も弱い部分に適用する。ただし、電線管接続口の端部から5mm以内の箇所には衝撃を加えない。

(2) 基準

試験後、少なくとも9個の試料は目視によって認められるひび又は割れがなく、かつ、正常に使用できなくなる変形が生じないこと。

2 合成樹脂製のボックス

(1) の手順で試験を行ったとき、(2) の基準に適合すること。

(1) 手順

イ 図1に示す試験装置を使用して試験を行う。

ロ 試験装置は非圧縮時の厚さが40mmで、密度が $538 \pm 22 \text{kg/m}^3$ の衝撃吸収材の上に置く。

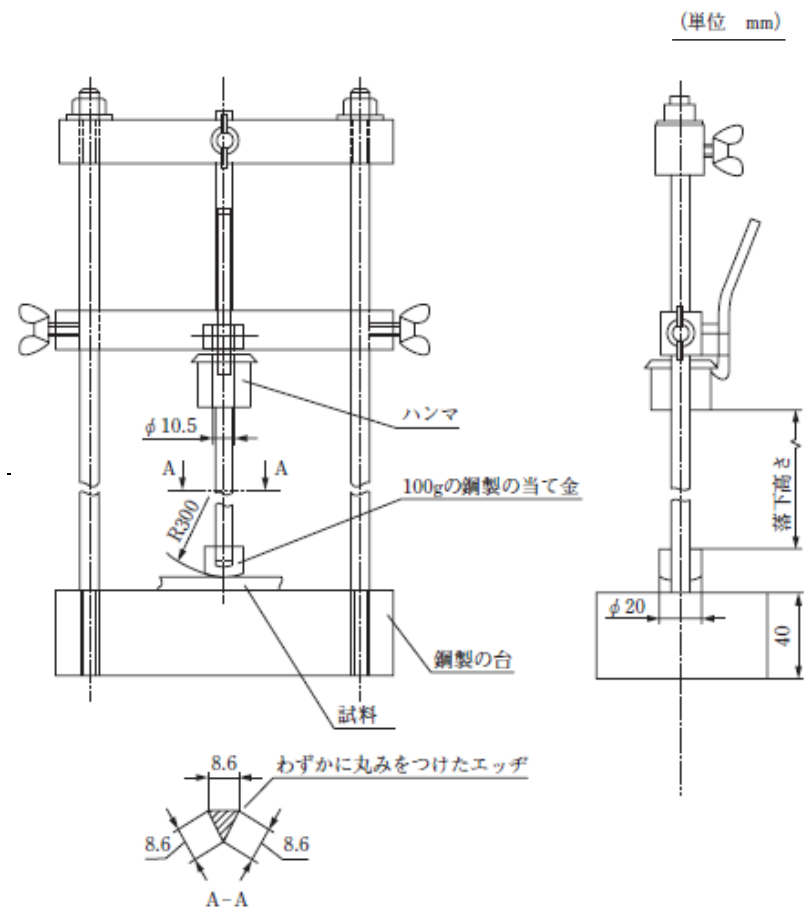
ハ 試験装置を試料とともに温度を $-5 \pm 1^\circ\text{C}$ (タイプ-25のものは $-25 \pm 2^\circ\text{C}$) に保持する。2時間経過した後、試料を図1に示す試験装置の鋼製の台上に配置する。

ニ 質量1kgのハンマを100mmの高さから垂直に落下させ、試料の底面と四つの側面に各1回計5回の衝撃を与える。ただし、ロックアウトを持つボックス状のものにあつては、ロックアウト部には衝撃を与えてはならない。

(2) 基準

試験後、試料は目視によって認められるひび又は割れがなく、かつ、正常に使用できなくなる変形が生じないこと。

図1 衝撃試験装置



別表第三 ヒューズ

別表第十二に掲げる基準のうちヒューズに該当する基準を適用するものとする。

(削る)

別表第三 ヒューズ

(新設)

1 非包装ヒューズ

(1) 材料

イ 可溶体の材料は、鉛、すず、亜鉛またはこれらを主成分とする合金であって、かつ、容易に変質しないものであること。この場合において、つめ付ヒューズの打抜き型のものにあつては、取付けに支障のない硬さであること。

なお、ヒューズの取り付け又は可溶体を支持する目的でおかれるブリッジ等の支持物等は可溶体の材料に含めない。

ロ 打抜き型以外のつめ付ヒューズのつめの材料は、銅又は銅とニッケルの合金であること。

(2) 構造

つめ付ヒューズにあつては、寸法および定格電流（適用電動機容量のみを表示するものにあつては、附表第三による全負荷電流をいう。以下この表において同じ。）は、次の表に適合すること。

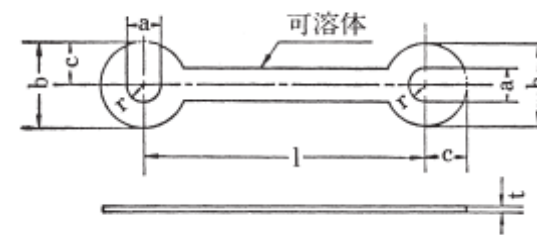
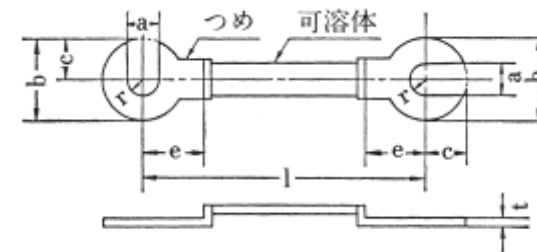
ヒューズの型	寸法(mm)							定格電流(A)
	a	b	c	e	l	r	t	
1	4.2 ± 0.2	10 ± 0.3	5 ± 0.2	5以上	35 ± 1	2.1 ± 0.1	0.3以上 (0.1以上)	20以下

<u>2</u>	$\frac{4.2 \pm 0}{.2}$	$\frac{10 \pm 0}{3}$	5 ± 0.2	<u>5以上</u>	45 ± 1	$\frac{2.1 \pm 0}{.1}$	$\frac{0.3 \text{以上}}{(0.1 \text{以上})}$	
<u>3</u>	$\frac{5.5 \pm 0}{.2}$	$\frac{12 \pm 0}{3}$	6 ± 0.2	<u>8.5以上</u>	45 ± 1	$\frac{2.8 \pm 0}{.2}$	$\frac{0.3 \text{以上}}{(0.15 \text{以上})}$	
<u>4</u>	$\frac{5.5 \pm 0}{.2}$	$\frac{12 \pm 0}{3}$	6 ± 0.2	<u>8.5以上</u>	55 ± 1	$\frac{2.8 \pm 0}{.2}$	$\frac{0.3 \text{以上}}{(0.15 \text{以上})}$	30以下
<u>5</u>	$\frac{5.5 \pm 0}{.2}$	$\frac{12 \pm 0}{3}$	6 ± 0.2	<u>8.5以上</u>	75 ± 1	$\frac{2.8 \pm 0}{.2}$	$\frac{0.3 \text{以上}}{(0.15 \text{以上})}$	
<u>6</u>	$\frac{7 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{16 \pm 0}{5}$	8 ± 0.3	<u>10以上</u>	45 ± 1	$\frac{3.5 \pm 0}{.2}$	$\frac{0.4 \text{以上}}{(0.2 \text{以上})}$	
<u>7</u>	$\frac{7 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{16 \pm 0}{5}$	8 ± 0.3	<u>10以上</u>	55 ± 1	$\frac{3.5 \pm 0}{.2}$	$\frac{0.4 \text{以上}}{(0.2 \text{以上})}$	60以下
<u>8</u>	$\frac{7 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{16 \pm 0}{5}$	8 ± 0.3	<u>10以上</u>	75 ± 1	$\frac{3.5 \pm 0}{.2}$	$\frac{0.4 \text{以上}}{(0.2 \text{以上})}$	
<u>9</u>	$\frac{8.5 \pm 0}{.3}$	$\frac{20 \pm 0}{5}$	10 ± 0.3	<u>12以上</u>	55 ± 1	$\frac{4.3 \pm 0}{.2}$	$\frac{0.5 \text{以上}}{(0.25 \text{以上})}$	
<u>10</u>	$\frac{8.5 \pm 0}{.3}$	$\frac{20 \pm 0}{5}$	10 ± 0.3	<u>12以上</u>	75 ± 1	$\frac{4.3 \pm 0}{.2}$	$\frac{0.5 \text{以上}}{(0.25 \text{以上})}$	100以下
<u>11</u>	$\frac{8.5 \pm 0}{.3}$	$\frac{20 \pm 0}{5}$	10 ± 0.3	<u>12以上</u>	$\frac{95 \pm 1}{.5}$	$\frac{4.3 \pm 0}{.2}$	$\frac{0.5 \text{以上}}{(0.25 \text{以上})}$	
<u>12</u>	$\frac{10 \pm 0}{3}$	$\frac{25 \pm 0}{5}$	$\frac{12.5 \pm 0}{.5}$	<u>14以上</u>	55 ± 1	5 ± 0.2	$\frac{0.7 \text{以上}}{(0.35 \text{以上})}$	
<u>13</u>	$\frac{10 \pm 0}{3}$	$\frac{25 \pm 0}{5}$	$\frac{12.5 \pm 0}{.5}$	<u>14以上</u>	75 ± 1	5 ± 0.2	$\frac{0.7 \text{以上}}{(0.35 \text{以上})}$	200以下
<u>14</u>	$\frac{10 \pm 0}{3}$	$\frac{25 \pm 0}{5}$	$\frac{12.5 \pm 0}{.5}$	<u>14以上</u>	$\frac{95 \pm 1}{.5}$	5 ± 0.2	$\frac{0.7 \text{以上}}{(0.35 \text{以上})}$	

(備考)

1 かつこ内の数値は、打抜き型のものに適用する。

2 a、b、c、e、l、r及びtは、次の図によること。



(3) 定格

イ 欠番

ロ 亜鉛の打抜き型のつめ付ヒューズにあっては、定格電流は、20A以下であること。

(4) 過電流特性

イ 欠番

ロ つめ付ヒューズにあっては、附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(5) 表示

附表第五に規定する表示の方式により表示すること。

2 包装ヒューズ

(1) 材料

イ 可溶体の材料は、容易に変質しないものであること。

ロ 電気絶縁物は、これに接触または近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。

(イ) 「接触」には、2Nの力を加えたとき接触し、かつ、力を取り去っても接触している場合を含む。

(ロ) 「近接」には、2Nの力を加えている間だけ接触している場合を含み、その絶縁物が絶縁物の種類ごとに別表第十一第1章（電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値）に掲げる温度に40℃を加えた値を超える部分に接触している場合は、「温度に十分耐え」ないものとみなす。

(ハ) 次のいずれかに適合するものが使用されている場合は、「温度に十分耐え」るものとみなす。

a その絶縁物が50℃に達しない温度のもとで使用されている場合。

b この解釈の別表第十一第1章の左欄に掲げる絶縁物が同表の左欄の種類及び区分の別ごとに同表の右欄のその1に掲げる使用温度の上限値（以下「温度限度」という。）以下の温度のもとで使用されている場合。ただし、当分の間、別表第十一第1章の右欄にその2の温度限度が掲げられている絶縁物が、同表の左欄の種類及び区分の別ごとに

同表の右欄のその1の温度限度を超えその2の温度限度以下の範囲で使用されている場合であって、そのもの又はそのものと同一のものの別表第十一第2章（絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法）による熱劣化推定温度（40,000時間を経過した後における絶縁破壊電圧、引張強さ、耐衝撃性その他の特性が初期値の50%以下に低下しないと推定される温度。以下同じ。）を客観的に確認し、かつ、その確認された温度と同等以下の温度のもとで使用されている場合にあつては、この限りでない。

c 別表第十一第1章の左側に掲げる絶縁物が同表の右欄のその2に掲げる温度限度を超えて使用されている場合及び別表第十一第1章に掲げられていない絶縁物（同表に掲げられている絶縁物であつて、その種類の材料相互を化学的又は物理的に結合したものを含む。）が使用されている場合であつて、そのもの又はそのものと同一のものの熱劣化推定温度をbのただし書に掲げると同様客観的データに基づき確認し、かつ、その確認された温度と同等以下の温度のもとで使用されている場合。

(二) 外郭の絶縁物が熱可塑性のものにあつてはa又はbに、充電部を保持する絶縁物が熱可塑性のものにあつてはa（器体の内部において外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物であつて、その厚さが0.3 mm以上のもの及び器体の内部において外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物に限る。）、b、c、d又はeのいずれかに適合するものが使用される場合は、耐熱性があるものとみなす。この場合において、

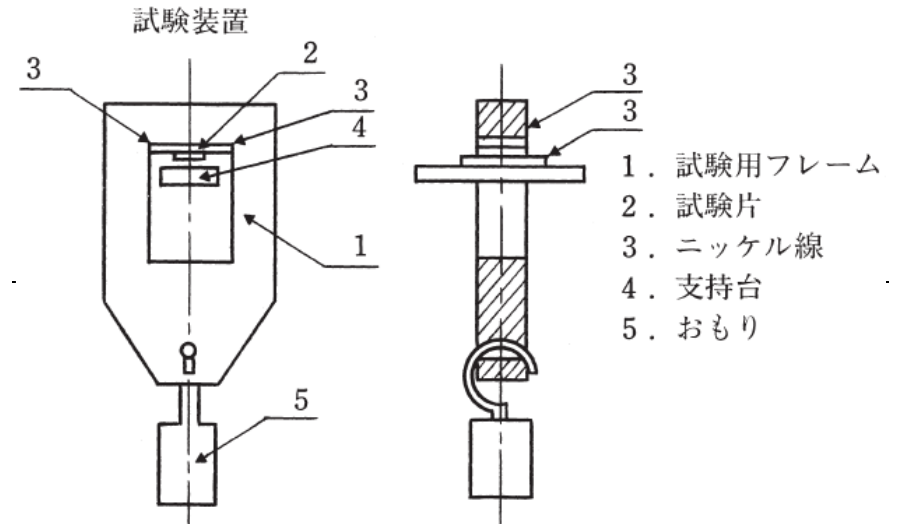
試験品から試験片を採ることが困難なものにあつては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

a 試験片を絶縁物の温度上昇値に 40℃を加えた温度の恒温槽内に入れ、その上に直径が 5 mmの鋼球を用いて 20N の静荷重を 1 時間加えた後、鋼球を除去して 10 秒以内に常温の水中で冷却し、へこんだ穴の直径を測定したとき、その直径が 2 mm (深さで換算する場合は、0.209 mm) 以下である場合。

b 「電気用品に用いられる熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー温度の登録制度」に関する報告書(昭和 61 年 3 月 31 日社団法人日本電気協会電気用品調査委員会)に規定される試験方法による熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー温度限度を客観的に確認し、この温度から 40℃を減じた値が、この絶縁物の温度上昇値より高い場合。

c 器体の内部において、外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物であつてその厚さが 0.3 mm未満のものは、試験品からそのままの厚さで一辺が 30 mmの正方形の試験片を採り、それを次の図に示す試験装置とともに恒温槽内において 30℃±1℃の空气中に 30 分間保つ、次に試験片を 90° の角度で交差している直径が 1 mmの 2 本のニッケル線の間を挟み、衝撃力を与えないようにして 30N の静荷重を試験片に加えた状態で試験片の近傍の温度を 30℃から 1 時間当たり 50℃±1℃の割合で上昇させながらニッケル線の間を約 40V の交流電圧を連続して加え、これらのニッケル線

が導通したときの温度（以下「カットスルー温度限度」という。）から 40℃を減じた値がこの絶縁物の温度上昇値より高い場合。



d カットスルー温度限度を客観的データ（適用規格・基準、試験方法、試験条件及び試験結果）に基づき確認し、この温度から 40℃を減じた値がこの絶縁物の温度上昇値より高い場合。

e 器体の内部において外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物であって、その厚さが 0.3 mm以上のもの及び器体の内部において外傷を受けるおそれのない部分に用いる

絶縁物にあつては、ボールプレッシャー温度限度から 40℃を減じた値がそれらの絶縁物の温度上昇値より高い場合。

(ホ) 天然繊維その他これに類するもので、パラフィン（乾燥した場所で使用するものに限る。）、ワニス又は絶縁性樹脂等で十分な含浸処理を行ったものは、「吸湿性の少ないもの」とみなす。この場合において、充電部相互間及び充電部と非充電金属部間に密着する絶縁紙類にあつては、100℃で1時間乾燥後、室温の水に1時間浸した後に表面の水をふき取った状態で、その重量が水に浸す前の110%以下であること。

ただし、この試験は、吸湿することにより充電部相互間及び充電部とアースするおそれのある非充電金属部間において、漏えい電流が流れ、危険が生ずるおそれのあるものの場合に限り適用する。

ハ アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害な絶縁低下等の変質が生じないものであること。

ニ 充てん物を詰めるものにあつては、充てん物の材料は、可溶体、電気絶縁物、導電材料その他の部分を変化させるおそれのないものであること。

ホ 鉄および鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、さびることにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものにあつては、この限りでない。

ヘ 導電材料は、次に適合すること。

(イ) 接続器及び開閉器の刃及び刃受けの部分にあつては、銅又は

銅合金であること。

(ロ) (イ)以外の部分にあっては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は附表第四に規定する試験を行つたとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安全性を有するものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないもの
にあっては、鉄及び鋼にめっきを施さなくてもよい。

(2) 構造

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、かつ、組立てが良好であること。

なお、「形状が正しく、かつ、組立てが良好であること」とは、規定の図及び寸法に適合し、かつ、端子部と筒が確実に固定してあることをいう。

ロ 可溶体と端子との接続または内筒の端子と外筒の端子との接続は、溶接、ねじ止めその他の接触抵抗を小さくする方法によること。この場合において、ねじ止めによると可溶体をそこなうおそれのあるもの
にあっては、座金等を使用しなければならない。

ハ 充てん物を詰めるもの
にあっては、充てん物が外部に漏れるおそれのないこと。

ニ 再用型のもの
にあっては、可溶体または内筒の取換えが容易に、かつ、確実にできること。この場合において、充てん物を詰めるもの
にあっては、可溶体または内筒を取り換えるとき充てん物が外部に漏れるおそれのないものでなければならない。

ホ 非再用型のもの
にあっては、可溶体の取換えができないこと。

ヘ 可溶体の溶断表示装置を有するもの
にあっては、溶断表示装置

は、確実に動作し、かつ、可溶体の動作に有害な作用をおよぼすおそれのないものであること。

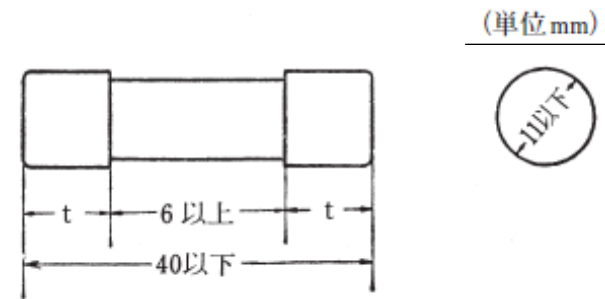
ト 導体部相互間を締め付けるねじの有効ねじ部の長さは、呼び径が 8 mm未満のものにあつては 2 ピッチ以上、呼び径が 8 mm以上のものにあつては呼び径の 40%以上であること。ただし、筒形端子の筒の底面から締め付ける呼び径が 8 mm以上のねじであつて、2 以上のピッチを有するものにあつては、ねじの呼び径の 40%であることを要しない。

チ 欠番

リ 管形ヒューズにあつては、次に適合すること。

(イ) 非再用型であること。

(ロ) 寸法は、次の図によること。この場合において、t は、リード線を有するものを除き、端子の直径 60%以上の長さであること。



(ハ) 端子は、筒形端子またはこれにリード線を取り付けたものであること。

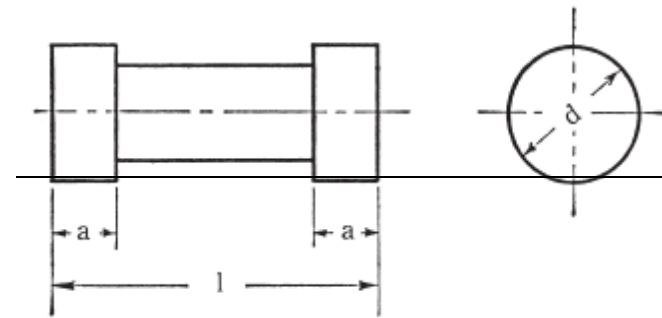
ヌ 筒形ヒューズにあつては、寸法および定格電流は、特殊な構造のものを除き、次に適合すること。

(イ) 筒形端子を有するものにあつては、次の表に適合すること。

ヒューズの型	寸法(mm)			定格電流(A)
	a	d	l	
1	13以上	15±0.2	50±1.0	30以下
2	16以上	20±0.2	75±1.0	60以下

(備考)

1 a、dおよびlは、次の図によること。



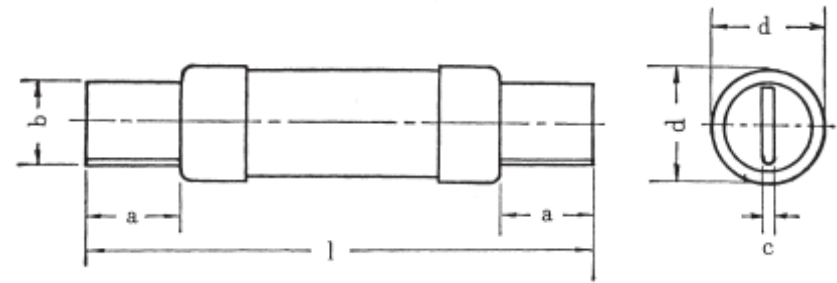
2 キャップを筒に取り付けるためにねじ等を使用しているものにあつては、そのねじ等の頭部の高さは寸法に含めない。

(ロ) 刃形端子または締付け形端子（刃形端子に締付け用の孔を施したものに限る。）を有するものにあつては、次の表に適合すること。

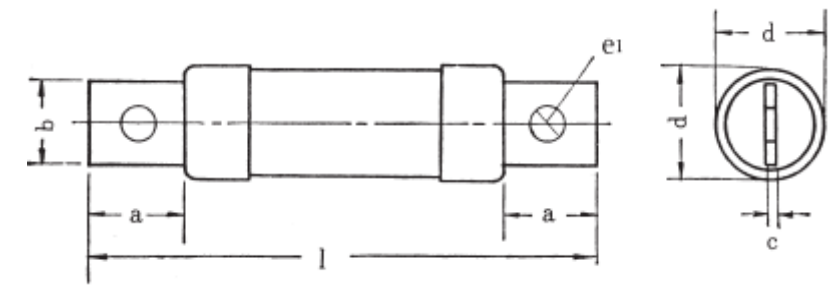
ヒューズの型	寸法(mm)							定格電流(A)
	a	b	c	d	e ₁	e ₂	l	
1	15以上	$\frac{13 \pm 0.2}{2}$	$\frac{2 \pm 0.0}{7}$	20以下	$\frac{5.5 \pm 0.2}{.2}$	$\frac{7 \pm 0.5}{5}$	$\frac{80 \pm 1.5}{5}$	30以下
2	19以上	$\frac{16 \pm 0.2}{2}$	$\frac{2.5 \pm 0.09}{.09}$	26以下	$\frac{7 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{9 \pm 0.5}{5}$	$\frac{113 \pm 1.5}{.5}$	60以下
3	25以上	$\frac{20 \pm 0.2}{2}$	$\frac{3.2 \pm 0.09}{.09}$	38以下	$\frac{8.5 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{11 \pm 0.5}{5}$	$\frac{145 \pm 2}{5}$	100以下
4	35以上	$\frac{30 \pm 0.2}{2}$	$\frac{4.5 \pm 0.11}{.11}$	52以下	$\frac{10.5 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{14.5 \pm 1.0}{1.0}$	$\frac{180 \pm 3}{3}$	200以下

(備考)

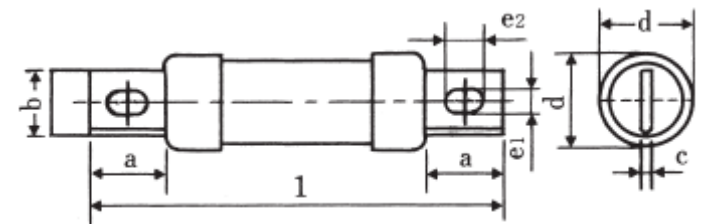
1 a、b、c、d、 e_1 、 e_2 及び l は、次の図によること。



刃形端子を有するもの



縮付け形端子を有するもの（縮付け用の孔が円形のもの）



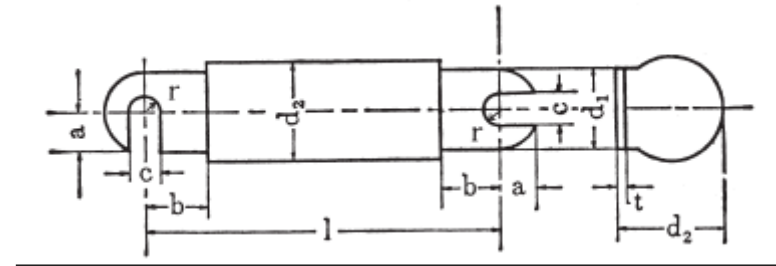
縮付け形端子を有するもの（縮付け用の孔が長円形のもの）

2 キャップを筒に取り付けるためにねじ等を使用しているものにあつては、そのねじ等の頭部の高さは寸法に含めない。

(ハ) つめ形端子を有するものにあつては、次の表に適合すること。

ヒューズ の型	寸法(mm)								定格 電流 (A)
	a	b	c	d ₁	d ₂	l	r	t	
1	$\frac{5 \pm 0.2}{2}$	5以上	$\frac{4.2 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{10 \pm 0.3}{.3}$	20以下	35 ± 1	$\frac{2.1 \pm 0.1}{0.1}$	$\frac{0.3 \text{以上}}{.}$	20以下
2	$\frac{5 \pm 0.2}{2}$	5以上	$\frac{4.2 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{10 \pm 0.3}{.3}$	20以下	45 ± 1	$\frac{2.1 \pm 0.1}{0.1}$	$\frac{0.3 \text{以上}}{.}$	
3	$\frac{6 \pm 0.2}{2}$	$\frac{8.5 \text{以上}}{.}$	$\frac{5.5 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{12 \pm 0.3}{.3}$	20以下	45 ± 1	$\frac{2.8 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{0.3 \text{以上}}{.}$	30以下
4	$\frac{6 \pm 0.2}{2}$	$\frac{8.5 \text{以上}}{.}$	$\frac{5.5 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{12 \pm 0.3}{.3}$	20以下	55 ± 1	$\frac{2.8 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{0.3 \text{以上}}{.}$	
5	$\frac{6 \pm 0.2}{2}$	$\frac{8.5 \text{以上}}{.}$	$\frac{5.5 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{12 \pm 0.3}{.3}$	20以下	75 ± 1	$\frac{2.8 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{0.3 \text{以上}}{.}$	60以下
6	$\frac{8 \pm 0.3}{3}$	$\frac{10 \text{以上}}{.}$	$\frac{7 \pm 0.3}{3}$	$\frac{16 \pm 0.5}{.5}$	26以下	45 ± 1	$\frac{3.5 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{0.4 \text{以上}}{.}$	
7	$\frac{8 \pm 0.3}{3}$	$\frac{10 \text{以上}}{.}$	$\frac{7 \pm 0.3}{3}$	$\frac{16 \pm 0.5}{.5}$	26以下	55 ± 1	$\frac{3.5 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{0.4 \text{以上}}{.}$	60以下
8	$\frac{8 \pm 0.3}{3}$	$\frac{10 \text{以上}}{.}$	$\frac{7 \pm 0.3}{3}$	$\frac{16 \pm 0.5}{.5}$	26以下	75 ± 1	$\frac{3.5 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{0.4 \text{以上}}{.}$	
9	$\frac{10 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{12 \text{以上}}{.}$	$\frac{8.5 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{20 \pm 0.5}{.5}$	38以下	55 ± 1	$\frac{4.3 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{0.5 \text{以上}}{.}$	100以下
10	$\frac{10 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{12 \text{以上}}{.}$	$\frac{8.5 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{20 \pm 0.5}{.5}$	38以下	75 ± 1	$\frac{4.3 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{0.5 \text{以上}}{.}$	
11	$\frac{10 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{12 \text{以上}}{.}$	$\frac{8.5 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{20 \pm 0.5}{.5}$	38以下	$\frac{95 \pm 0.5}{.5}$	$\frac{4.3 \pm 0.2}{0.2}$	$\frac{0.5 \text{以上}}{.}$	200以下
12	$\frac{12.5 \pm 0.5}{\pm 0.5}$	$\frac{14 \text{以上}}{.}$	$\frac{10 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{25 \pm 0.5}{.5}$	52以下	55 ± 1	$\frac{5 \pm 0.2}{2}$	$\frac{0.7 \text{以上}}{.}$	
13	$\frac{12.5 \pm 0.5}{\pm 0.5}$	$\frac{14 \text{以上}}{.}$	$\frac{10 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{25 \pm 0.5}{.5}$	52以下	75 ± 1	$\frac{5 \pm 0.2}{2}$	$\frac{0.7 \text{以上}}{.}$	200以下
14	$\frac{12.5 \pm 0.5}{\pm 0.5}$	$\frac{14 \text{以上}}{.}$	$\frac{10 \pm 0.3}{.3}$	$\frac{25 \pm 0.5}{.5}$	52以下	$\frac{95 \pm 1}{.5}$	$\frac{5 \pm 0.2}{2}$	$\frac{0.7 \text{以上}}{.}$	

(備考) a、b、c、d₁、d₂、l、r及びtは、次の図によること。



ル 欠番

ヲ 栓形ヒューズにあつては、次に適合すること。

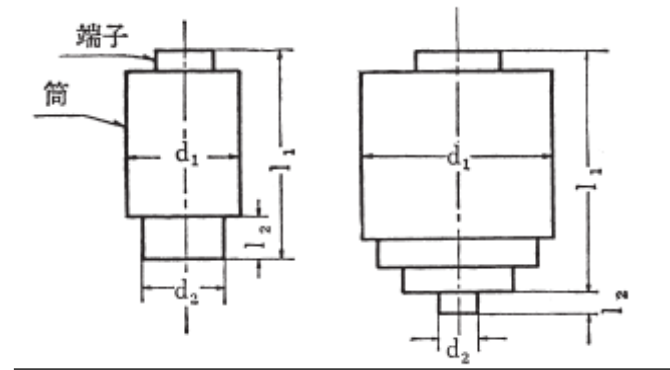
(イ) 非再用型であること。

(ロ) 寸法および定格電流は、次の表に適合すること。

ヒューズの型	寸法 (mm)				定格電流 (A)
	d ₁	d ₂	l ₁	l ₂	
1	12.7±0.5	7.9±0.5	50±1.5	11±1.5	10以下
2	12.7±0.5	9.9±0.5	50±1.5	11±1.5	10をこえ20以下
3	12.7±0.5	13.7±0.5	50±1.5	11±1.5	20をこえ30以下
4	27±1	16±0.5	50±1.5	11±1.5	30をこえ40以下
5	27±1	18±0.5	50±1.5	11±1.5	40をこえ50以下
6	27±1	20±0.5	50±1.5	11±1.5	50をこえ60以下
7	34±1	5±0.3	57.5±2	5.4±0.5	60をこえ75以下
8	34±1	8±0.3	57.5±2	5.4±0.5	75をこえ100以下
9	46±1	5±0.3	57.5±2	5.4±0.5	100をこえ125以下
10	46±1	8±0.3	57.5±2	5.4±0.5	125をこえ150以下
11	46±1	10±0.4	57.5±2	5.4±0.5	150をこえるもの

(備考)

d₁、d₂、l₁およびl₂は、次の図によること。



(3) 定格

イ 定格電流

(イ) 管形ヒューズにあっては、31.5A 以下であること。

(ロ) 筒形端子を有する筒形ヒューズにあっては、60A 以下であること。

ロ 定格遮断電流

定格電流の 20 倍以上であって、かつ、1,000A、1,500A、2,500A、5,000A、7,500A、10,000A 又は 10,000A を超える 5,000A ほどの値であること。ただし、電子機器用のものにあつては 100A、300A 又は 500A、管形ヒューズであつて、定格電流が 25A 以下のものにあつては 500A とすることができる。

(4) ねじ部の強度

再用型のものの可溶体または円筒を取り換える場合に使用するねじ（筒形端子の筒の底面から締め付けるものを除く。）は、その首下にねじの 1 ピッチに相当する厚さの黄銅板をはさみ、次の表に掲げる

トルクで締め付けたとき、異状が生じないこと。

<u>ねじの 呼び径 (mm)</u>	<u>3以下</u>	<u>3をこえ 3.5以下</u>	<u>3.5をこ え4以下</u>	<u>4をこえ 4.5以下</u>	<u>4.5をこ え5以下</u>	<u>5をこえ 6以下</u>	<u>6をこえ るもの</u>
<u>トルク (Nm)</u>	<u>0.5</u>	<u>0.8</u>	<u>1.2</u>	<u>1.5</u>	<u>2.0</u>	<u>2.5</u>	<u>5.4</u>

(5) 過電流特性

附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。この場合において、可溶体にタングステンを使用するものにあつては、不溶断電流に等しい電流を5分間通じ、1分間通電を止める操作を100回繰り返した後にも行わなければならない。

(6) 短絡遮断性能

附表第二の試験を行ったとき、これに適合すること。

(7) 表示

附表第五に規定する表示の方式により表示すること。

3 温度ヒューズ

(1) 材料

イ 可溶体の材料は、容易に変質しないものであること。

ロ 取付け端子の材料は、取付けに支障のない硬さであること。

ハ 電気絶縁物は、これに接触または近接した部分の温度に十分耐

え、かつ、吸湿性の少ないものであること。

(イ) 次のいずれかに適合するものが使用されている場合は、「温度に十分耐え」るものとみなす。

a 別表第三 2 (1) ロ (ハ) a に適合すること。

b 温度ヒューズに使用される絶縁物で、温度ヒューズの公称動作温度が 100℃以下のものにあつては、公称動作温度から 20℃を差し引いた温度 (100℃を超えるものにあつてはその公称動作温度から公称動作温度の 10%を差し引き、さらに 10℃を差し引いた温度) に等しい温度以上の温度限度 (別表第十一 第 1 章の左欄に掲げる絶縁物が同表の左欄の種類及び区分の別ごとに同表の右欄のその 1 に掲げる温度限度) を有するものが使用されている場合。ただし、当分の間、温度ヒューズに使用される絶縁物 (別表第十一 第 1 章の右欄にその 2 の温度限度が掲げられている絶縁物が、同表の左欄の種類及び区分の別ごとに同表の右欄のその 1 の温度限度を超え、その 2 の温度限度以下の範囲で使用されている場合であつて、そのもの又はそのものと同一のものの別表第十一 第 2 章による熱劣化推定温度を客観的データに基づき確認し、かつ、その確認された温度限度を有するものに限る。) で温度ヒューズの公称動作温度が 100℃以下のものにあつては公称動作温度から 20℃を差し引いた温度 (100℃を超えるものにあつてはその公称動作温度から公称動作温度の 10%を差し引き、さらに 10℃を差し引いた温度) に等しい温度以上の温度限度を有するものが使用されている場合にあつては、この限りでない。

c 温度ヒューズに使用される絶縁物で、温度ヒューズの公称動作温度が 100℃以下のものにあつては、公称動作温度から 20℃を差し引いた温度（100℃を超えるものにあつてはその公称動作温度から公称動作温度の 10%を差し引き、さらに 10℃を差し引いた温度）に等しい温度以上の温度限度（別表第十一第 1 章の左欄に掲げる絶縁物が同表の右欄のその 2 に掲げる温度限度を超えて使用される場合及び別表第十一第 1 章に掲げられていない絶縁物（同表に掲げられている絶縁物であつて、その種類の材料相互を化学的又は物理的に結合したものを含む。）が使用されている場合であつて、そのもの又はそのものと同一のもの熱劣化推定温度を b のただし書きに掲げると同様客観的データに基づき確認し、かつ、その確認された温度限度を有するものに限る。）を有するものが使用されている場合。

（ロ）別表第三 2（1）ロ（イ）及び（ロ）に適合すること。

ニ アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、耐アーク性のものであること。

ホ 鉄および鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、さびることにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものにあつては、この限りでない。

へ 導電材料は、2（1）へに適合すること。

（2）構造

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであつて、形状が正しく、かつ、組立てが良好であること。

ロ 可溶体におもり部を有するものにあつては、おもり部が確実に働くこと。

ハ 可溶体と端子とを接続するものにあつては、その接続は溶接その他の接触抵抗を小さくする方法によること。

ニ 端子金具および導電金具は、ゆるまない方法で取付けてあること。

ホ 可溶体の溶断表示装置を有するものにあつては、溶断表示装置は、確実に動作し、かつ、可溶体の動作に有害な作用をおよぼすおそれのないものであること。

(3) 溶断特性

イ 試験品の形状に応じた試験装置に試験品を通常の使用状態に取り付け、恒温槽内の温度を 1 分間に 1℃の割合で上昇させた場合において、試験品が溶断した時の恒温槽内の温度は、公称動作温度が 200℃未満のものにあつては公称動作温度の±7℃以内、公称動作温度が 200℃以上のものにあつては公称動作温度の±10℃以内であること。

ロ 内部が次の温度の恒温槽に 48 時間入れた後において、イに適合すること。

(イ) 公称動作温度が 200℃未満のものにあつては、公称動作温度より 20℃±3℃低い温度

(ロ) 公称動作温度が 200℃以上のものにあつては、公称動作温度より 30℃±3℃低い温度

ハ 試験品の形状に応じた試験装置に試験品を通常の使用状態に取り付け、定格電圧に等しい電圧を加え、定格電流に等しい電流を通じ、加熱して試験品が溶断したとき、各部に異常を生ぜず、か

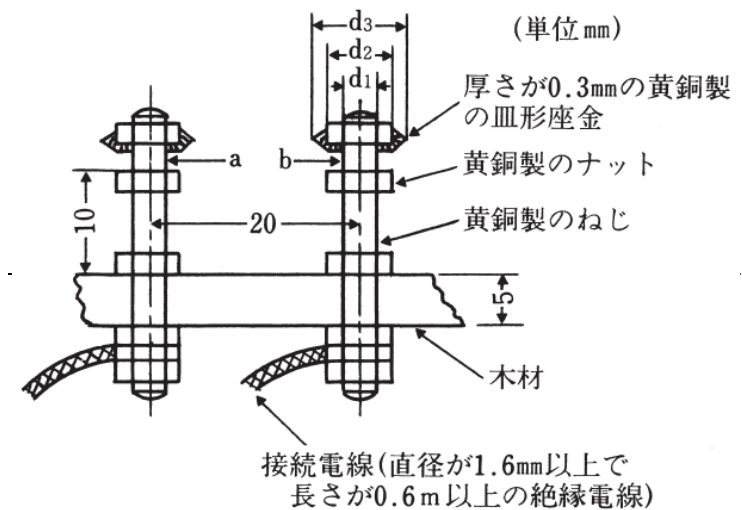
つ、溶断後 3 分以内に 500 ボルト絶縁抵抗計により測定した端子間の絶縁抵抗は、 $0.2M\Omega$ 以上であること。

(4) 温度上昇

周囲温度が $25^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ の状態で、試験品の形状に応じた試験装置に試験品を通常の使用状態に取り付け、定格電流に等しい電流を通じ、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定したヒューズの中央部の温度上昇は、 10deg 以下であること。

イ 試験は無風に近い状態で行う。

ロ つめ付き型のものであって「試験品の形状に応じた試験装置に試験品を通常の使用状態に取り付け」とは、試験品を水平になるように原則として次の図に掲げる装置に取り付けて試験を行うことをいう。



備考) 1 試験品はaとbの間に取り付けること。

2 d_1, d_2, d_3 は次の表によること。

定格電流(A)	寸法(mm)		
	d_1	d_2	d_3
5以下	3	6	約8
5を超え10以下	3又は3.5	7	約9
10を超えるもの	4	8	約10

ハ ヒューズの取付けに取付具が附属している場合は、この取付具を用いて取付板に取り付けることを「通常の使用状態に取り付け」とみなす。

この場合において、金属板に感温部を取り付けるときの取付板の幅及び長さは、それぞれ 10cm、厚さは 1 mmとする。

(5) 絶縁性能

イ (4) に規定する試験の直後において、500ボルト絶縁抵抗計により測定した絶縁抵抗は、次の表に掲げる値以上であること。
この場合において、金属製以外の容器を有するものにあつては、容器に金属はくをすき間なくあて、取付け台を有するものにあつては、通常の使用状態で試験用金属板に取り付けて測定しなければならない。

測定箇所	絶縁抵抗(MΩ)
容器(充電する構造のものを除く。)を有するものにあつては、充電部と容器との間	5
取付け台を有するものにあつては、充電部と試験用金属板との間	

ロ イに規定する試験ののち、イの表に掲げる測定箇所に、定格電圧が 150V 以下のものにあつては 1,000V、定格電圧が 150V をこえ

るものにあつては、1,500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

(6) 表示

附表第五に規定する表示の方式により表示すること。

附表第一 過電流特性試験

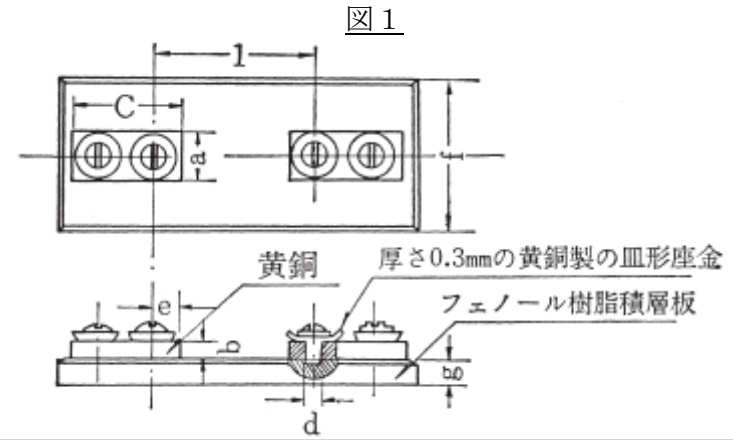
周囲温度が25℃±5℃(25℃以外の周囲温度を表示する包装ヒューズにあつては、その温度)の状態、1の試験装置に試験品を水平に取り付け、2の試験に適合すること。

1 試験装置

ヒューズの種類ごとにそれぞれ次の表1に掲げる装置であること。この場合において、2(1)及び(2)に掲げる試験を行うときは、試験装置に長さが約1mの次の表2に掲げる断面積を有する600ボルトゴム絶縁電線又は600ボルトビニル絶縁電線を接続するものとする。

表1

<u>ヒューズの種類</u>		<u>試験装置</u>
	<u>つめ付ヒューズ</u>	<u>図1に適合するもの</u>
<u>管形ヒューズ</u>	<u>リード線を有するもの</u>	<u>図2に適合するもの</u>
	<u>リード線を有しないもの</u>	<u>図3に適合するもの</u>
<u>筒形ヒューズ</u>	<u>筒形端子を有するもの</u>	<u>図4に適合するもの</u>
	<u>刃形端子を有するもの</u>	<u>図5に適合するもの</u>
	<u>縮付け形端子を有するもの</u>	<u>図6に適合するもの</u>
	<u>つめ形端子を有するもの</u>	<u>図1に適合するもの</u>
	<u>特殊寸法の形状を有するもの</u>	<u>その形状に適合するもの</u>
	<u>栓形ヒューズ</u>	<u>図7に適合するもの</u>



(備考) a、b、c、d、e、f、gおよびlは、次の表によること。

ヒ ユ ニ ズ の 型	寸法 (mm)							
	a	b	c	d	e	f	g	l
1	10 ± 0.3	4 ± 0.3	24 ± 1	4 ± 0.3	5 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.5}{5}$	35 ± 1
2	10 ± 0.3	4 ± 0.3	24 ± 1	4 ± 0.3	5 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.5}{5}$	45 ± 1
3	12 ± 0.3	6 ± 0.3	30 ± 1	5 ± 0.3	6 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.5}{5}$	45 ± 1
4	12 ± 0.3	6 ± 0.3	30 ± 1	5 ± 0.3	6 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.5}{5}$	55 ± 1
5	12 ± 0.3	6 ± 0.3	30 ± 1	5 ± 0.3	6 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.5}{5}$	75 ± 1
6	16 ± 0.5	6 ± 0.3	38 ± 1	5 ± 0.3	8 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.5}{5}$	45 ± 1
7	16 ± 0.5	6 ± 0.3	38 ± 1	5 ± 0.3	8 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.5}{5}$	55 ± 1
8	16 ± 0.5	6 ± 0.3	38 ± 1	5 ± 0.3	8 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.5}{5}$	75 ± 1

9	20 ± 0.5	8 ± 0.3	46 ± 1	6 ± 0.3	10 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.3}{5}$	55 ± 1
10	20 ± 0.5	8 ± 0.3	46 ± 1	6 ± 0.3	10 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.3}{5}$	75 ± 1
11	20 ± 0.5	8 ± 0.3	46 ± 1	6 ± 0.3	10 ± 0.3	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.3}{5}$	95 ± 1.5
12	25 ± 0.5	10 ± 0.3	68 ± 1	8 ± 0.3	$\frac{12.5 \pm 0.3}{.3}$	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.3}{5}$	55 ± 1
13	25 ± 0.5	10 ± 0.3	68 ± 1	8 ± 0.3	$\frac{12.5 \pm 0.3}{.3}$	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.3}{5}$	75 ± 1
14	25 ± 0.5	10 ± 0.3	68 ± 1	8 ± 0.3	$\frac{12.5 \pm 0.3}{.3}$	55 ± 1	$\frac{10 \pm 0.3}{5}$	95 ± 1.5

図 2

(単位mm)

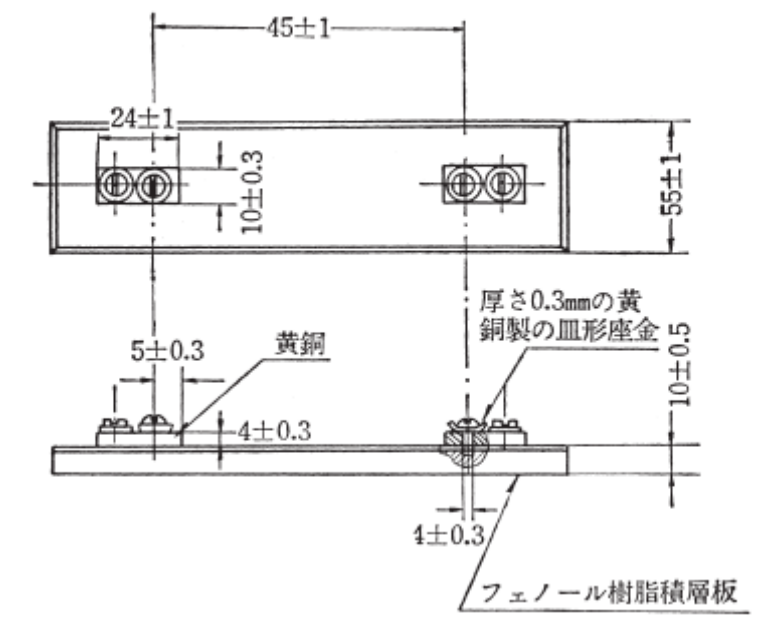
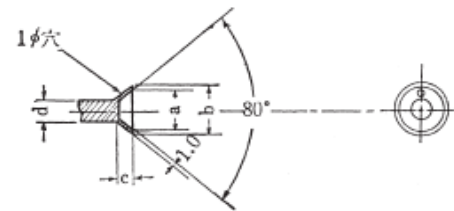
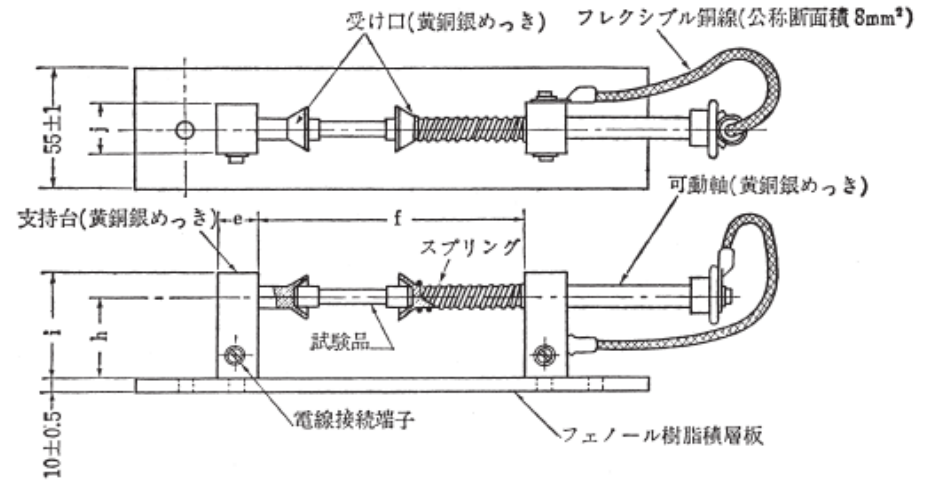


図3

(単位: mm)



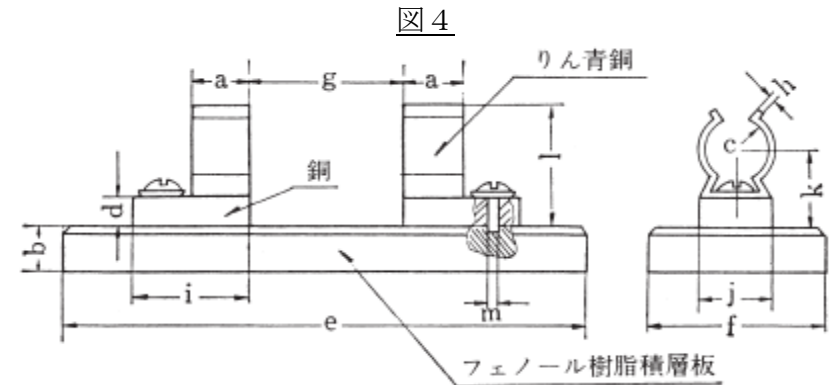
受け口の詳細図

(備考) a、b、c、d、e、f、h、iおよびjならびにヒューズに加わる接触圧力は、次の表によること。

試験装置の型式	試験品の端子の外径 (mm)	寸法 (mm)								ヒューズに加わる接触圧力 (kg)	
		a	b	c	d	e	f	h	i		j

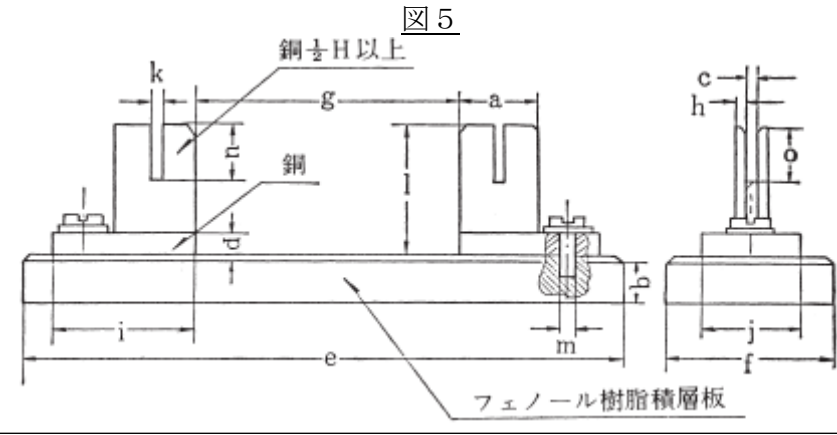
1	6未満	9	10	4	3	8	48	12	$\frac{17.}{5}$	8	$\frac{0.4}{0.6}$ 以上 以下
2	6以上9 未満	9	10	4	6	12	76	$\frac{17.}{5}$	$\frac{24}{5}$	15	$\frac{0.8}{1.2}$ 以上 以下
3	9以上	12	13	6	6	12	82	$\frac{17.}{5}$	$\frac{24}{5}$	15	$\frac{1.2}{1.8}$ 以上 以下

(備考) 試験装置の寸法の許容差は、それぞれ±0.3mmとする。



(備考) a、b、c、d、e、f、g、h、i、j、k、lおよびmは、次の表によること。

ヒ ユ ニ ズ の 型	寸法(mm)												
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
1	$\frac{13}{\pm 0.5}$	$\frac{10}{\pm 0.5}$	$\frac{7.5}{\pm 0.1}$	$\frac{6 \pm 0.3}{}$	$\frac{250}{\text{以上}}$	$\frac{55}{\text{以上}}$	$\frac{25}{\pm 1}$	$\frac{0.8}{\pm 0.05}$	$\frac{32}{\pm 0.5}$	$\frac{12}{\pm 0.5}$	$\frac{20}{\pm 1}$	約 28	$\frac{5 \pm 0.3}{}$
2	$\frac{16}{\pm 0.5}$	$\frac{10}{\pm 0.5}$	$\frac{10}{\pm 0.1}$	$\frac{6 \pm 0.3}{}$	$\frac{250}{\text{以上}}$	$\frac{55}{\text{以上}}$	$\frac{44}{\pm 1}$	$\frac{1.0}{\pm 0.05}$	$\frac{40}{\pm 0.5}$	$\frac{14}{\pm 0.5}$	$\frac{24}{\pm 1}$	約 36	$\frac{6 \pm 0.3}{}$

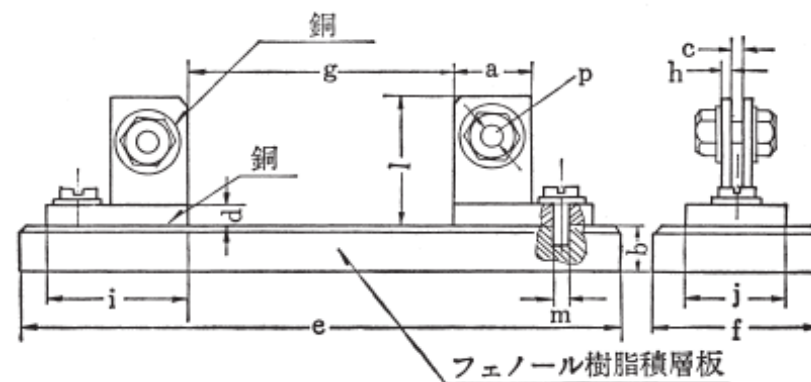


(備考) a、b、c、d、e、f、g、h、i、j、k、l、m、nおよびoは、次の表によること。

ヒューズ の型	寸法 (mm)														
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o
1	$\frac{13}{\pm 0.5}$	$\frac{10}{\pm 0.5}$	$\frac{2}{\pm 0.07}$	$\frac{6}{\pm 0.3}$	$\frac{25}{0}$ 以上	$\frac{55}{\pm 1}$	$\frac{52}{\pm 1}$	$\frac{1.4}{\pm 0.05}$	$\frac{32}{\pm 0.5}$	$\frac{12}{\pm 0.5}$	$\frac{1}{\pm 0.3}$	$\frac{30}{\pm 1}$	$\frac{5}{\pm 0.3}$	$\frac{15}{\pm 0.5}$	$\frac{14}{\pm 1}$
2	$\frac{16}{\pm 0.5}$	$\frac{10}{\pm 0.5}$	$\frac{2.5}{\pm 0.09}$	$\frac{6}{\pm 0.3}$	$\frac{25}{0}$ 以上	$\frac{55}{\pm 1}$	$\frac{78}{\pm 1}$	$\frac{1.6}{\pm 0.05}$	$\frac{40}{\pm 0.5}$	$\frac{14}{\pm 0.5}$	$\frac{1}{\pm 0.3}$	$\frac{38}{\pm 1}$	$\frac{6}{\pm 0.3}$	$\frac{23}{\pm 0.5}$	$\frac{17}{\pm 1}$
3	$\frac{20}{\pm 0.5}$	$\frac{10}{\pm 0.5}$	$\frac{3.2}{\pm 0.1}$	$\frac{6}{\pm 0.3}$	$\frac{25}{0}$ 以上	$\frac{55}{\pm 1}$	$\frac{10}{0}$ ± 1	$\frac{2.0}{\pm 0.1}$	$\frac{50}{\pm 0.5}$	$\frac{18}{\pm 0.5}$	$\frac{1}{\pm 0.3}$	$\frac{45}{\pm 1}$	$\frac{8}{\pm 0.3}$	$\frac{30}{\pm 0.5}$	$\frac{21}{\pm 1}$

			$\frac{0.09}{1}$				$\frac{1.5}{5}$	$\frac{0.05}{0.07}$							
4	$\frac{30 \pm 0.5}{5}$	$\frac{10 \pm 0.5}{5}$	$\frac{4.5 \pm 0.1}{1}$	$\frac{8 \pm 0.3}{3}$	$\frac{250}{以上}$	$\frac{55}{以上}$	$\frac{11 \pm 1.5}{5}$	$\frac{2.6 \pm 0.07}{0.5}$	$\frac{72 \pm 0.5}{5}$	$\frac{30 \pm 1}{1}$	$\frac{1 \pm 0.3}{3}$	$\frac{55 \pm 1}{1}$	$\frac{8 \pm 0.3}{3}$	$\frac{38 \pm 0.5}{5}$	$\frac{31 \pm 1}{1}$

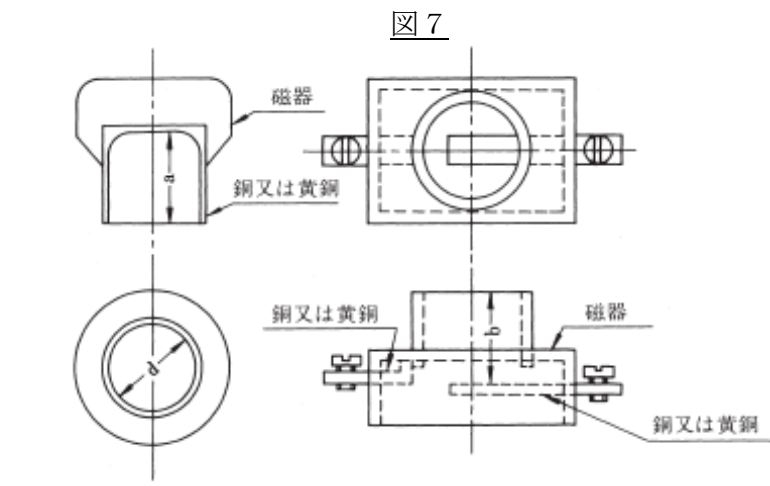
図6



(備考) a、b、c、d、e、f、g、h、i、j、p、lおよびmは、次の表によること。

ヒューズ の型	寸法 (mm)												
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
1	$\frac{13 \pm 0.5}{.5}$	$\frac{10 \pm 0.5}{.5}$	$\frac{2 \pm 0.07}{7}$	$\frac{6 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{250}{以上}$	$\frac{55}{以上}$	$\frac{52 \pm 1}{1}$	$\frac{1.4 \pm 0.05}{0.5}$	$\frac{32 \pm 0.5}{.5}$	$\frac{12 \pm 0.5}{5}$	$\frac{4 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{30 \pm 1}{1}$	$\frac{5 \pm 0.3}{0.3}$

2	$\frac{16}{\pm 0.5}$	$\frac{10}{\pm 0.5}$	$\frac{2.5}{\pm 0.09}$	$\frac{6 \pm 0.3}{0.3}$	250 以上	55 以上	$\frac{78}{\pm 1}$	$\frac{1.6}{\pm 0.05}$	$\frac{40}{\pm 0.5}$	$\frac{14}{\pm 0.5}$	$\frac{5 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{38}{\pm 1}$	$\frac{6 \pm 0.3}{0.3}$
3	$\frac{20}{\pm 0.5}$	$\frac{10}{\pm 0.5}$	$\frac{3.2}{\pm 0.09}$	$\frac{6 \pm 0.3}{0.3}$	250 以上	55 以上	$\frac{100}{\pm 1}$	$\frac{2.0}{\pm 0.05}$	$\frac{50}{\pm 0.5}$	$\frac{18}{\pm 0.5}$	$\frac{6 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{45}{\pm 1}$	$\frac{8 \pm 0.3}{0.3}$
4	$\frac{30}{\pm 0.5}$	$\frac{10}{\pm 0.5}$	$\frac{4.5}{\pm 0.11}$	$\frac{8 \pm 0.3}{0.3}$	250 以上	55 以上	$\frac{115}{\pm 1}$	$\frac{2.6}{\pm 0.07}$	$\frac{72}{\pm 0.5}$	$\frac{30}{\pm 1}$	$\frac{8 \pm 0.3}{0.3}$	$\frac{55}{\pm 1}$	$\frac{8 \pm 0.3}{0.3}$



(備考) a、bおよびdは、次の表によること。

ヒューズの型	寸法(mm)		
	a	b	d
1、2および3	25.6 ± 1	31.7 ± 2	13.6 ± 0.3
4、5および6	32.5 ± 1	27.5 ± 2	29.2 ± 1
7および8	32.9 ± 1	37.5 ± 2	36 ± 1
9、10および11	33.1 ± 1	37.5 ± 2	50.5 ± 2.5

表 2

定格電流 (A)	断面積 (mm ²)
10以下	2
10をこえ30以下	8
30をこえ60以下	22
60をこえ100以下	38
100をこえるもの	100

2 試験

試験電圧は、定格電圧とする。ただし、判定に疑義のないときは定格電圧以下とすることができる。

(1) 電動機用ヒューズ（特殊な溶断特性を表示する包装ヒューズを除く。）

イ 定格電流の110%に等しい電流を通じ、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した温度上昇は、次の表 1 に掲げる値以下であること。ただし、つめ付ヒューズにあつては、この限りでない。

ロ 定格電流の110%に等しい電流を各部の湿度上昇がほぼ一定となるまで通じたとき、溶断せず、かつ、各部に異状が生じないこと。

ハ 定格電流の135%、200%および500%に等しい電流をそれぞれ通じたとき、次の表 2 に掲げる時間以内に溶断すること。

ニ 試験品が溶断したとき、溶断した金属が試験品の外部に流出せず、かつ、管、筒、端子、キャップ、窓板等が破損しないこと。ただし、つめ付ヒューズにあつては、この限りでない。

ホ 溶断後3分以内に500ボルト絶縁抵抗計により測定した端子間の絶縁抵抗は、0.2MΩ以上であること。ただし、つめ付ヒューズにあつては、この限りでない。

(2) 電動機用ヒューズ以外のヒューズ(特殊な溶断特性を表示する包装ヒューズを除く。)

イ 定格電流の110%に等しい電流を不溶断電流とするものにあつては定格電流の110%に等しい電流を、定格電流の130%に等しい電流を不溶断電流とするものにあつては定格電流の115%に等しい電流を通じて各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した各部の温度上昇は、次の表1に掲げる値以下であること。ただし、つめ付ヒューズにあつては、この限りでない。

ロ 定格電流の110%に等しい電流を不溶断電流とするものにあつては定格電流の110%に等しい電流を、定格電流の130%に等しい電流を不溶断電流とするものにあつては定格電流の130%に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通じたとき、溶断せず、かつ、各部に異状が生じないこと。

ハ 定格電流の110%に等しい電流を不溶断電流とするものにあつては定格電流の135%および200%に等しい電流を、定格電流の130%に等しい電流を不溶断電流とするものにあつては定格電流の160%および200%に等しい電流をそれぞれ通じたとき、次の表3に掲げる時間内に溶断し、かつ、つめ付ヒューズ以外のものにあつては、次に適合すること。

(イ) 可溶体が溶断したとき、溶融した金属が試験品の外部に流出しないこと。

(ロ) 各部に異状が生じないこと。

(ハ) 溶断後3分以内に500ボルト絶縁抵抗計により測定した端子間の絶縁抵抗は、0.2MΩ以上であること。

(3) 特殊な溶断特性を表示する包装ヒューズ

イ 定格電流に等しい電流を通じ、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した温度上昇は、次の表 1 に掲げる値以下であること。

ロ 最小溶断電流に等しい電流を通じたとき、表示溶断時間に等しい時間以内に溶断すること。

表 1

測定箇所	温度上昇(℃)	
栓形ヒューズの筒の中央部の外面及びその他のものの外郭の各部分。(充電部を除く。)	A種絶縁のもの	65
	E種絶縁のもの	80
	B種絶縁のもの	90
	F種絶縁のもの	115
	H種絶縁のもの	140
刃形端子の接触部(栓形ヒューズを除く。)	70	
締付け形端子(つめ形端子を含む。)の接触部(栓形ヒューズを除く。)	75	
その他の接触部(栓形ヒューズを除く。)	60	

表 2

定格電流(A)	溶断時間		
	定格電流の135%に等しい電流を通じたとき	定格電流の200%に等しい電流を通じたとき	定格電流の500%に等しい電流を通じたとき
60以下	120分	4分	3秒以上45秒以下
60をこえるもの	180分	8分	3秒以上45秒以下

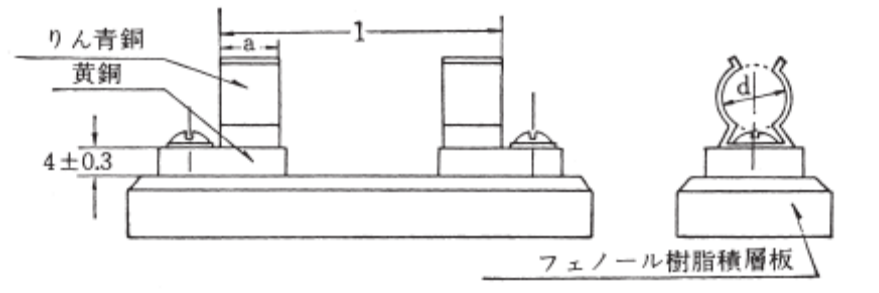
表 3

定格電流(A)	溶断時間(分)	
	定格電流の135%または160%に等しい電流を通じたとき	定格電流の200%に等しい電流を通じたとき
30以下	60	2
30をこえ60以下	60	4

60をこえ100以下	120	6
100をこえるもの	120	8

附表第二 短絡遮断性能試験

周囲温度が $25^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ (25°C 以外の周囲温度を表示するものにあつては、その温度)の状態、附表第一1の表1に掲げる試験装置(管形ヒューズであつて、リード線を有しないものにあつては、次の図に掲げる試験装置)に試験品を水平に取り付け、1の試験条件により短絡試験を1回(再成型のものにあつては、可溶体のみを取り換えて2回)行ったとき、試験回路を完全に遮断し、かつ、2の基準に適合すること。



(備考) a、dおよび1は、試験品に適合する寸法とすること。

1 試験条件

(1) 試験品を接続すべき試験回路は、試験品の定格電圧に等しい電圧を加えたとき交流分の実効値が試験品の定格遮断電流に等しくなる電流(限流特性を有する旨を表示する包装ヒューズにあつては、定格遮断電流並びに定格遮断電流の60%及び30%の電流に等しくなる電流)を通じるもので、かつ、回復電圧が試験品の定格電圧に等しくなるように構成すること。この場合において、短絡力率は、次の表によること。

定格遮断電流(A)	短絡力率
100	0.7以上0.8以下
300	0.7以上0.8以下
500	0.7以上0.8以下
1,000	0.7以上0.8以下
1,500	0.7以上0.8以下
2,500	0.5以上0.6以下
5,000	0.3以上0.4以下
7,500	0.3以上0.4以下
10,000	0.3以上0.4以下
10,000を超える5,000ごとの値	0.2以上0.3以下

(2) 試験電圧は、試験品により試験回路を遮断した時から0.2秒以上の間加えること。

(3) 試験品の排気孔その他ガスを放出するおそれのある部分には、さらしかなきん（密度が25.4mmにつき縦72本±4本、横69本±4本で、30番手の縦糸および36番手の横糸を使用したのり付けをしない平織の綿布。以下2（1）において同じ。）をあてること。

(4) 試験回路の抵抗器およびリアクトルは、直列に接続すること。

2 基準

(1) さらしかなきんは、燃焼し、または破損しないこと。

(2) 管、筒、栓形ヒューズのボディもしくは窓板または試験装置は、破損しないこと。

(3) 端子、キャップまたは窓板は、離脱しないこと。

(4) 試験後3分以内に500ボルト絶縁抵抗計により測定した端子間の絶縁抵抗は、0.2MΩ以上であること。

(5) 再用型のものにあつては、溶断した可溶体を新たな可溶体に取り換えるのに支障がないこと。

「定格遮断電流の60%及び30%の電流に等しくなる電流」により試験を行う場合の遮断電流及び短絡力率は、次の表による。

定格遮断電 流 (A)	定格遮断電流の60%		定格遮断電流の30%	
	遮断電流 (A)	短絡力率	遮断電流 (A)	短絡力率
100	60	0.7以上0.8以下	30	0.7以上0.8以下
300	200	0.7以上0.8以下	100	0.7以上0.8以下
500	300	0.7以上0.8以下	100	0.7以上0.8以下
1,000	500	0.7以上0.8以下	300	0.7以上0.8以下
1,500	1,000	0.7以上0.8以下	500	0.7以上0.8以下
2,500	1,500	0.7以上0.8以下	1,000	0.7以上0.8以下
5,000	3,000	0.5以上0.6以下	1,500	0.7以上0.8以下
7,500	5,000	0.3以上0.4以下	2,500	0.5以上0.6以下
10,000	6,000	0.3以上0.4以下	3,000	0.5以上0.6以下
15,000	10,000	0.3以上0.4以下	5,000	0.3以上0.4以下
20,000	10,000	0.3以上0.4以下	5,000	0.3以上0.4以下
25,000	15,000	0.2以上0.3以下	7,500	0.3以上0.4以下
30,000	20,000	0.2以上0.3以下	10,000	0.3以上0.4以下
35,000	20,000	0.2以上0.3以下	10,000	0.3以上0.4以下
40,000	25,000	0.2以上0.3以下	10,000	0.3以上0.4以下
45,000	25,000	0.2以上0.3以下	15,000	0.2以上0.3以下
50,000	30,000	0.2以上0.3以下	15,000	0.2以上0.3以下
55,000	35,000	0.2以上0.3以下	15,000	0.2以上0.3以下
60,000	35,000	0.2以上0.3以下	20,000	0.2以上0.3以下
65,000	40,000	0.2以上0.3以下	20,000	0.2以上0.3以下
70,000	40,000	0.2以上0.3以下	20,000	0.2以上0.3以下
75,000	45,000	0.2以上0.3以下	25,000	0.2以上0.3以下
80,000	50,000	0.2以上0.3以下	25,000	0.2以上0.3以下
85,000	50,000	0.2以上0.3以下	25,000	0.2以上0.3以下
90,000	55,000	0.2以上0.3以下	25,000	0.2以上0.3以下
95,000	55,000	0.2以上0.3以下	30,000	0.2以上0.3以下
100,000	60,000	0.2以上0.3以下	30,000	0.2以上0.3以下

附表第三 適用電動機容量のみを表示するものの全負荷電流

適用電動機が3相誘導電動機の場合	適用電動機が単相誘導電動機の場合
------------------	------------------

適用電動機 容量(kW)	全負荷電流 (A) (定格電圧が 200V以上の場合)	適用電動機 容量(kW)	全負荷電流(A)	
			定格電圧が100V以上 200V未満の場合	定格電圧が 200V以上の場 合
0.2	1.8	0.1	4.1	2.1
0.4	3.2	0.2	6.0	3.0
0.75	4.8	0.4	9.5	4.8
1.5	8.0	0.75	16.0	8.0
2.2	11.1	1.1	23.0	11.5
3.7	17.4	1.5	28.0	14.0
5.5	26.0	2.2	39.0	19.5
7.5	34.0	3.7	64.0	32.0
11.0	48.0	5.5	92.0	46.0

(備考) 適用電動機容量が表中にないものにあつては、内挿法または外挿法により求めた電流とすること。

附表第四 耐食性試験

試験品をトリクロエチレン又は四塩化炭素中に10分間浸漬してグリスをすべて取り除き(防食の目的でグリスを十分塗布され、かつ、そのグリスが使用中に塗布された部分から著しく流出しない構造の場合は取り除かない。)、20℃±5℃の塩化アンモニウムの10%水溶液に10分間浸漬した後に取り出し、乾燥せずに水滴をふり切ってから20℃±5℃の飽和水蒸気を含む容器中に10分間入れた後、これを100℃±5℃の温度の空気中で10分間乾燥させたとき、その表面に腐食が生じていないこと。

「腐食」は、目視で判定する。

附表第五 電気用品の表示の方式

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法

	<u>温度ヒューズ</u>	1 定格電圧 2 定格電流 3 公称動作温度	<u>表面に消えない方法で表示すること。ただし、包装容器の表面に容易に消えない方法で定格電圧を表示する場合は、これを省略することができる。</u>
	<u>つめ付ヒューズ及び管形ヒューズ</u>	1 定格電圧 2 定格電流又は適用電動機の定格容量 3 定格電流の110%を不溶断電流とするもの <u>にあつては、㊸の記号</u> 4 定格電流の130%を不溶断電流とするもの <u>にあつては、㊹の記号</u> 5 ㊸又は㊹の記号を表示しないものにあつては、 <u>最小溶断電流及び溶断時間</u> 6 定格遮断電流（ <u>つめ付ヒューズの場合を除く。</u> ） 7 限流特性を有するものにあつては、 <u>その旨</u> 8 電子機器用のものにあつては、 <u>その旨</u>	<u>つめ付ヒューズにあつては、つめの表面に、管形ヒューズにあつては、管の表面に容易に消えない方法で表示すること。ただし、包装容器の表面に容易に消えない方法で定格電圧、㊸若しくは㊹の記号又は最小溶断電流及び溶断時間、定格遮断電流並びに電子機器用のものにあつては、その旨を表示する場合は、これらを省略することができる。</u>
	<u>包装ヒューズ（管形ヒューズを除く。）</u>	1 定格電圧 2 定格電流又は適用電動機の定格容量 3 定格電流の110%を不溶断電流とするもの <u>にあつては、㊸の記号</u> 4 定格電流の130%を不溶断電流とするもの <u>にあつては、㊹の記号</u> 5 ㊸又は㊹の記号を表示しないものにあつては、 <u>最小溶断電流及び溶断時間</u> 6 定格遮断電流 7 短絡保護専用のものにあつては、 <u>その旨</u> 8 電子機器用のものにあつては、 <u>その旨</u> 9 限流特性を有するものにあつては、 <u>その旨</u>	<u>表面に容易に消えない方法で表示すること。ただし、電子機器用のものにあつては、包装容器の表面に容易に消えない方法で定格電圧、㊸若しくは㊹の記号又は最小溶断電流及び溶断時間、定格遮断電流、短絡保護専用のものである旨並びに電子機器用のものである旨を表示する場合は、これらを省略することができる。</u>

別表第四 (略)

別表第五 電流制限器

別表第十二に掲げる基準のうち電流制限器に該当する基準を適用するものとする。

(削る)

別表第四 (略)

別表第五 電流制限器

(新設)

1 共通の事項

(1) 材料

イ 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。

なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三2(1)ロ(二)a又はbに適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第三2(1)ロ(イ)から(ホ)に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であって、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。

ハ 機器の部品及び構造材料は、ニトロセルローズ系セルロイドその他これに類する可燃性物質でないこと。

ニ アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害な絶縁低下等の変質が生じないものであること。

「絶縁低下」とは、短絡遮断試験後の絶縁性能試験に適合しな

いことをいう。

ホ 屋外用のものの外郭の材料は、耐候性及び耐熱性を有するものであること。

「耐候性及び耐熱性を有するもの」とは、陶磁器のもの、さび止め処理を施した鉄又は銅のもの、さび難い金属のもの、合成ゴムのもの又は電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（20240514 保局第1号）による改正前の解釈（以下「旧解釈」という。）別表第四2（2）ニに適合する合成樹脂のものをいう。

（イ）刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。

（ロ）（イ）以外の部分にあっては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）又はこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであって危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

ト 鉄及び鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、さびにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものには、この限りではない。

チ 合成樹脂の外かく及び台は、フェノール樹脂製のものには150℃±3℃、その他のものには100℃±3℃の空气中に1時間保った後に、自然に冷却させたとき、各部にゆるみ、ふくれ、

ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。

(2) 構造

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。

「通常の使用状態において危険が生ずるおそれのない」とは、機器に適合する電線を取り付け、機器に表示された定格及び機器の普通的使用方法により電源に接続した場合並びに運転した場合に感電、火災及び傷害を生ずるおそれのないことをいう。

ロ 充電部には、通常の使用状態において、旧解釈別表第四 1 (2) ハに掲げる試験指が触れないこと。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。ただし、電線取付け部であって、外かくの外面から次の値以上沈んでいる充電部にあつては、この限りでない。

(イ) 電線取付け部の穴の短径が 3 mm 以下のものにあつては、1.2 mm

(ロ) 電線取付け部の穴の短径が 3 mm を超え 7 mm 以下のものにあつては、1.5 mm

(ハ) 電線取付け部の穴の短径が 7 mm を超えるものにあつては、3 mm

ハ 造営材への取付けが容易に、かつ、確実にできること。

ニ 通常の使用状態において、振動等により開閉するおそれのないこと。

ホ 通常の使用状態において、開閉の動作が円滑であること。

ヘ 自動的に開路したとき、自動的に閉路しないものであること。

ト 開閉する極が 2 以上のものは、各極が同時に動作すること。

チ 接地側の極を除くすべての極に動作素子を設けてあること。

リ 台の裏面および通常の使用状態において人が触れるおそれのある外面は、次に適合すること。

(イ) 台の裏面の充電部は、造営材に取り付ける屋外用のものにあつては台の裏面から、その他のものにあつては台の取付け面からそれぞれ 3 mm以上（熱硬化性樹脂をその間げきに充てんしてあるものにあつては、1 mm以上）の深さとし、かつ、その上を電気絶縁物（75℃の温度で軟化しない耐水質のもの（硫黄を除く。）に限る。）により覆つてあること。ただし、屋内用のものであつて、台の裏面の充電部が台の取付け面から 6 mm以上の深さにあるものにあつては、この限りでない。

(ロ) 通常の使用状態において人が触れるおそれのある外面に露出するおそれのある充電部は、外面から 3 mm以上（熱硬化性樹脂をその間げきに充てんしてあるものにあつては、1 mm以上）の深さとし、かつ、その上を電気絶縁物（75℃の温度で軟化しない耐水質のもの（硫黄を除く。）に限る。）により覆つてあること。

ヌ 導電部の接続部は、電氣的接続が確実であること。

ル つまみ、復帰レバー等は、操作が容易であり、かつ、引きひもを取り付けるのに適当な穴又はこれに代わるものを設けてあること。

ヲ 動作部にじんあいが入るおそれがなく、かつ、動作部が外部より損傷を受けるおそれのないこと。

ワ 動作部を封鎖することができ、かつ、封鎖を解かない状態において整定の変更又は自動引外し動作の妨害ができないこと。

カ 引外し機構は、投入用のつまみ又は押しボタンを投入位置に押

えることにより引外し動作が妨害されないこと。

ヨ 固定すべき導電金具及び取付け金具は、通常の使用状態において緩みを生じないように取り付けてあること。

タ 端子は、電線の導体の先端を曲げることなく電線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。

レ 可動部分に設けるねじ又はナットは、振動により緩まないように廻り止めを施してあること。

ソ 電源電線（口出し線を含む。以下ソにおいて同じ。）の取付け端子のねじは、電源電線以外のものの取付けに兼用しないこと。ただし、電源電線を取り付け、又は取り外した場合において、電源電線以外のものが脱落するおそれのないものにあつては、この限りでない。

ツ ヒューズ取付け端子のねじは、ヒューズ以外の部品の取付けに兼用しないこと。ただし、ヒューズを取り付け、又は取り外した場合においてヒューズ以外の部品の取付けが緩むおそれのないものにあつては、この限りでない。

ネ 電線接続端子（アルミニウム電線を直接に接続するものに限る。）は、次に適合すること。

（イ）電線の接続の方式は、巻締め型又は引締め型であること。

（ロ）直接通電を目的とする端子のねじは、銅又は銅合金であること。

（ハ）アルミニウム電線を接続した端子に定格電流の 1.5 倍に相当する電流を 45 分間通電し 45 分間休止する操作を 125 回繰り返したとき、25 回目の通電の終りと 125 回目の通電の終りととの温度の差が 8K を超えないこと。

ナ 電源電線の取付け端子のねじの有効ねじ部の長さは、呼び径が 8 mm未満のものにあつては 2 ピッチ以上、呼び径が 8 mm以上のものにあつては呼び径の 40%以上であること。ただし、端子枠内面に部分ねじ部を有する呼び径が 8 mm以上のものであつて、次に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) 全ねじ部の有効長さが呼び径の 25%以上であり、かつ、全ねじ部と部分ねじ部の有効長さの和が呼び径の 55%以上であること。

(ロ) 旧解釈別表第四附表第一の試験を 5 回繰り返して行ったとき、これに適合すること。

ラ 電線の貫通孔は、電線に損傷を生ずるおそれのないこと。この場合において、金属製のふた、箱又は台にあつては、電線の貫通孔には絶縁ブッシングを取り付けなければならない。

ム 金属製のふた又は箱のうちアークが達するおそれのある部分にあつては、その部分に燃え難い電気絶縁物を取り付けてあること。

ウ 開閉の状態を文字又は色により見やすい箇所に表示してあること。ただし、引きひもにより開閉の操作を行うものにあつては、この限りでない。

ヰ 接地側端子には、見やすい箇所に接地側端子である旨の表示を附してあること。

ノ 絶縁物（単相 3 線式のものベクトル合成用の異極コイル間の部分を除く。）の厚さについては、旧解釈別表第四 1（2）レの規定を準用すること。

オ 極性が異なる充電部相互間及び充電部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部との間の空

間距離及び沿面距離は、次の表に掲げる値以上であること。ただし、単相3線式のもののベクトル合成用の異極コイル間にあつては、この限りでない。

定格電流の区分	空間距離 (mm)						沿面距離 (mm)					
	極性が異なる充電部相互間			充電部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間			極性が異なる充電部相互間			充電部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間		
	端子部	端子部以外の固定している部分であつて、金属粉が付着し難い箇所	その他の箇所	端子部	端子部以外の固定している部分であつて、金属粉が付着し難い箇所	その他の箇所	端子部	端子部以下の固定している部分であつて、金属粉が付着し難い箇所	その他の箇所	端子部	端子部以外の固定している部分であつて、金属粉が付着し難い箇所	その他の箇所
定格電流が15A以上のもの	4	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	6
定格電流が15A未満	3	1.5	3	3	1.5	3	3	1.5	3	3	1.5	3

<u>60</u>	<u>二</u>	<u>22.0(38.0)</u>
-----------	----------	-------------------

(備考) 括弧内の数値は、A 1 及び A 1—C u の文字を表示したものに適用する。

b 端子ねじの呼び径は、次の表に掲げる値以上であること。

定格電流(A)	端子ねじの呼び径(mm)		
	頭部で締め付けるもの 及び引き締め型のもの	1本のねじの先端で 押し締めるもの	2本以上のねじの先端 で押し締めるもの
<u>5</u>	<u>3.5</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
<u>7.5又は10</u>	<u>3.5</u>	<u>3.5</u>	<u>3</u>
<u>15</u>	<u>3.5</u>	<u>3.5</u>	<u>3.5</u>
<u>20</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>3.5</u>
<u>25又は30</u>	<u>4.5</u>	<u>4.5</u>	<u>4</u>
<u>40又は50</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>4.5</u>
<u>60</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>5</u>

(ロ) 端子部の強度は次に適合すること。

a ねじの首の下又はナットの下に電線又は銅帯等をはさんで締め付ける構造のものにあつては、端子ねじの1ピッチの長さ
に等しい厚さの黄銅板をねじの首の下又はナットの下にはさんで、
次の表に掲げるトルクを加えて締め付けたとき、異状が生じないこと。

端子ねじの呼び径(mm)	3以下	<u>3を超え3.5以下</u>	<u>3.5を超え4以下</u>	<u>4を超え4.5以下</u>	<u>4.5を超え5以下</u>	<u>5を超え6以下</u>	<u>6を超え8以下</u>	<u>8を超えるもの</u>
--------------	-----	------------------	------------------	------------------	------------------	----------------	----------------	----------------

トルク (Nm)	0.5 (0.2)	0.8 (0.4)	1.2 (0.7)	1.5 (0.8)	2	2.5	5.5	7.5
-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---	-----	-----	-----

(備考) 括弧内の数値は、すり割り付止めねじに適用する。

b ねじの先端で押し締める構造のものにあっては、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する絶縁電線であって、ク（イ）aの表に掲げる太さのものを接続し、aの表に掲げるトルクを加えて締め付けたとき、異状が生じないこと。

c 電線を差し込んで締め付ける構造のものにあっては、ク（イ）aの表に掲げる電線を端子部に接続し、器体の外方に向って電線に100Nの引張荷重を連続して1分間加えたとき、異状が生じないこと。

d a、b及びcに掲げるもの以外の端子部にあっては、器体と端子との間に10Nの引張荷重を15秒間加えたとき、異状が生じないこと。

(3) 表示

附表第三に規定する表示の方式により表示すること。

2 アンペア制用電流制限器

(1) 構造

動作素子にヒューズ等の消耗品を使用せず、かつ、反復使用できること。

(2) 定格

定格電圧、定格電流および定格遮断電流は、次の表に適合すること。

種類 項目	定格電圧(V)	定格電流(A)	定格遮断電流(A)
単相二線式のもの	110	5	1,000以上
	110	10	1,000以上
	110	15	1,000以上
	110	20	1,000以上
	110	30	1,000以上
	110	40	2,500以上
	110	50	2,500以上
	110	60	2,500以上
	200	5	1,000以上
	220	7.5	1,000以上
	220	10	1,000以上
	220	15	1,000以上
	220	20	1,000以上
	220	25	1,000以上
220	30	1,000以上	
単相三線式のもの	110及び220	10	1,000以上
	110及び220	15	1,000以上
	110及び220	20	1,000以上
	110及び220	30	1,000以上
	110及び220	40	2,500以上
	110及び220	50	2,500以上
	110及び220	60	2,500以上

(備考) 単相3線式のものゝの定格電流は、両電圧側電線の動作素子の電流ベクトル合成値をもって表わすものとする

(3) 動作性能

イ 周囲温度が 0℃以上 30℃以下の状態において、(イ)の試験条件において試験を行ったとき、(ロ)の基準に適合すること。

(イ) 試験条件

- a 試験品を通常の使用状態に取り付け、定格電流に応ずる
1 (2) ク (イ) a の表に掲げる電線を接続すること。
- b 単相 2 線式のものにあつては、次の表に掲げる種類及び
定格電流に応ずる試験電流を通じること。この場合におい
て 2 極のものにあつては 2 極を直列に接続して試験を行う
こと。

項目 種類	定格電流 (A)	試験電流 (A)		
		最大不動作電流	30秒不動作電流	1秒不動作電流
110V用のもの	5	5.75	7.5	22
	10	11.5	15	40
	10	17.2	22.5	55
	20	22	28	70
	30	33	39	100
	40	44	52	120
	50	54	64	150
220V用のもの	60	64	76	180
	5	5.75	7.5	20
	7.5	8.6	11.2	27.5
	10	11	14	35
	15	16.5	19.5	50
	20	22	26	60
	25	27	32	75
30	32	38	90	

- c 単相 3 線式のものにあつては、次の表に掲げる区分に応
じて電流を通じること。この場合において、1 秒不動作電
流については、試験 1 のみを行うこと。

区分	1の電圧電線の電流	他の電圧電線の電流	両電圧電線の電流の相差角(°)
試験1	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の1/2	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の1/2	0
試験2	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の3/4	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の1/4	0
試験3	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の1/4	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の3/4	0
試験4	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の $1/\sqrt{3}$	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の $1/\sqrt{3}$	60
試験5	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の3/4	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の2/5	60
試験6	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の2/5	bの表に掲げる110V用のものの試験電流の3/4	60

(ロ) 基準

- a 最大不動作電流を試験品の各部の温度上昇がほぼ一定になるまで通じたとき、自動的に動作しないこと。
- b 30秒不動作電流を通じたとき、30秒以内に自動的に動作せず、かつ、60分以内に自動的に動作すること。
- c 1秒不動作電流を通じたとき、1秒以内に自動的に動作せず、かつ、次の表に掲げる動作時間内に自動的に動作すること。

定格電流(A)	動作時間(秒)
30以下	10
40	20
50	20
60	30

ロ 周囲温度が 0℃以上 30℃以下の状態において、単相 2 線式のものにあつては各動作素子ごとに、単相 3 線式のものにあつては中性線と 1 の電圧側電線で構成される回路ごとに、定格電流の 200% に等しい電流を通じたとき、次の表に掲げる動作時間内に自動的に動作すること。

定格電流(A)	動作時間(分)
30以下	2
40	4
50	4
60	6

ハ 通常の使用状態に対し、前方、後方、左方または右方に 5° 傾斜して取り付け、その各場合ごとにイ（ロ）c を除く。）およびロに規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

ニ 同一試験品についてイからハまでおよび（4）から（9）までに規定する試験を行った後において、その試験品は、イ（ロ）a を除く。）およびロに規定する試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、この場合における周囲温度は、10℃以上 30℃以下とすること。

ホ（10）に規定する試験を行った後において、同一試験品は、イ（ロ）a を除く。）およびロに規定する試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、この場合における周囲温度は、10℃以上 30℃以下とすること。

（4）過負荷性能

（3）（ニおよびホを除く。）に規定する試験の後、同一試験品に

ついてイの試験条件において試験を行ったとき、ロの基準に適合すること。

イ 試験条件

(イ) 試験品は、通常の使用状態に取り付けること。

(ロ) 単相 2 線式で 2 極のものにあつては、2 極を直列に接続して試験を行うこと。

(ハ) 単相 3 線式のものにあつては、220V の回路で試験品の両電圧側電線を直列に接続した状態で、または 110V の回路で試験品の各電圧側電線と中性線とを直列に接続した状態ごとに試験を行うこと。

(ニ) 定格電圧に等しい電圧において、定格電流が 25A 以下のものにあつては 150A、定格電流が 25A を超えるものにあつては定格電流の 6 倍の電流を試験品に通じること。

(ホ) 力率は、0.45 以上 0.5 以下とすること。

(ヘ) 電流を通じたときの試験品の電源側端子における電圧降下は、無負荷時における電源側端子の電圧の 10%以下とすること。

(ト) 手動で閉路し、自動的に開路する操作を 1 分間に 6 回（その構造上 6 回できないものにあつては、その試験品が 1 分間にリセットできる回数の最大のもの）の割合で、50 回繰り返すこと。

ロ 基準

短絡、接点の溶着その他の電氣的または機械的な異状が生じないこと。

(5) 越流性能

(4)に規定する試験の後、同一試験品について次に掲げる試験方法により試験を行ったとき、自動的に開路せず、または接点が溶着しないこと。

イ 点灯状態における電流が定格電流に等しくなるように、定格電圧が 100V で定格消費電力が 200W のタングステン電球を試験品の負荷側（単相 3 線式のものにあつては、負荷側の中性線と 1 の電圧側電線）に接続すること。この場合において、電流を調整するために必要な限度で定格消費電力が 200W 以下の電球を使用することができる。

ロ 試験品の電源側端子における無負荷電圧は、100V 以上 105V 以下とすること。

ハ 定格電流に等しい電流を通じたときの試験品の電源側端子における電圧降下は、無負荷時における電源側端子の電圧の 5%以下とすること。

ニ 試験品に接続したタングステン電球を同時に点灯し、2 秒後に開路し、次に 2 分間自然冷却する操作を連続して 3 回行うこと。

ホ 周囲温度は、室温とすること。

(6) 電圧降下

(5)に規定する試験の後、同一試験品に定格電流に等しい電流を通じたときにおける試験品の電流回路の電圧降下（単相 3 線式のものにあつては、中性線と 1 の電圧側電線とで構成される試験品の各電流回路ごとの電圧降下）は、端子間で測定して、次の表に掲げる値以下であること。この場合において、単相 2 線式で 2 極のものにあつて

は、2極を直列に接続して測定しなければならない。

定格電流(A)	電圧降下(V)
<u>5</u>	<u>0.5(0.7)</u>
<u>7.5</u>	<u>0.5(0.7)</u>
<u>10</u>	<u>0.5(0.7)</u>
<u>15</u>	<u>0.5(0.7)</u>
<u>20</u>	<u>0.4(0.6)</u>
<u>25</u>	<u>0.4(0.6)</u>
<u>30</u>	<u>0.4(0.6)</u>
<u>40</u>	<u>0.4(0.6)</u>
<u>50</u>	<u>0.4(0.6)</u>
<u>60</u>	<u>0.4(0.6)</u>

(備考) かつこ内の数値は、ブザーその他の警報装置を有するものに適用する。

(7) 温度上昇

(6) に規定する試験の後、周囲温度が 40℃以下の状態において、同一試験品についてイの試験条件において試験を行ったとき、ロの基準に適合すること。

イ 試験条件

(イ) 試験品の電源側および負荷側に 1 (2) ク (イ) a の表に掲げる 600 ボルトビニル絶縁電線であって長さが 1.5m 以上のものを接続すること。

(ロ) 単相 2 線式で 2 極のものにあつては、2 極を直列に接続して試験を行うこと。

(ハ) 単相 3 線式のものにあつては、中性線と 1 の電圧側電線とを

直列に接続した回路ごとに試験を行うこと。

(二) 試験品に定格電流に応ずる (3) イ (イ) b の表に掲げる最大不動作電流を通じること。

ロ 基準

試験品の各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した各部の温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。

測定箇所	温度上昇(K)
銅または銅合金の接点	55
銀または銀合金の接点	90
A種絶縁のコイル	65
E種絶縁のコイル	80
B種絶縁のコイル	90
F種絶縁のコイル	115
端子	40

(8) 絶縁性能

イ (7) に規定する試験の後、同一試験品について附表第一の試験を行ったとき、絶縁抵抗は、5MΩ 以上であること。

ロ イに規定する試験の後、同一試験品が附表第二の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 単相 3 線式のものベクトル合成用の異極コイル間にあつては、3,000V の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

(9) 開閉性能

(8)に規定する試験の後、同一試験品についてイの試験条件において試験を行ったとき、ロの基準に適合すること。

イ 試験条件

(イ) 定格電圧に等しい電圧で、単相 2 線式のものにあつては定格電流に等しい電流を通じ、単相 3 線式のものにあつては各電圧側電線に定格電流の 1/2 に等しい電流を相差角が 0° で通じ、1 分間に 6 回 (その構造上 6 回できないものにあつては、その試験品が 1 分間にリセットできる回数の最大のもの) の割合で 6,000 回開閉した後、電流を通じないで 4,000 回開閉すること。

(ロ) 力率は、0.75 以上 0.8 以下とすること。

(ハ) (イ) に規定する電流を通じたときの試験品の電源側端子における電圧降下は、無負荷時における電源側端子の電圧の 2.5% 以下とすること。

ロ 基準

短絡、接点の溶着その他の電氣的または機械的な異状が生じないこと。

(10) 短絡遮断性能

(3)ニに規定する試験の後、同一試験品についてイの試験条件において試験を行ったとき、ロの基準に適合すること。

イ 試験条件

(イ) 定格電圧に等しい電圧の電源を使用し、短絡の 0.5 サイクル後における交流分の実効値が定格遮断電流に等しくなるよう

に抵抗器及びリアクトルを調整した次の図1、図2または図3の回路に試験品を接続すること。この場合において、回路の回復電圧は定格電圧の90%以上、力率は0.45以上0.5以下とすること。

図1 単相2線式で単極の場合

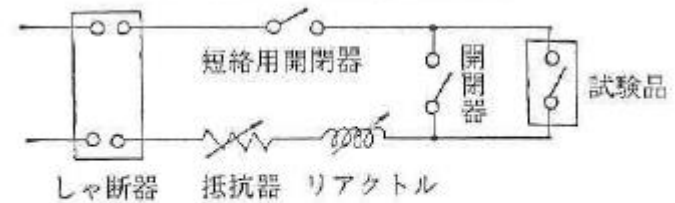


図2 単相2線式で2極の場合

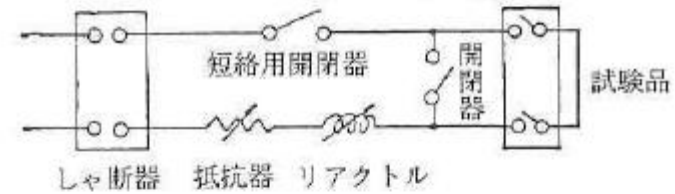
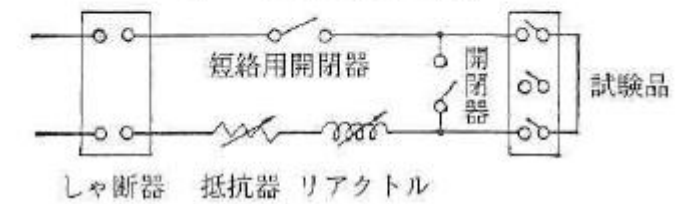


図3 単相3線式の場合



(ロ) 短絡試験において試験品に接続する電線は、長さが1.5m以下

であって、1 (2) ク (イ) a の表に掲げる太さのものであること。この場合において、負荷側の端子に接続する電線は、可能な限り短いものとしなければならない。

(ハ) 試験は、次によること。

a 試験品を閉路した後、回路中の短絡用開閉器を閉路して試験品に電流を通じること。

b a に規定する操作を行い試験品の開路後 2 分経過した後、短絡用開閉器を閉路し、次に試験品を閉路して電流を通じること。

ロ 基準

(イ) 短絡、接点の溶着その他の電氣的または機械的な異状が生じないこと。

(ロ) イ (ハ) a 及び b に規定する試験において、とっ手開孔部 (排気孔を有するものにあつては、排気孔) に接して置かれたさらしかなきん (密度が 25.4 mm につき縦 72 本±4 本、横 69 本±4 本で、30 番手の縦糸及び 36 番手の横糸を使用したのり付けしない平織の綿布。) は、燃焼しないこと。

(ハ) イ (ハ) b に規定する試験の後、同一試験品について附表第一の試験を行ったとき、絶縁抵抗は、0.5MΩ 以上であること。

(11) 注水絶縁性能

屋外用のものにあつては、試験品を通常の使用状態に取り付け、旧解釈別表第四附表第四 3 または 4 に規定する試験方法により注水した後、その試験品について附表第一の試験を行ったとき、絶縁抵抗が 5MΩ 以上であり、かつ、附表第二の試験を行ったとき、これに適合す

ること。

(12) 引張強度

試験品を通常の使用状態に取り付け、つまみにひもを付け、これに通常
の操作の引張方向に 100N の荷重を 1 分間加えたとき、異常が生
じないこと。

3 定額制用電流制限器

(1) 定格

定格電圧、定格電流及び定格遮断電流は、次の表に適合するこ
と。

<u>項目</u>	<u>種類</u>	<u>定格電圧</u> <u>(V)</u>	<u>定格電流</u> <u>(A)</u>	<u>定格遮断電流(A)</u>
<u>单相二線式のもの</u>		<u>110</u>	<u>8以下</u>	<u>1,000以上</u>
		<u>220</u>		
<u>单相三線式のもの</u>		<u>110及び</u> <u>220</u>	<u>8以下</u>	<u>1,000以上</u>

(備考) 单相3線式のものの定格電流は、両電圧側電線の動作素子の電流ベクトル合成値をもって表すものとする。

(2) 動作特性

イ 周囲温度が 0℃以上 30℃以下の状態において、(イ)の試験条件
において試験を行ったとき、(ロ)の基準に適合すること。

(イ) 試験条件

- a 試験品を通常の使用状態に取り付け、1 (2) ク (イ) a に掲げる電線を接続すること。
- b 単相 2 線式のものにあつては、定格電流の 1.1 倍、1.4 倍及び 2 倍に等しい試験電流を通じること (2 極のものについては定格電流の 1.1 倍又は 1.4 倍に等しい電流を通じる場合にあつては 2 極を直列に接続し、定格電流の 2 倍に等しい電流を通じる場合にあつては各動作素子ごとに試験を行うものとする。)
- c 単相 3 線式のものにあつては、定格電流の 1.1 倍、1.4 倍及び 2 倍に等しい試験電流を次の表に掲げる区分に応じて通じること。この場合において、定格電流の 2 倍に等しい電流については試験 1 のみを行うこと。

区分	1の電圧電線の電流	他の電圧電線の電流	両電圧電線の電流の相差角 (°)
試験1	試験電流の1/2	試験電流の1/2	0
試験2	試験電流の3/4	試験電流の1/4	0
試験3	試験電流の1/4	試験電流の3/4	0
試験4	試験電流の $1/\sqrt{3}$	試験電流の $1/\sqrt{3}$	60
試験5	試験電流の3/4	試験電流の2/5	60
試験6	試験電流の2/5	試験電流の3/4	60

(ロ) 基準

- a 定格電流の 1.1 倍に等しい電流を試験品の各部の温度上昇がほぼ一定になるまで通じたとき、自動的に動作しないこと。

b 定格電流の 1.4 倍に等しい電流を通じたとき、15 分以内に自動的に動作すること。

c 定格電流の 2 倍に等しい電流を通じたとき、2 分以内に自動的に動作すること。

ロ 通常の使用状態に対し、前方、後方、左方または右方に 5° 傾斜して取り付け、その各場合ごとにイに規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 同一試験品について、イおよびロならびに (3) から (6) までに規定する試験を行った後においてその試験品は、イに規定する試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、この場合における周囲温度は、10°C 以上 30°C 以下とすること。

ニ (9) に規定する試験の後、同一試験品は、イに規定する試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、この場合における周囲温度は、10°C 以上 30°C 以下とすること。

(3) 越流性能

(2) (ハおよびニを除く。) に規定する試験の後、同一試験品について 2 (5) イからホまでに掲げる試験方法により試験を行ったとき、自動的に開路せず、または接点が溶着しないこと。

(4) 電圧降下

(3) に規定する試験の後、同一試験品に定格電流に等しい電流を通じたときにおける試験品の電流回路の電圧降下(单相 3 線式のものにあつては、中性線と 1 の電圧側電線とで構成される試験品の各電流

回路ごとの電圧降下)は、端子間で測定して、次の表に掲げる値以下であること。この場合において、単相 2 線式で 2 極のものにあつては、2 極を直列に接続して測定しなければならない。

定格電流(A)	電圧降下(V)
5未満	1(1.5)
5以上	0.5

(備考) 括弧内の数値は、単相3線式のものであつて、定格電流が1A以下のものに適用する。

(5) 開閉性能

(4)に規定する試験の後、同一試験品についてイの試験条件において試験を行ったとき、ロの基準に適合すること。ただし、手動で開路できないものにあつては、この限りでない。

イ 試験条件

(イ) 定格電圧に等しい電圧で、単相 2 線式のものにあつては定格電流に等しい電流を通じ、単相 3 線式のものにあつては各電圧側電線に定格電流の 1/2 に等しい電流を相差角が 0° で通じ、1 分間に 6 回の割合で 5,000 回開閉すること。

(ロ) 負荷の力率は、0.95 以上 1 以下とすること。

(ハ) (イ)に規定する電流を通じたときの試験品の電源側端子における電圧降下は、無負荷時における電源側端子の電圧の 2.5%以下とすること。

ロ 基準

短絡、接点の溶着その他の電氣的または機械的な異状が生じな

いこと。

(6) 過負荷性能

(5) に規定する試験の後、同一試験品についてイの試験条件において試験を行ったとき、ロの基準に適合すること。

イ 試験条件

(イ) 単相 2 線式で 2 極のものにあつては、2 極を直列に接続して試験を行うこと。

(ロ) 単相 3 線式のものにあつては、220V の回路で試験品の両電圧側電線を直列に接続した状態で、又は 110V の回路で試験品の各電圧側電線と中性線とを直列に接続した状態ごとに試験を行うこと。

(ハ) 定格電圧に等しい電圧で、定格電流の 3 倍に等しい電流になるように抵抗負荷を使用し、手動で閉路し、自動的に開路する操作を 1 分間 6 回(その構造上 6 回できないものにあつては、その試験品が 1 分間にリセットできる回数の最大のもの)の割合で 50 回繰り返すこと。

ロ 基準

短絡、接点の溶着その他の電氣的または機械的な異状が生じないこと。

(7) 温度上昇

(2) ハに規定する試験の後、周囲温度が 40℃以下の状態において、同一試験品についてイの試験条件において試験を行ったとき、ロ

の基準に適合すること。

イ 試験条件

(イ) 試験品の電源側及び負荷側に直径 2 mm (アルミニウム電線にあっては 2.6 mm) の単線であって長さが 1.5m 以上の 600 ボルトビニル絶縁電線を接続すること。

(ロ) 単相 2 線式で 2 極のものにあつては、2 極を直列に接続して試験を行うこと。

(ハ) 単相 3 線式のものにあつては、中性線と 1 の電圧側電線とを直列に接続した回路ごとに試験を行うこと。

(二) 試験品に定格電流に等しい電流を通じること。

ロ 基準

試験品の各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した各部の温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。

測定箇所		温度上昇(K)
接点	定格電流が5A未満のもの	25
	定格電流が5A以上のもの	40
コイル		60

(8) 絶縁性能

イ (7) に規定する試験の後、同一試験品について附表第一の試験を行ったとき、絶縁抵抗は、5MΩ 以上であること。

ロ イに規定する試験の後、同一試験品が附表第二に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 単相 3 線式のものベクトル合成用の異極コイル間にあつては、3,000V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えること。

(9) 短絡遮断性能

(8) ロに規定する試験の後、同一試験品についてイの試験条件において試験を行ったとき、ロの基準に適合すること。

イ 試験条件

(イ) 定格電圧に等しい電圧の電源を使用し、短絡の 0.5 サイクル後における交流分の実効値が定格遮断電流に等しくなるように抵抗器およびリアクトルを調整した 2 (10) イ (イ) の図 1 または図 2 の回路に、定格電流が 15A の鉛のつめ付ヒューズと試験品とを直列に接続すること。この場合において、回路の回復電圧は定格電圧の 90%以上、力率は 0.7 以上 0.8 以下としなければならない。

(ロ) 短絡試験において試験品に接続する電線は、長さが 1.5m 以下であつて、1 (2) ク (イ) a の表に掲げる太さのものであること。この場合において、負荷側の端子に接続する電線は、可能な限り短いものとしなければならない。

(ハ) 試験は、次によること。

a 試験品を閉路した後、回路中の短絡用開閉器を閉路して試験品に電流を通じること。

b a に規定する操作を行い試験品の開路後 2 分経過した後、短絡用開閉器を閉路し、次に試験品を閉路して電流を通じること。

ロ 基準

(イ) 短絡、接点の溶着その他の電氣的または機械的な異状が生じ
ないこと。

(ロ) 試験品に接続した鉛のつめ付ヒューズが溶断しないこと。

(ハ) イ (ハ) bに規定する試験の後、同一試験品について附表第
一の試験を行ったとき、絶縁抵抗は、0.2MΩ 以上であること。

(10) 注水絶縁性能

屋外用のものにあつては、2 (11) に規定する試験を行ったとき、
これに適合すること。

附表第一 絶縁抵抗試験

試験品を試験用金属板に通常の使用状態に取り付け、次の1から5ま
でに掲げる箇所の絶縁抵抗を500ボルト絶縁抵抗計により測定するこ
と。この場合において、4に掲げる非金属部には、金属はくをすき間な
くあてて測定しなければならない。

1 開および閉の状態で充電部と非充電金属部との間

2 開および引きはずしの状態で電源側端子と負荷側端子との間

3 閉の状態です極端子間

4 充電部とつまみ、押しボタンその他の人が触れるおそれのある非
金属部との間

5 充電部と試験用金属板との間

附表第二 絶縁耐力試験

試験品を試験用金属板に通常の使用状態に取り付け、附表第一1から

5までに掲げる箇所に1,500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。この場合において、附表第一4に掲げる非金属部には、金属はくをすき間なくあてて交流電圧を加えなければならない。

附表第三 電気用品の表示の方法

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
電流制限器	1 定格電圧 2 定格電流 3 定格遮断電流 4 導体がアルミニウムの電線のみを接続する端子を有するものにあつては、A1の文字 5 導体がアルミニウムの電線及び銅の電線のいずれをも接続できる端子を有するものにあつては、A1-Cuの文字	<u>表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</u>

別表第六 小形单相変圧器及び放電灯用安定器

1 共通の事項

(1) 材料

イ 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。
 なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（ 保局第 号）による改正前の解釈（以下「2026旧解釈」という。）別表第三2（1）ロ（ニ）a又はbに適合するこ

別表第六 小形单相変圧器及び放電灯用安定器

1 共通の事項

(1) 材料

イ 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。
 なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあつては、別表第三2（1）ロ（ニ）a又はbに適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあつては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

とをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあつては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

- ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（20240514保局第1号）による改正前の解釈（以下「2024旧解釈」という。）別表第四1（1）ロの（イ）から（ト）に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ハ～ホ （略）

ヘ 導電材料は、次に適合すること。

（イ）（略）

（ロ）（イ）以外の部分にあつては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は2026旧解釈別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであつて危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

ト～ヌ （略）

（2）構造

- ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、旧解釈別表第四1（1）ロの（イ）から（ト）に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ハ～ホ （略）

ヘ 導電材料は、次に適合すること。

（イ）（略）

（ロ）（イ）以外の部分にあつては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであつて危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

ト～ヌ （略）

（2）構造

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。この場合、2024旧解釈別表第四 1 (2) イ (イ) 及び (ロ) によること。

ロ～ホ (略)

へ 極性が異なる充電部相互間、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間及び機械器具に組み込まれるもの以外のものの充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ次の表に適合すること。ただし、絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であって、次の試験を行ったとき、これに適合するものにあつては、この限りでない。この場合の用語の定義は、2024旧解釈別表第四 1 (2) タ (イ) h 及び i による。

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部が次のいずれかに適合すること。

a (略)

b $1k\Omega$ の抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、 $1mA$ 以下であること。

2024旧解釈別表第四 1 (2) ハ (ハ) b (a) から

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。この場合、旧解釈別表第四 1 (2) イ (イ) 及び (ロ) によること。

ロ～ホ (略)

へ 極性が異なる充電部相互間、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間及び機械器具に組み込まれるもの以外のものの充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ次の表に適合すること。ただし、絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であつて、次の試験を行ったとき、これに適合するものにあつては、この限りでない。この場合の用語の定義は、旧解釈別表第四 1 (2) タ (イ) h 及び i による。

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部が次のいずれかに適合すること。

a (略)

b $1k\Omega$ の抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、 $1mA$ 以下であること。

旧解釈別表第四 1 (2) ハ (ハ) b (a) から (c)

(c) に適合すること。(以下別表第六において同じ。)

(二) (略)

ト 絶縁物の厚さについては、2024旧解釈別表第四 1 (2) レの規定を準用すること。

チ～ヲ (略)

ワ 外郭は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあつては、質量が 250g で、ロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有する衝撃片によって 1 回加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであつて、表面積が 4cm² 以下であり、かつ、器体の外郭の表面から 10 mm 以上突出していないものにあつては、この限りでない。

種類	高さ(cm)
天井取り付け用器具	14
その他のもの	20

なお、2024旧解釈別表第四 1 (2) レ (イ) d に規定された衝撃力も同等の衝撃力とみなす。

カ～レ (略)

ソ アース線及びアース用端子の表示は、次に適合すること。

に適合すること。(以下別表第六において同じ。)

(二) (略)

ト 絶縁物の厚さについては、旧解釈別表第四 1 (2) レの規定を準用すること。

チ～ヲ (略)

ワ 外郭は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあつては、質量が 250g で、ロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有する衝撃片によって 1 回加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであつて、表面積が 4cm² 以下であり、かつ、器体の外郭の表面から 10 mm 以上突出していないものにあつては、この限りでない。

種類	高さ(cm)
天井取り付け用器具	14
その他のもの	20

なお、旧解釈別表第四 1 (2) レ (イ) d に規定された衝撃力も同等の衝撃力とみなす。

カ～レ (略)

ソ アース線及びアース用端子の表示は、次に適合すること。

(イ) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは2024旧解釈別表第四 1 (2) ネ (イ) a 及び b による。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。

(ロ) アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは2024旧解釈別表第四 1 (2) ネ (ロ) a から d による。ただし、器体の内部にあるアース用端子であってアース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。

ツ～ム (略)

ウ 電源電線等（口出し線を除く。以下ウにおいて同じ。）の器体の貫通部は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあつては、2024旧解釈別表第四 1 (2) ラに適合すること。ただし、固定して使用するもの、据置き形のものその他これに類するものであつて、通常の使用状態において定置して使用するものにあつては、この限りでない。

キ (略)

(3) 部品及び附属品

イ (略)

ロ 電源電線等は、次に適合すること。

(イ) 電源電線は、この表に特別に規定するものを除き、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであ

(イ) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは旧解釈別表第四 1 (2) ネ (イ) a 及び b による。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。

(ロ) アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは旧解釈別表第四 1 (2) ネ (ロ) a から d による。ただし、器体の内部にあるアース用端子であってアース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。

ツ～ム (略)

ウ 電源電線等（口出し線を除く。以下ウにおいて同じ。）の器体の貫通部は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあつては、旧解釈別表第四 1 (2) ラに適合すること。ただし、固定して使用するもの、据置き形のものその他これに類するものであつて、通常の使用状態において定置して使用するものにあつては、この限りでない。

キ (略)

(3) 部品および附属品

イ (略)

ロ 電源電線等は、次に適合すること。

(イ) 電源電線は、この表に特別に規定するものを除き、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであつ

って、かつ、次のいずれかに適合すること。

a～c (略)

(ロ) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、次のいずれかに適合すること。

a 次の表の左欄に掲げる接続される回路の電圧の区分ごとに同表の右欄に適合するものであり、かつ、100N の引張荷重を 15 秒間加えたとき、素線の断線、絶縁物の異状等が生じないこと。ただし、電子回路の入出力信号の微小電流回路、地絡電流が 1mA 以下(商用周波数以上の周波数において危険が生ずるおそれのない場合にあっては、1mA 以下であることを要しない。)の回路等に使用するものであって、適切な絶縁被覆を有するものにあっては、この限りでない。

接続される回路の電圧の区分	電線
交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下	(略)
交流にあっては30Vを超え60V以下、直流にあっては45Vを超え60V以下	(略)
60V を超え 150V 以下	2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、断面積が 0.75 mm ² 以上のもの又は断面積が0.75mm ² (手持ち形の部分(コントローラーを含む。))

て、かつ、次のいずれかに適合すること。

a～c (略)

(ロ) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、次のいずれかに適合すること。

a 次の表の左欄に掲げる接続される回路の電圧の区分ごとに同表の右欄に適合するものであり、かつ、100N の引張荷重を 15 秒間加えたとき、素線の断線、絶縁物の異状等が生じないこと。ただし、電子回路の入出力信号の微小電流回路、地絡電流が 1mA 以下(商用周波数以上の周波数において危険が生ずるおそれのない場合にあっては、1mA 以下であることを要しない。)の回路等に使用するものであって、適切な絶縁被覆を有するものにあっては、この限りでない。

接続される回路の電圧の区分	電線
交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下	(略)
交流にあっては30Vを超え60V以下、直流にあっては45Vを超え60V以下	(略)
60V を超え 150V 以下	旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、断面積が 0.75 mm ² 以上のもの又は断面積が0.75mm ² (手持ち形の部分(コントローラーを含む。)) 2

	2 に至る 0.5A 以下の回路に使用するものにあつては、0.5 mm ² 以上であつて、試料 2m を 1 時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に 1,000V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えるもの		に至る 0.5A 以下の回路に使用するものにあつては、0.5 mm ² 以上であつて、試料 2m を 1 時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に 1,000V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えるもの
150V を超え 300V 以下	(略)	150V を超え 300V 以下	(略)
300V を超えるもの	(略)	300V を超えるもの	(略)
<p>b <u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するものであつて、その長さ 2m 以下で、かつ、その断面積が 0.5 mm²以上であること（電源供給側の器具の内部に定格遮断電流が 500A 以上であつて、定格電流が 3A 以下のヒューズ又は過負荷保護装置を備えてある場合に限る。）。</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 点滅器（線間電圧が交流にあつては 30V 以下、直流にあつては 45V 以下であつて、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであつて、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあつては、<u>2024旧解釈別表第四</u> 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに 2 (1) イ及びハ並びに 2 (2) ロ、ヘ、ト、リ及びヌの規定に適合すること。この場合において、<u>2024旧解釈別表</u></p>		<p>b <u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するものであつて、その長さ 2m 以下で、かつ、その断面積が 0.5 mm²以上であること（電源供給側の器具の内部に定格遮断電流が 500A 以上であつて、定格電流が 3A 以下のヒューズ又は過負荷保護装置を備えてある場合に限る。）。</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 点滅器（線間電圧が交流にあつては 30V 以下、直流にあつては 45V 以下であつて、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであつて、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあつては、<u>旧解釈別表第四</u> 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに 2 (1) イ及びハ並びに 2 (2) ロ、ヘ、ト、リ及びヌの規定に適合すること。この場合において、<u>旧解釈別表第四</u>附表</p>	

第四附表第二1の開閉試験における負荷の力率は、約 1 とすることができる。開閉試験は2024旧解釈別表第四1（3）ニ（イ）及び（ロ）による。

ヘ 開閉器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、2024旧解釈別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに3（1）ロ、ハ、ヘ、ト、ヌ及びヲ並びに3（3）イ、チ、リ、ル、ワ、カ及びヨの規定に適合すること。この場合において、2024旧解釈別表第四附表第二2の開閉試験における負荷の力率は、約 1 とすることができる。開閉試験は2024旧解釈別表第四1（3）ニ（イ）及び（ロ）による。

ト 接続器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、2024旧解釈別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6（1）イ、ハ、ニ及びホ並びに6（3）ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。この場合において、組立て時の便宜性のため使用する器内配線相互の接続用部品は、トにおいて「接続器」とはみなさない。

チ コンデンサーは、2024旧解釈別表第四1（3）チ（ハ）を除く。）の規定に適合すること。

リ・ヌ （略）

第二1の開閉試験における負荷の力率は、約 1 とすることができる。開閉試験は旧解釈別表第四1（3）ニ（イ）及び（ロ）による。

ヘ 開閉器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに3（1）ロ、ハ、ヘ、ト、ヌ及びヲ並びに3（3）イ、チ、リ、ル、ワ、カ及びヨの規定に適合すること。この場合において、旧解釈別表第四附表第二2の開閉試験における負荷の力率は、約 1 とすることができる。開閉試験は旧解釈別表第四1（3）ニ（イ）及び（ロ）による。

ト 接続器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6（1）イ、ハ、ニ及びホ並びに6（3）ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。この場合において、組立て時の便宜性のため使用する器内配線相互の接続用部品は、トにおいて「接続器」とはみなさない。

チ コンデンサーは、旧解釈別表第四1（3）チ（ハ）を除く。）の規定に適合すること。

リ・ヌ （略）

(4)・(5) (略)

2 ベル用変圧器、おもちゃ用変圧器その他の家庭機器用変圧器、表示器用変圧器及びリモートコントロールリレー用変圧器

(1) 構造

イ (略)

ロ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が30V以下の充電部及び口出し線を除く。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外かくによりおおわれており、かつ、容易に取りはずすことができる部分を取りはずし、次の（イ）及び（ロ）に掲げる試験を2024旧解釈別表第四1（2）ハの図に示す試験指を用いて行ったとき、これに適合すること。ただし、金属製ボックス内用である旨を表示するもの及び取り付けた状態で容易に人が触れるおそれのない取付け面にあつては、この限りでない

（イ）・（ロ） (略)

ハ～リ (略)

(2)～(8) (略)

2の2 電子応用機械器具用変圧器

(1) 構造

イ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が30V以下の充電部及び口出し線を除く。以下イにおいて同じ。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外郭により覆われており、かつ、容易に取り外すことができる部分を取り外し、2024旧解釈別表第四1（2）ハの図に示す試験指を用いて器体の外面及び開口

(4)・(5) (略)

2 ベル用変圧器、おもちゃ用変圧器その他の家庭機器用変圧器、表示器用変圧器およびリモートコントロールリレー用変圧器

(1) 構造

イ (略)

ロ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が30V以下の充電部及び口出し線を除く。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外かくによりおおわれており、かつ、容易に取りはずすことができる部分を取りはずし、次の（イ）及び（ロ）に掲げる試験を旧解釈別表第四1（2）ハの図に示す試験指を用いて行ったとき、これに適合すること。ただし、金属製ボックス内用である旨を表示するもの及び取り付けた状態で容易に人が触れるおそれのない取付け面にあつては、この限りでない

（イ）・（ロ） (略)

ハ～リ (略)

(2)～(8) (略)

2の2 電子応用機械器具用変圧器

(1) 構造

イ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が30V以下の充電部及び口出し線を除く。以下イにおいて同じ。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外郭により覆われており、かつ、容易に取り外すことができる部分を取り外し、旧解釈別表第四1（2）ハの図に示す試験指を用いて器体の外面及び開口部を

部を 30N の圧力で押したとき、試験指が充電部に触れないこと。
ただし、機械器具に組み込まれるものにあつては、この限りでない。

ロ～ニ (略)

(2)～(6) (略)

2の3 燃焼器具用変圧器

(1) 構造

イ・ロ (略)

ハ 変圧器から容易に取り外すことができる部分を取り外し、2024 旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指を用いて器体の外面及び開口部を 30N の圧力で押したとき、試験指が充電部（バーナー本体に取り付けて使用する構造のものであって高圧がいしを有するものの端子部を除く。）に触れないこと。ただし、機械器具に組み込まれるもののうち定格 2 次電圧が 30V を超えるものであって巻線を耐火性を有する外被により十分保護してあるもの及び定格 2 次電圧が 30V 以下のものにあつては、この限りでない。

ヒューズホルダーのキャップ又はカバーであつて、工具を用いずにそれらを外したとき、ヒューズがキャップ又はカバーと共に外れる構造のものは、ヒューズを取り外した後に試験を行う。

ニ～カ (略)

(2)～(6) (略)

3 ネオン変圧器及びオゾン発生器用安定器 (略)

4 蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器、ナ

30N の圧力で押したとき、試験指が充電部に触れないこと。ただし、機械器具に組み込まれるものにあつては、この限りでない。

ロ～ニ (略)

(2)～(6) (略)

2の3 燃焼器具用変圧器

(1) 構造

イ・ロ (略)

ハ 変圧器から容易に取り外すことができる部分を取り外し、旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指を用いて器体の外面及び開口部を 30N の圧力で押したとき、試験指が充電部（バーナー本体に取り付けて使用する構造のものであって高圧がいしを有するものの端子部を除く。）に触れないこと。ただし、機械器具に組み込まれるもののうち定格 2 次電圧が 30V を超えるものであって巻線を耐火性を有する外被により十分保護してあるもの及び定格 2 次電圧が 30V 以下のものにあつては、この限りでない。

ヒューズホルダーのキャップ又はカバーであつて、工具を用いずにそれらを外したとき、ヒューズがキャップ又はカバーと共に外れる構造のものは、ヒューズを取り外した後に試験を行う。

ニ～カ (略)

(2)～(6) (略)

3 ネオン変圧器およびオゾン発生器用安定器 (略)

4 蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器、ナ

トリウム灯用安定器及び殺菌灯用安定器

(1) 構造

イ～ハ (略)

ニ 口出し線は、次に適合すること。

(イ) 2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線（屋外用のものにあつては、キャブタイヤケーブル又は絶縁電線に限る。）であつて、断面積が 0.75mm^2 以上のものであること。ただし、定格電圧が 300V 以下の蛍光灯用安定器及び殺菌灯用安定器にあつては、負荷側の口出し線又はその構造上直接電源に接続されることのない電源側の口出し線若しくはその表示する接続図により直接電源に接続されない旨が示されている電源側の口出し線について、電灯器具内用である旨を表示する場合に限り、断面積が 0.5mm^2 のゴムコード又はビニルコードを使用することができる。

(ロ)～(ホ) (略)

ホ～ト (略)

(2)～(8) (略)

5 電圧調整器

(1) 構造

イ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が 30V 以下の充電部及び口出し線を除く。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外かくによりおおわれており、かつ、容易に取りはずすことができる部分を取りはずし、次の(イ)から(ニ)に掲げる試験を2024旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指を用

トリウム灯用安定器及び殺菌灯用安定器

(1) 構造

イ～ハ (略)

ニ 口出し線は、次に適合すること。

(イ) 旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線（屋外用のものにあつては、キャブタイヤケーブル又は絶縁電線に限る。）であつて、断面積が 0.75mm^2 以上のものであること。ただし、定格電圧が 300V 以下の蛍光灯用安定器及び殺菌灯用安定器にあつては、負荷側の口出し線又はその構造上直接電源に接続されることのない電源側の口出し線若しくはその表示する接続図により直接電源に接続されない旨が示されている電源側の口出し線について、電灯器具内用である旨を表示する場合に限り、断面積が 0.5mm^2 のゴムコード又はビニルコードを使用することができる。

(ロ)～(ホ) (略)

ホ～ト (略)

(2)～(8) (略)

5 電圧調整器

(1) 構造

イ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が 30V 以下の充電部及び口出し線を除く。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外かくによりおおわれており、かつ、容易に取りはずすことができる部分を取りはずし、次の(イ)から(ニ)に掲げる試験を旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指を用いて

いて行ったとき、これに適合すること。

なお、カバー付ナイフスイッチ、カバースイッチ等を使用する場合は、端子部等の充電部が容易に露出しないこと。

(イ)～(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

(2)～(5) (略)

附表第一～附表第四 (略)

別表第七 (略)

別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）
別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

1 共通の事項

(1) 材料

イ 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。

なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあつては、2026旧解釈別表第三2 (1) ロ (ニ) a 又は b に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあつては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、2024旧解釈別表第四1 (1) ロ (イ) から (ト) に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるお

行ったとき、これに適合すること。

なお、カバー付ナイフスイッチ、カバースイッチ等を使用する場合は、端子部等の充電部が容易に露出しないこと。

(イ)～(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

(2)～(5) (略)

附表第一～附表第四 (略)

別表第七 (略)

別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）
別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

1 共通の事項

(1) 材料

イ 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。

なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあつては、別表第三2 (1) ロ (ニ) a 又は b に適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあつては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、旧解釈別表第四1 (1) ロ (イ) から (ト) に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるおそれ

そのないものにあつては、この限りでない。

ハ～ホ (略)

ヘ 導電材料は、次に適合すること。

(イ) (略)

(ロ) (イ) 以外の部分にあつては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は2026旧解釈別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであつて危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

ト (略)

チ 電源電線用端子ねじの材料は、銅、銅合金、ステンレス鋼又は2026旧解釈別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）であること。

リ アース用端子の材料は、十分な機械的強度を有するさび難いものであること。

器体の内部のアース用端子であつて、2026旧解釈別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼は、「さび難いもの」とみなす。

ヌ・ル (略)

(2) 構造

のないものにあつては、この限りでない。

ハ～ホ (略)

ヘ 導電材料は、次に適合すること。

(イ) (略)

(ロ) (イ) 以外の部分にあつては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであつて危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

ト (略)

チ 電源電線用端子ねじの材料は、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）であること。

リ アース用端子の材料は、十分な機械的強度を有するさび難いものであること。

器体の内部のアース用端子であつて、別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼は、「さび難いもの」とみなす。

ヌ・ル (略)

(2) 構造

イ (略)

ロ 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(イ) 2024旧解釈別表第四 1 (2) ロ (イ) に同じ。

(ロ) 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、次の a 又は b のいずれかのものをいう。

a (略)

b 通信回線 (2024旧解釈別表第四 1 (2) ロ (イ) に掲げるものを除く。) を利用した遠隔操作機構を有する機器で次の全てに適合するもの。

(a) ~ (d) (略)

(e) 通信回線 (2024旧解釈別表第四 1 (2) ロ (イ) に掲げるもの及び公衆回線を除く。) において、次の対策を遠隔操作される機器側に講じていること。

i~iii (略)

(f) ~ (i) (略)

ハ~ホ (略)

ヘ 充電部には、次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で2024旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指が触れないこと。

管球類を使用するものにあつては、これらを通常の動作状態に装着した状態で試験を行う。

「試験指」に加える力は、30N とする。ただし、卓上形のもの

イ (略)

ロ 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(イ) 旧解釈別表第四 1 (2) ロ (イ) に同じ。

(ロ) 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、次の a 又は b のいずれかのものをいう。

a (略)

b 通信回線 (旧解釈別表第四 1 (2) ロ (イ) に掲げるものを除く。) を利用した遠隔操作機構を有する機器で次の全てに適合するもの。

(a) ~ (d) (略)

(e) 通信回線 (旧解釈別表第四 1 (2) ロ (イ) に掲げるもの及び公衆回線を除く。) において、次の対策を遠隔操作される機器側に講じていること。

i~iii (略)

(f) ~ (i) (略)

ハ~ホ (略)

ヘ 充電部には、次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指が触れないこと。

管球類を使用するものにあつては、これらを通常の動作状態に装着した状態で試験を行う。

「試験指」に加える力は、30N とする。ただし、卓上形のもの

の底面、床上形のもの（据置き形のものに限る。）の裏面及び底面（器体の質量が 40kg を超えるもので、床面から器体の底面までの高さが 5 cm以下のものにあつては、その高さの 2倍の長さを底面の外縁から内側に及ぼした範囲）並びに天井取付け形（容易に人が触れるおそれのない場所に取り付けるものを含む。）のもの

の外面及び開口部にあつては 10N とする。
携帯用テレビジョンカメラのレンズ用マウントの内部にあつては、試験指に加える力は、10N とする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 構造上充電部を露出して使用することがやむをえない器具の露出する充電部であつて、絶縁変圧器に接続された 2 次側の回路の対地電圧及び線間電圧が交流にあつては 30V 以下、直流にあつては 45V 以下のもの並びに 1k Ω の抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA 以下のもの

a (略)

b 2024旧解釈別表第四 1 (2) ハ (ハ) b (a) から (c) までに同じ。(以下別表第八において同じ。)

c (略)

(ニ)・(ホ) (略)

ト 極性が異なる充電部相互間、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間及び充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ次の表に適合すること。ただし、(イ)

の底面、床上形のもの（据置き形のものに限る。）の裏面及び底面（器体の質量が 40kg を超えるもので、床面から器体の底面までの高さが 5 cm以下のものにあつては、その高さの 2倍の長さを底面の外縁から内側に及ぼした範囲）並びに天井取付け形（容易に人が触れるおそれのない場所に取り付けるものを含む。）のもの

の外面及び開口部にあつては 10N とする。
携帯用テレビジョンカメラのレンズ用マウントの内部にあつては、試験指に加える力は、10N とする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 構造上充電部を露出して使用することがやむをえない器具の露出する充電部であつて、絶縁変圧器に接続された 2 次側の回路の対地電圧及び線間電圧が交流にあつては 30V 以下、直流にあつては 45V 以下のもの並びに 1k Ω の抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA 以下のもの

a (略)

b 旧解釈別表第四 1 (2) ハ (ハ) b (a) から (c) に同じ。(以下別表第八において同じ。)

c (略)

(ニ)・(ホ) (略)

ト 極性が異なる充電部相互間、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間及び充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ次の表に適合すること。ただし、(イ)

から（ハ）に掲げる部分にあつては、この限りでない。

「充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間」の空間距離（沿面距離を含む。）は、開口部（くぼみを含む。）を有するものにあつては、2024旧解釈別表第四 1（2）タ（イ）fによる。

造営材等に取り付けた状態で容易に人が触れるおそれのない取付け面側の充電部と取付け面との「空間距離（沿面距離を含む。）」は、規定された値（最低 6 mmとする。）以上であること。

器具又は器具の部分の区分		空間距離（沿面距離を含む。）
イ 電気かみそり、電気バリカン、電気つめみがき機、電気ナイフ、電気歯ブラシ及び電気はさみ並びに手持ち形の電気マッサージ器、電気吸入器及びエレクトロニックフラッシュ（これらのうちハ及びニに掲げる部分を除く。）		附表第一の値以上
ロ イに掲げるもの以外のもの（これらのうちハ及びニに掲げる部分を除く。）		附表第二の値以上
ハ 線間電圧又は対地電圧が 15V 以下の充電部分（使用者が接続するねじ止め端子部を除く。）	耐湿性の絶縁被膜を有するもの	0.5 mm以上
	その他のもの	1 mm以上

から（ハ）に掲げる部分にあつては、この限りでない。

「充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間」の空間距離（沿面距離を含む。）は、開口部（くぼみを含む。）を有するものにあつては、旧解釈別表第四 1（2）タ（イ）fによる。

造営材等に取り付けた状態で容易に人が触れるおそれのない取付け面側の充電部と取付け面との「空間距離（沿面距離を含む。）」は、規定された値（最低 6 mmとする。）以上であること。

器具又は器具の部分の区分		空間距離（沿面距離を含む。）
イ 電気かみそり、電気バリカン、電気つめみがき機、電気ナイフ、電気歯ブラシ及び電気はさみ並びに手持ち形の電気マッサージ器、電気吸入器及びエレクトロニックフラッシュ（これらのうちハ及びニに掲げる部分を除く。）		附表第一の値以上
ロ イに掲げるもの以外のもの（これらのうちハ及びニに掲げる部分を除く。）		附表第二の値以上
ハ 線間電圧又は対地電圧が 15V 以下の充電部分（使用者が接続するねじ止め端子部を除く。）	耐湿性の絶縁被膜を有するもの	0.5 mm以上
	その他のもの	1 mm以上

<p>ニ 電動機の整流子部</p>	<p>2024旧解釈別表第七1(2)ニの表の値(電動機に定格出力の表示がないものにあつては、通常の使用状態における入力65%を定格出力とした場合の表の値)以上</p>	<p>ニ 電動機の整流子部</p>	<p>旧解釈別表第七1(2)ニの表の値(電動機に定格出力の表示がないものにあつては、通常の使用状態における入力65%を定格出力とした場合の表の値)以上</p>
<p>(備考) 空間距離は、器具の外表面にあつては30N、器具の内部にあつては2Nの力を距離が最も小さくなるように加えて測定したときの距離とする。</p>		<p>(備考) 空間距離は、器具の外表面にあつては30N、器具の内部にあつては2Nの力を距離が最も小さくなるように加えて測定したときの距離とする。</p>	
<p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であつて、次の試験を行ったとき、これに適合するもの。この場合の用語の定義は、<u>2024旧解釈別表第四1(2)タ(イ)h及びi</u>による。</p> <p>a 極性が異なる充電部相互間を短絡した場合に、短絡回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>この場合の試験方法は次による。</p> <p>(a) <u>2024旧解釈別表第四1(2)タ(ロ)a(a)</u>から(d)に同じ。</p> <p>(b) (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>チ 絶縁物の厚さについては、<u>2024旧解釈別表第四1(2)レ</u>の規定を準用すること。</p>		<p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であつて、次の試験を行ったとき、これに適合するもの。この場合の用語の定義は、<u>旧解釈別表第四1(2)タ(イ)h及びi</u>による。</p> <p>a 極性が異なる充電部相互間を短絡した場合に、短絡回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>この場合の試験方法は次による。</p> <p>(a) <u>旧解釈別表第四1(2)タ(ロ)a(a)</u>から(d)に同じ。</p> <p>(b) (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>チ 絶縁物の厚さについては、<u>旧解釈別表第四1(2)レ</u>の規定を準用すること。</p>	

リ～ヲ (略)

ワ 器具間を接続する電線（2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものを除く。）が短絡、過電流等の異常を生じたとき動作するヒューズ、過電流保護装置その他の保護装置を設けること。ただし、短絡、過電流等の異常が生じた場合において、部品の燃焼、充電部の露出等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

カ～ソ (略)

ツ アース機構を有するものにあつては、次に適合すること。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) アース機構の表示は、次に適合すること。

a アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは2024旧解釈別表第四 1 (2) ネ

(イ) a 及び b による。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。

b アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは2024旧解釈別表第四 1 (2) ネ (ロ) a から d による。ただし、器体の内部にある端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。

(ホ) アース用端子は、次に適合すること。

a アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができ

リ～ヲ (略)

ワ 器具間を接続する電線（旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものを除く。）が短絡、過電流等の異常を生じたとき動作するヒューズ、過電流保護装置その他の保護装置を設けること。ただし、短絡、過電流等の異常が生じた場合において、部品の燃焼、充電部の露出等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

カ～ソ (略)

ツ アース機構を有するものにあつては、次に適合すること。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) アース機構の表示は、次に適合すること。

a アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは旧解釈別表第四 1 (2) ネ (イ) a 及び b による。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。

b アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは旧解釈別表第四 1 (2) ネ (ロ) a から d による。ただし、器体の内部にある端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。

(ホ) アース用端子は、次に適合すること。

a アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができ

ること。

確実に取り付けることができるとは、2024旧解釈別表第四1（2）ナ（イ）a及びbによる。

b・c（略）

ネ（略）

ナ 通常の使用状態において人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護わく又は保護網を取り付けてあること。ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

回転が目視により容易に判断できるもの又は触れた場合に危険である旨の表示が見やすい箇所にあるものにあつては2024旧解釈別表第四1（2）ハに掲げる試験指を 2N で、その他のものにあつては 10N の力で押し込んだとき、試験指が触れない可動部は、「容易に触れるおそれがないように適当な保護枠又は保護網を取り付けてある」ものとみなす。

ラ～マ（略）

ケ 外郭にあつては、質量が 250g で、ロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mmの球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に 1回（二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、3回）落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度 R100の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mmの球面を有する衝撃片によって 1回（二重絶縁構造のものであつて透

ること。

確実に取り付けることができるとは、旧解釈別表第四1（2）ナ（イ）a及びbによる。

b・c（略）

ネ（略）

ナ 通常の使用状態において人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護わく又は保護網を取り付けてあること。ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

回転が目視により容易に判断できるもの又は触れた場合に危険である旨の表示が見やすい箇所にあるものにあつては旧解釈別表第四1（2）ハに掲げる試験指を 2N で、その他のものにあつては 10N の力で押し込んだとき、試験指が触れない可動部は、「容易に触れるおそれがないように適当な保護枠又は保護網を取り付けてある」ものとみなす。

ラ～マ（略）

ケ 外郭にあつては、質量が 250g で、ロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mmの球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に 1回（二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、3回）落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度 R100の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mmの球面を有する衝撃片によって 1回（二重絶縁構造のものであつて透

光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、3回) 加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。

ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであつて、表面積が4 cm²以下であり、かつ、器体の外郭の表面から10 mm以上突出していないものにあつては、この限りでない。

種類	高さ(cm)
天井取り付け用器具及び照明器具	14
その他のもの	20

なお、2024旧解釈別表第四 1 (2) レ (イ) dに規定された衝撃力も同等の衝撃力とみなす。

フ～ア (略)

サ 接続器を使用しないで接続される電源電線等(器具間を接続する電線及び機能上やむをえず器体の外部に露出する電線であつて、線間電圧及び対地電圧が60V以下のものを除く。以下サにおいて同じ。)の器体を貫通する部分(以下「貫通部」という。)は、次の図に示す試験装置の可動板の中心と貫通部とを一致させて、電源電線等が可動範囲の中央で折り曲らずに鉛直になるように器体を取り付け、電源電線等の先に500g(自重が500g未満のものにあつては、自重とする。)のおもりをつるして可動板を左右交互におのおの次の表に示す角度及び速さで連続して2,000回往復する操作を行ったとき、電源電線等が短絡せず、かつ、素線

光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、3回) 加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。

ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであつて、表面積が4 cm²以下であり、かつ、器体の外郭の表面から10 mm以上突出していないものにあつては、この限りでない。

種類	高さ(cm)
天井取り付け用器具及び照明器具	14
その他のもの	20

なお、旧解釈別表第四 1 (2) レ (イ) dに規定された衝撃力も同等の衝撃力とみなす。

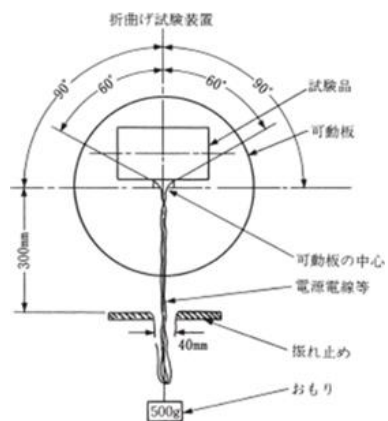
フ～ア (略)

サ 接続器を使用しないで接続される電源電線等(器具間を接続する電線及び機能上やむをえず器体の外部に露出する電線であつて、線間電圧及び対地電圧が60V以下のものを除く。以下サにおいて同じ。)の器体を貫通する部分(以下「貫通部」という。)は、次の図に示す試験装置の可動板の中心と貫通部とを一致させて、電源電線等が可動範囲の中央で折り曲らずに鉛直になるように器体を取り付け、電源電線等の先に500g(自重が500g未満のものにあつては、自重とする。)のおもりをつるして可動板を左右交互におのおの次の表に示す角度及び速さで連続して2,000回往復する操作を行ったとき、電源電線等が短絡せず、かつ、素線

の断線率が 30%以下であること。ただし、固定して使用するもの、すえ置き形のものその他これらに類するものであって、通常の使用状態において定置して使用するもの（やぐら付き置き用形及び卓用形の電気こたつを除く。）及び電源電線等を収納する巻取機構を有するものの電源電線等にあつては、この限りでない。

品名	角度(°)	往復の速さ(回/分)
電気アイロン	90	40
電気あんか		
電気こたつ		
扇風機	60	10
その他のもの	60	40

(備考)往復の速さにおける回数は左右おのおの 1 回と数える。

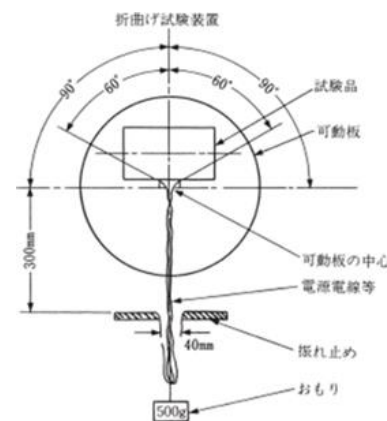


この場合の用語の定義及び試験方法は、2024旧解釈別表第四 1 (2) ラ (イ) から (へ) による。

の断線率が 30%以下であること。ただし、固定して使用するもの、すえ置き形のものその他これらに類するものであって、通常の使用状態において定置して使用するもの（やぐら付き置き用形及び卓用形の電気こたつを除く。）及び電源電線等を収納する巻取機構を有するものの電源電線等にあつては、この限りでない。

品名	角度(°)	往復の速さ(回/分)
電気アイロン	90	40
電気あんか		
電気こたつ		
扇風機	60	10
その他のもの	60	40

(備考)往復の速さにおける回数は左右おのおの 1 回と数える。



この場合の用語の定義及び試験方法は、旧解釈別表第四 1 (2) ラ (イ) から (へ) による。

キ (略)

ユ 合成樹脂の外郭（透光性又は透視性を必要とするもの及び機能上可撓性、機械的強度等を必要とするものを除く。）を有するものにあつては、その外郭は難燃性を有するものであること。

「難燃性を有するもの」とは、次のいずれかに適合することをいう。

(イ) 外郭の外面の 9cm^2 以上の正方形の平面部分（外郭に 9cm^2 以上の正方形の平面部分を有しないものにあつては、原厚のまま一辺の長さが 3cm の正方形に切り取った試験片。）を水平面に対して約 45° に傾斜させた状態において当該平面部分の中央部に、ノズルの内径が 0.5mm のガスバーナーの空気口を閉じた状態で燃焼させた長さ約 20mm の炎の先端を垂直下から 5 秒間あて炎を取り去ったとき、燃焼しないもの。

なお、この場合の用語の定義は2024旧解釈別表第四 2 (1)

ホ (ハ) a から c による。

(ロ) (略)

メ～ヒ (略)

モ 電熱器具であつて、器体と電源電線とを接続する接続器を有するものにあつては、その接続器は、次に適合すること。

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 2024旧解釈別表第四附表第二 1 の開閉試験に適合すること。

この場合において、開閉回数は $10,000$ 回とし、最初の $5,000$ 回は電熱器具の定格電流を通じ、後の $5,000$ 回は器具の始動電流を通じるものとする。

セ～イイ (略)

キ (略)

ユ 合成樹脂の外郭（透光性又は透視性を必要とするもの及び機能上可撓性、機械的強度等を必要とするものを除く。）を有するものにあつては、その外郭は難燃性を有するものであること。

「難燃性を有するもの」とは、次のいずれかに適合することをいう。

(イ) 外郭の外面の 9cm^2 以上の正方形の平面部分（外郭に 9cm^2 以上の正方形の平面部分を有しないものにあつては、原厚のまま一辺の長さが 3cm の正方形に切り取った試験片。）を水平面に対して約 45° に傾斜させた状態において当該平面部分の中央部に、ノズルの内径が 0.5mm のガスバーナーの空気口を閉じた状態で燃焼させた長さ約 20mm の炎の先端を垂直下から 5 秒間あて炎を取り去ったとき、燃焼しないもの。

なお、この場合の用語の定義は旧解釈別表第四 2 (1) ホ

(ハ) a から c による。

(ロ) (略)

メ～ヒ (略)

モ 電熱器具であつて、器体と電源電線とを接続する接続器を有するものにあつては、その接続器は、次に適合すること。

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 旧解釈別表第四附表第二 1 の開閉試験に適合すること。この

場合において、開閉回数は $10,000$ 回とし、最初の $5,000$ 回は電熱器具の定格電流を通じ、後の $5,000$ 回は器具の始動電流を通じるものとする。

セ～イイ (略)

(3) 部品及び附属品

イ 部品又は附属品の定格電圧、定格電流及び許容電流は、これらに加わる最大電圧又はこれらに流れる最大電流以上であること。

この場合の用語の定義は2024旧解釈別表第四 1 (3) イ (イ) から (ホ) による。

ロ 電源電線等は、この表に特別に規定するものを除き、別表第六 1 (3) ロの規定に適合すること。ただし、金糸コードにあつては、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであつて、かつ、定格電流が 0.5A 以下の電気かみそり、電気バリカン、電気マッサージ器その他の手持ち形の軽小な器具に使用する長さが2.5m 以下のものとする。

ハ・ニ (略)

ホ 電熱装置から発生する熱によって動作し、かつ、接点を機械的に開閉することにより温度を調節する構造の自動温度調節器（自動復帰形温度過昇防止装置を含む。）にあつては、2024旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、へ、チ、ヌ及びヲ並びに2024旧解釈別表第四附表第四 1の規定に適合するほか、次に適合すること。

(イ)・(ロ) (略)

へ 温度により動作する自動スイッチは、2024旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ及びヲ並びに2024旧解釈別表第四附表第四 1の規定に適合するほか、次に適合すること。

(イ)・(ロ) (略)

ト 電動機操作用スイッチ（電気かみそり、電気バリカン又は電気

(3) 部品および附属品

イ 部品または附属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。

この場合の用語の定義は旧解釈別表第四 1 (3) イ (イ) から (ホ) による。

ロ 電源電線等は、この表に特別に規定するものを除き、別表第六 1 (3) ロの規定に適合すること。ただし、金糸コードにあつては、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであつて、かつ、定格電流が 0.5A 以下の電気かみそり、電気バリカン、電気マッサージ器その他の手持ち形の軽小な器具に使用する長さが2.5m 以下のものとする。

ハ・ニ (略)

ホ 電熱装置から発生する熱によって動作し、かつ、接点を機械的に開閉することにより温度を調節する構造の自動温度調節器（自動復帰形温度過昇防止装置を含む。）にあつては、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、へ、チ、ヌ及びヲ並びに旧解釈別表第四附表第四 1の規定に適合するほか、次に適合すること。

(イ)・(ロ) (略)

へ 温度により動作する自動スイッチは、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ及びヲ並びに旧解釈別表第四附表第四 1の規定に適合するほか、次に適合すること。

(イ)・(ロ) (略)

ト 電動機操作用スイッチ（電気かみそり、電気バリカン又は電気

つめみがき機に使用するものを除く。)は、2024旧解釈別表第四1 (1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ヲ、ワ、カ、ツ及びム並びに2024旧解釈別表第四附表第四1の規定に適合するほか、次に適合すること。

温度上昇試験において、接点材料の取り扱いは、2024旧解釈別表第四附表第三(1)から(3)による。

(イ)～(ハ) (略)

チ 点滅器(電動機操作スイッチ及び線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下であつて、かつ、100mA以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。)にあつては、2024旧解釈別表第四1 (1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに2(1)イ及びハ並びに2(2)ロ、ヘ、ト、リ及びヌの規定に適合すること。この場合において、2024旧解釈別表第四附表第二1の開閉試験における負荷の力率は、約1とすることができる。

開閉試験は2024旧解釈別表第四1 (3)ニ(イ)及び(ロ)による。

リ 開閉器(電動機操作スイッチ及び線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下であつて、かつ、100mA以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。)にあつては、2024旧解釈別表第四1 (1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに3(1)ロ、ハ、ヘ、ト、ヌ及びヲ並びに3(3)イ、チ、リ、ル、ワ、カ及びヨの規定に適合すること。こ

つめみがき機に使用するものを除く。)は、旧解釈別表第四1 (1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ヲ、ワ、カ、ツ及びム並びに旧解釈別表第四附表第四1の規定に適合するほか、次に適合すること。

温度上昇試験において、接点材料の取り扱いは、旧解釈別表第四附表第三(1)から(3)による。

(イ)～(ハ) (略)

チ 点滅器(電動機操作スイッチ及び線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下であつて、かつ、100mA以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。)にあつては、旧解釈別表第四1 (1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに2(1)イ及びハ並びに2(2)ロ、ヘ、ト、リ及びヌの規定に適合すること。この場合において、旧解釈別表第四附表第二1の開閉試験における負荷の力率は、約1とすることができる。

開閉試験は旧解釈別表第四1 (3)ニ(イ)及び(ロ)による。

リ 開閉器(電動機操作スイッチ及び線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下であつて、かつ、100mA以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。)にあつては、旧解釈別表第四1 (1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに3(1)ロ、ハ、ヘ、ト、ヌ及びヲ並びに3(3)イ、チ、リ、ル、ワ、カ及びヨの規定に適合すること。この場合

の場合において、2024旧解釈別表第四附表第二の開閉試験における負荷の力率は、約 1 とすることができる。

ヌ 接続器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、2024旧解釈別表第四 1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに 6（1）イ、ハ、ニ、ホ及びヌ並びに 6（3）ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。

ル・ヲ （略）

ワ 電動機（電動力応用機械器具に使用するものを除く。）は、2024旧解釈別表第七 1（1）、（2）イ、ロ、ヘ及びト、（5）並びに（6）の規定に適合すること。

カ コンデンサーは、2024旧解釈別表第四 1（3）チの規定に適合すること。

ヨ～レ （略）

（4）～（6） （略）

（7）二重絶縁構造

二重絶縁構造のものにあっては、次に適合すること。

イ 充電部と器体の表面との間には、（イ）に適合する基礎絶縁及び（ロ）に適合する付加絶縁を施してあること。ただし、構造上やむを得ない部分であって、充電部と器体の表面との間に

において、旧解釈別表第四附表第二の開閉試験における負荷の力率は、約 1 とすることができる。

ヌ 接続器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四 1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに 6（1）イ、ハ、ニ、ホ及びヌ並びに 6（3）ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。

ル・ヲ （略）

ワ 電動機（電動力応用機械器具に使用するものを除く。）は、旧解釈別表第七 1（1）、（2）イ、ロ、ヘ及びト、（5）並びに（6）の規定に適合すること。

カ コンデンサーは、旧解釈別表第四 1（3）チの規定に適合すること。

ヨ～レ （略）

（4）～（6） （略）

（7）二重絶縁構造

二重絶縁構造のものにあっては、次に適合すること。

イ 充電部と器体の表面との間には、（イ）に適合する基礎絶縁及び（ロ）に適合する付加絶縁を施してあること。ただし、構造上やむを得ない部分であって、充電部と器体の表面との間に

(ハ) に適合する強化絶縁が施されている場合は、この限りでない。この場合において、基礎絶縁又は付加絶縁は、絶縁物により絶縁されていること。

(イ) 基礎絶縁は、次のいずれかに適合すること。

a 絶縁物の厚さは、2024旧解釈別表第四 1 (2) レ

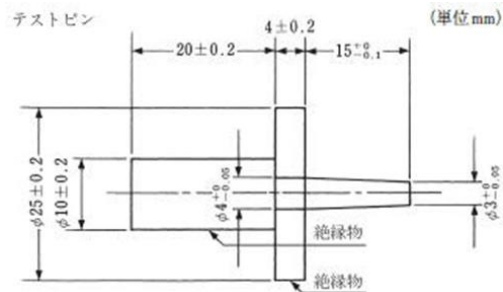
(ロ) 及び (ハ) に適合すること。

b (略)

(ロ) ・ (ハ) (略)

ロ (略)

ハ 次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、2024旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指にあっては充電部及び基礎絶縁物に、次の図に示すテストピンにあっては充電部に触れないこと。



(イ) ~ (ハ) (略)

ニ~ヌ (略)

ル 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規

(ハ) に適合する強化絶縁が施されている場合は、この限りでない。この場合において、基礎絶縁又は付加絶縁は、絶縁物により絶縁されていること。

(イ) 基礎絶縁は、次のいずれかに適合すること。

a 絶縁物の厚さは、旧解釈別表第四 1 (2) レ (ロ) 及

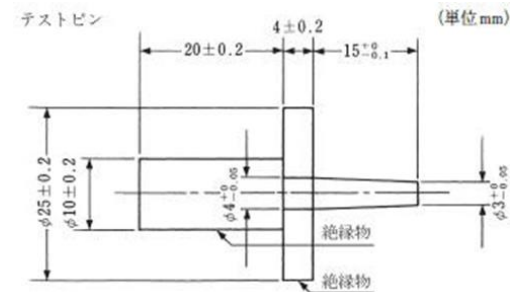
び (ハ) に適合すること。

b (略)

(ロ) ・ (ハ) (略)

ロ (略)

ハ 次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指にあっては充電部及び基礎絶縁物に、次の図に示すテストピンにあっては充電部に触れないこと。



(イ) ~ (ハ) (略)

ニ~ヌ (略)

ル 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に

定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。
ただし、電気かみそり、電気バリカン、電気マッサージ器その他の手持ち形の軽小な器具に使用する電源電線であって、次に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) 定格電流が 1A 以下のものに使用する電源電線であつて、その断面積が 0.75 mm²以上の2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード（より合わせコードを除く。）

(ロ) 定格電流が 0.5A 以下のものに使用する電源電線（長さが 2.5m 以下のものに限る。）であつて、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する金糸コード

ヲ（略）

(8) ~ (10)（略）

(11) 太陽電池モジュール

太陽電池モジュールを有するものにあつては、次に適合すること。

イ（略）

ロ 構造

(イ) ~ (ホ)（略）

(ヘ) 太陽電池モジュールに接続される電線は、短絡電流に耐えるものであること。

「短絡電流に耐えるもの」とは、2024旧解釈別表第四1

適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。ただし、電気かみそり、電気バリカン、電気マッサージ器その他の手持ち形の軽小な器具に使用する電源電線であつて、次に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) 定格電流が 1A 以下のものに使用する電源電線であつて、その断面積が 0.75 mm²以上の旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード（より合わせコードを除く。）

(ロ) 定格電流が 0.5A 以下のものに使用する電源電線（長さが 2.5m 以下のものに限る。）であつて、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する金糸コード

ヲ（略）

(8) ~ (10)（略）

(11) 太陽電池モジュール

太陽電池モジュールを有するものにあつては、次に適合すること。

イ（略）

ロ 構造

(イ) ~ (ホ)（略）

(ヘ) 太陽電池モジュールに接続される電線は、短絡電流に耐えるものであること。

「短絡電流に耐えるもの」とは、旧解釈別表第四1

<p>(3) イ (ハ) に適合することをいう。</p> <p>(ト) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>2 電気用品安全法施行令 (昭和三十七年政令第三百二十四号) 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(1) 電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び観賞植物用ヒーター</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 屋外用の電気ストーブ、サウナバス用電熱器及び観賞植物用ヒーターの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>(ハ) 電気ストーブにあつては、次に適合すること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c bに掲げるもの以外のものにあつては、発熱体には<u>2024旧解釈別表第四 1 (2) ハ</u>の図に示す試験指が接触しない構造であること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p>	<p>(3) イ (ハ) に適合することをいう。</p> <p>(ト) (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>2 電気用品安全法施行令 (昭和三十七年政令第三百二十四号) 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(1) 電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び観賞植物用ヒーター</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 屋外用の電気ストーブ、サウナバス用電熱器及び観賞植物用ヒーターの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>(ハ) 電気ストーブにあつては、次に適合すること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c bに掲げるもの以外のものにあつては、発熱体には<u>旧解釈別表第四 1 (2) ハ</u>の図に示す試験指が接触しない構造であること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p>
--	--

<p>d～h (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(12) 電気茶沸器<u>及び</u>電気温水器</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ホ)～(リ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(13)～(19) (略)</p> <p>(20) 採暖用、調理用又は理容用の電熱器具（(1)から(19)までに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 屋外、厨房、浴室等の水がかかるおそれのある場所において使用する器具の電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上</p>	<p>d～h (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>(12) 電気茶沸器<u>および</u>電気温水器</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ホ)～(リ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(13)～(19) (略)</p> <p>(20) 採暖用、調理用又は理容用の電熱器具（(1)から(19)までに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 屋外、厨房、浴室等の水がかかるおそれのある場所において使用する器具の電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のも</p>
--	---

のものであること。

(ハ)・(ニ) (略)

ロ～ト (略)

(21)～(23) (略)

(24) 湿潤器、電気スチームバス及び電気湯のし器

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 電気スチームバスの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ト (略)

(25) (略)

(26) 電気サウナバス

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ヘ)・(ト) (略)

のであること。

(ハ)・(ニ) (略)

ロ～ト (略)

(21)～(23) (略)

(24) 湿潤器、電気スチームバス及び電気湯のし器

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 電気スチームバスの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ト (略)

(25) (略)

(26) 電気サウナバス

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ヘ)・(ト) (略)

ロ～へ (略)

(27)・(28) (略)

(28の2) 電気焼成炉、こて加熱器、電気溶解器その他の工作用又は
工芸用の電熱器具((28)に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 据置き形のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(29) (略)

(30) 投込み湯沸器

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 定格消費電力が 600W を超えるものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

ロ～へ (略)

(27)・(28) (略)

(28の2) 電気焼成炉、こて加熱器、電気溶解器その他の工作用又は
工芸用の電熱器具((28)に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(29) (略)

(30) 投込み湯沸器

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 定格消費電力が 600W を超えるものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(3 1) 電気瞬間湯沸器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(3 2) 水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ハ) ・ (ニ) (略)

ロ～ニ (略)

(3 3) 電熱ボード、電熱シート及び電熱マット

イ 構造

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケー

(3 1) 電気瞬間湯沸器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(3 2) 水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ハ) ・ (ニ) (略)

ロ～ニ (略)

(3 3) 電熱ボード、電熱シートおよび電熱マット

イ 構造

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケー

ブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。ただし、定格電圧が 150V 以下で定格消費電力が 100W 以下の乾燥した場所で使用する旨の表示を有するものにあつては、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコードであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものとするができる。

(ニ) ~ (リ) (略)
ロ~ト (略)

(3 4) 電気育苗器

イ 構造

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。

ロ~ニ (略)

(3 5) 電気ふ卵器及び電気育すう器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。

であつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。ただし、定格電圧が 150V 以下で定格消費電力が 100W 以下の乾燥した場所で使用する旨の表示を有するものにあつては、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコードであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものとするができる。

(ニ) ~ (リ) (略)
ロ~ト (略)

(3 4) 電気育苗器

イ 構造

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。

ロ~ニ (略)

(3 5) 電気ふ卵器および電気育すう器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。

<p>(ハ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(36) 電気乾燥器</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 据置き形のものにあつては、電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u> <u>二</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(37) 電気プレス器</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 据置き形のもの電源電線にあつては、<u>2024旧解釈別表第一</u> の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>(38)～(40の3) (略)</p> <p>(40の4) 電熱式おもちゃ</p> <p>イ 構造</p>	<p>(ハ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(36) 電気乾燥器</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 据置き形のものにあつては、電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u> の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(37) 電気プレス器</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 据置き形のもの電源電線にあつては、<u>旧解釈別表第一</u> の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm² 以上のものであること。</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>(38)～(40の3) (略)</p> <p>(40の4) 電熱式おもちゃ</p> <p>イ 構造</p>
---	--

(イ)～(へ) (略)

(ト) 屋外用のもの(充電式のものであって、充電中以外は電源電線を器体に収納するものを除く。)及び据置き形のもの(の電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(4 1) 扇風機、換気扇、サーキュレーター及び送風機

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 屋外用のもの(の電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のもの

こと。

(へ)・(ト) (略)

ロ～ホ (略)

(4 2) 電気冷房機及び電気除湿機

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 屋外用のもの(の電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のもの

(イ)～(へ) (略)

(ト) 屋外用のもの(充電式のものであって、充電中以外は電源電線を器体に収納するものを除く。)及び据置き形のもの(の電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(4 1) 扇風機、換気扇、サーキュレーターおよび送風機

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 屋外用のもの(の電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のもの

こと。

(へ)・(ト) (略)

ロ～ホ (略)

(4 2) 電気冷房機及び電気除湿機

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 屋外用のもの(の電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のもの

<p>ものであること。</p> <p>(ト)・(チ) (略)</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>(43)～(44の2) (略)</p> <p>(44の3) 電気加湿器</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 卓上形以外のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(44の4) (略)</p> <p>(45) 空気清浄機及び電気除臭機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) 卓上形及び壁掛け形以外のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm²以上のものであること。</p>	<p>であること。</p> <p>(ト)・(チ) (略)</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>(43)～(44の2) (略)</p> <p>(44の3) 電気加湿器</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 卓上形以外のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(44の4) (略)</p> <p>(45) 空気清浄機及び電気除臭機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) 卓上形及び壁掛け形以外のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第二</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm²以上のものであること。</p>
---	---

<p>ロ～ニ (略)</p> <p>(45の2) 電気芳香拡散機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 据置き形のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(46) 電気掃除機、電気黒板ふきクリーナー、電気レコードクリーナーその他の電気吸じん機及び電気床みがき機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) 電気掃除機であって定格消費電力が 500W を超えるもの、電気床みがき機又は屋外用のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ロ)～(ニ) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(47) (略)</p> <p>(48) 電気洗たく機及び電気脱水機</p>	<p>ロ～ニ (略)</p> <p>(45の2) 電気芳香拡散機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 据置き形のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(46) 電気掃除機、電気黒板ふきクリーナー、電気レコードクリーナーその他の電気吸じん機及び電気床みがき機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) 電気掃除機であって定格消費電力が 500W を超えるもの、電気床みがき機又は屋外用のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ロ)～(ニ) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(47) (略)</p> <p>(48) 電気洗たく機および電気脱水機</p>
---	---

イ 構造

(イ)～(チ) (略)

(リ) 卓上形以外のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ヌ)～(カ) (略)

ロ～ヘ (略)

(48の2) 運動用具又は娯楽用具の洗浄機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ハ)～(ヌ) (略)

ロ～ホ (略)

(49) 電気ポンプ、電気井戸ポンプ及び電気噴水機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 池水循環用ポンプにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、2024旧解釈別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器

イ 構造

(イ)～(チ) (略)

(リ) 卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ヌ)～(カ) (略)

ロ～ヘ (略)

(48の2) 運動用具又は娯楽用具の洗浄機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ハ)～(ヌ) (略)

ロ～ホ (略)

(49) 電気ポンプ、電気井戸ポンプ及び電気噴水機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 池水循環用ポンプにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、旧解釈別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器 (定格感

(定格感度電流が15mA以下のものに限る。)を有する構造のものであってアース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(二) (略)

(ホ) 屋外用のもの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(50) 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケース

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、2024旧解釈別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器(定格感度電流が15mA以下のものに限る。)を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであつて、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(ヘ) 冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースのもの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

度電流が15mA以下のものに限る。)を有する構造のものであつてアース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(二) (略)

(ホ) 屋外用のもの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(50) 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケースおよび冷凍用のショーケース

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、旧解釈別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器(定格感度電流が15mA以下のものに限る。)を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであつて、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(ヘ) 冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースのもの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

<p>(ト)～(ヲ) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(50の2) (略)</p> <p>(51) 電気冷水機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ヘ) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(51の2) (略)</p> <p>(52) 電気製氷機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ヘ (略)</p>	<p>(ト)～(ヲ) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(50の2) (略)</p> <p>(51) 電気冷水機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ヘ) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(51の2) (略)</p> <p>(52) 電気製氷機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ヘ (略)</p>
--	--

(53) 空気圧縮機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 卓上形以外のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(54) アイスクリームフリーザー（冷却装置を有するものに限る。）

イ (略)

ロ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ハ～ヘ (略)

(55) アイスクリームフリーザー（冷却装置を有するもの以外のものに限る。）

イ (略)

ロ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 水及び氷を使用するもの（卓上形のものを除く。）の電源電

(53) 空気圧縮機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(54) アイスクリームフリーザー（冷却装置を有するものに限る。）

イ (略)

ロ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ハ～ヘ (略)

(55) アイスクリームフリーザー（冷却装置を有するもの以外のものに限る。）

イ (略)

ロ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 水及び氷を使用するもの（卓上形のものを除く。）の電源電

線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ハ～ヘ (略)

(56) ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサー及びコーヒーひき機

イ (略)

ロ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 卓上形、手持ち形及び壁掛け形以外のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ハ～チ (略)

(56の2) 電気製めん機及び電気もちつき機

イ 構造

卓上形以外のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(57) 電気かん切機、電気肉ひき機、電気肉切り機及び電気パン切り

線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ハ～ヘ (略)

(56) ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサーおよびコーヒーひき機

イ (略)

ロ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 卓上形、手持ち形及び壁掛け形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ハ～チ (略)

(56の2) 電気製めん機及び電気もちつき機

イ 構造

卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(57) 電気かん切機、電気肉ひき機、電気肉切り機及び電気パン切り

<p>機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 卓上形以外のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(58)～(59) (略)</p> <p>(60) 電気食器洗い機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ト) (略)</p> <p>(チ) 据置き形のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(リ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(61) 電気洗米機及び野菜洗浄機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケー</p>	<p>機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 卓上形以外のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(58)～(59) (略)</p> <p>(60) 電気食器洗い機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ト) (略)</p> <p>(チ) 据置き形のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(リ) (略)</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(61) 電気洗米機及び野菜洗浄機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブル</p>
--	--

<p>ブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ハ) ~ (ヌ) (略)</p> <p>ロ~ホ (略)</p> <p>(6 1 の 2) 精米機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 据置き形のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ~ニ (略)</p> <p>(6 2) 電気氷削機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 卓上形以外のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ~ニ (略)</p> <p>(6 3) ディスポーザー</p> <p>イ 構造</p>	<p>であって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ハ) ~ (ヌ) (略)</p> <p>ロ~ホ (略)</p> <p>(6 1 の 2) 精米機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 据置き形のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ~ニ (略)</p> <p>(6 2) 電気氷削機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 卓上形以外のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ~ニ (略)</p> <p>(6 3) ディスポーザー</p> <p>イ 構造</p>
---	---

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(6 4) 電気グラインダー、電気サンダー、電気ポリッシャー、電気ドリル、電気かんな、電気のこぎり、電気金切り盤、電気ハンドシャー、電気みぞ切り機、電気角のみ機、電気チューブクリーナー、電気スケーリングマシン、電気タッパー、電気ナットランナー、電気スクリュードライバー、電気刃物研ぎ機その他の電動工具

イ 構造

(イ) 卓上形の電気刃物研ぎ機以外のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。ただし、据置き形で定格消費電力が 100W 未満のものの電源電線に2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード（単心コード及びより合わせコードを除く。）であって、断面積が 0.75 mm^2 以上のものを使用する場合は、この限りでない。

(ロ) ~ (ニ) (略)

ロ~ホ (略)

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(6 4) 電気グラインダー、電気サンダー、電気ポリッシャー、電気ドリル、電気かんな、電気のこぎり、電気金切り盤、電気ハンドシャー、電気みぞ切り機、電気角のみ機、電気チューブクリーナー、電気スケーリングマシン、電気タッパー、電気ナットランナー、電気スクリュードライバー、電気刃物研ぎ機その他の電動工具

イ 構造

(イ) 卓上形の電気刃物研ぎ機以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。ただし、据置き形で定格消費電力が 100W 未満のものの電源電線に旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード（単心コード及びより合わせコードを除く。）であって、断面積が 0.75 mm^2 以上のものを使用する場合は、この限りでない。

(ロ) ~ (ニ) (略)

ロ~ホ (略)

(65) 電気かみそり、電気バリカン及び電気つめみがき機

イ・ロ (略)

ハ 附属の操作用スイッチの性能

附属の操作用スイッチは、2024旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ヲ、ワ、カ、ツ及びムの規定に適合するほか、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加え、スイッチを開閉する操作を毎分 10 回の割合で 5,000 回行ったとき、スイッチに故障が生じないこと。この場合において、電気かみそり及び電気つめみがき機にあつては 5 分間開閉操作を行った後 1 分間、電気バリカンにあつては 10 分間開閉操作を行った後 5 分間開閉操作を停止するものとする。

ニ (略)

(66) ~ (66の2) (略)

(66の3) 理髪いす

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ (略)

(67) ~ (69) (略)

(65) 電気かみそり、電気バリカン及び電気つめみがき機

イ・ロ (略)

ハ 附属の操作用スイッチの性能

附属の操作用スイッチは、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ヲ、ワ、カ、ツ及びムの規定に適合するほか、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加え、スイッチを開閉する操作を毎分 10 回の割合で 5,000 回行ったとき、スイッチに故障が生じないこと。この場合において、電気かみそり及び電気つめみがき機にあつては 5 分間開閉操作を行った後 1 分間、電気バリカンにあつては 10 分間開閉操作を行った後 5 分間開閉操作を停止するものとする。

ニ (略)

(66) ~ (66の2) (略)

(66の3) 理髪いす

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ (略)

(67) ~ (69) (略)

(69の2) 電気ブラシ

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(69の3) 自動洗淨乾燥式便器

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ニ)～(ヘ) (略)

ロ～ホ (略)

(70) 謄写機及び複写機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 卓上形以外のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(69の2) 電気ブラシ

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(69の3) 自動洗淨乾燥式便器

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ニ)～(ヘ) (略)

ロ～ホ (略)

(70) 謄写機および複写機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

<p>ロ～ニ (略)</p> <p>(70の2) ラミネーター</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 据置き形のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(70の3)～(70の6) (略)</p> <p>(71) 自動販売機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 屋内用のもの以外のものにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、<u>2024旧解釈別表第四</u>の規定に適合する高速形の漏電遮断器(定格感度電流が 15mA 以下のものに限る。)を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであって、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p>	<p>ロ～ニ (略)</p> <p>(70の2) ラミネーター</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 据置き形のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(70の3)～(70の6) (略)</p> <p>(71) 自動販売機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 屋内用のもの以外のものにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、<u>旧解釈別表第四</u>の規定に適合する高速形の漏電遮断器(定格感度電流が 15mA 以下のものに限る。)を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであって、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p>
---	---

と。

- (ニ)～(ヌ) (略)
ロ～リ (略)

(71の2) 両替機

イ 構造

- (イ) (略)

(ロ) 屋内用のもの以外のものにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、2024旧解釈別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器（定格感度電流が 15mA 以下のものに限る。）を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであつて、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(ハ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。

- ロ・ハ (略)

(72) 包装機械

イ 構造

- (イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上

- (ニ)～(ヌ) (略)
ロ～リ (略)

(71の2) 両替機

イ 構造

- (イ) (略)

(ロ) 屋内用のもの以外のものにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、旧解釈別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器（定格感度電流が 15mA 以下のものに限る。）を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであつて、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。

- ロ・ハ (略)

(72) 包装機械

イ 構造

- (イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のも

のものであること。

ロ～ニ (略)

(72の2) おしぼり巻き機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(72の3) 電動脱穀機、電動もみ擦り機、電動わら打ち機、電動縄ない機、選卵器、洗卵器及び荷造り機械

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ハ (略)

(73) 電気噴霧機

イ 構造

(イ) (略)

のであること。

ロ～ニ (略)

(72の2) おしぼり巻き機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(72の3) 電動脱穀機、電動もみ擦り機、電動わら打ち機、電動縄ない機、選卵器、洗卵器及び荷造り機械

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ハ (略)

(73) 電気噴霧機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋外用のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(74) ほうじ茶機

イ 構造

電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(74の2) ・ (75) (略)

(76) 電気乾燥機 ((75) に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ホ) (略)

ロ～ホ (略)

(ロ) 屋外用のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(74) ほうじ茶機

イ 構造

電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(74の2) ・ (75) (略)

(76) 電気乾燥機 ((75) に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ホ) (略)

ロ～ホ (略)

(77) (略)

(78) 電気気ほう発生器（観賞魚用電気気ほう発生器を除く。）

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 浴そう用であって卓上形のもの及び卓上形以外のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(78の2) 浴槽用電気温水循環浄化器

イ 構造

(イ)～(ヘ) (略)

(ト) 器体には2024旧解釈別表第四の規定に適合する高速型の漏電遮断器（定格感度電流が 15mA 以下のものに限る。）を有すること。ただし、漏電遮断器は浴室内に設置してはならない。

(チ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(79) 電気捕虫機

イ 構造

(77) (略)

(78) 電気気ほう発生器（観賞魚用電気気ほう発生器を除く。）

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 浴そう用であって卓上形のもの及び卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(78の2) 浴槽用電気温水循環浄化器

イ 構造

(イ)～(ヘ) (略)

(ト) 器体には旧解釈別表第四の規定に適合する高速型の漏電遮断器（定格感度電流が 15mA 以下のものに限る。）を有すること。ただし、漏電遮断器は浴室内に設置してはならない。

(チ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(79) 電気捕虫機

イ 構造

<p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(80) 電気芝刈り機、電気草刈り機、電気刈込み機及び園芸用電気耕土機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(80の2) ベルトコンベア</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(80) 電気芝刈り機、電気草刈り機、電気刈込み機及び園芸用電気耕土機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(80の2) ベルトコンベア</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>ロ (略)</p>
---	---

(81) ~ (83) (略)

(84) 電動式おもちゃその他の電動力応用遊戯器具

イ 構造

屋外用のもの（充電式のものであって、充電中以外は電源電線を器体に収納するものを除く。）及び据置き形のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(85) ベル、ブザー及びチャイム

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(85の2) サイレン

イ 構造

屋外用のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(81) ~ (83) (略)

(84) 電動式おもちゃその他の電動力応用遊戯器具

イ 構造

屋外用のもの（充電式のものであって、充電中以外は電源電線を器体に収納するものを除く。）及び据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(85) ベル、ブザーおよびチャイム

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(85の2) サイレン

イ 構造

屋外用のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

<p>ること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(85の3) 電動かくはん機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) ~ (ハ) (略)</p> <p>(ニ) 卓上形のもの以外のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ホ)・(ヘ) (略)</p> <p>ロ ~ ハ (略)</p> <p>(85の4) (略)</p> <p>(85の5) 電気楽器及び電子楽器</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 電源を開閉するスイッチは、<u>2024旧解釈別表第四 2 (2) へ</u>(ロ)の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の$\sqrt{2}$倍以下であって、<u>2024旧解釈別表第四 2 (2) へ</u>(ハ)の規定に適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>と。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(85の3) 電動かくはん機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) ~ (ハ) (略)</p> <p>(ニ) 卓上形のもの以外のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>(ホ)・(ヘ) (略)</p> <p>ロ ~ ハ (略)</p> <p>(85の4) (略)</p> <p>(85の5) 電気楽器及び電子楽器</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 電源を開閉するスイッチは、<u>旧解釈別表第四 2 (2) へ</u>(ロ)の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の$\sqrt{2}$倍以下であって、<u>旧解釈別表第四 2 (2) へ</u>(ハ)の規定に適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
--	--

(85の6)～(86の3) (略)

(86の4) ハンドランプ

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するゴムキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブルを除く。)若しくはビニルキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ニ)～(チ) (略)

ロ～チ (略)

(86の5)～(86の6の2) (略)

(86の7) 白熱電灯器具及び放電灯器具((86)、(86の2)及び(86の4)に掲げるものを除く。)

イ (略)

ロ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ハ～ホ (略)

(85の6)～(86の3) (略)

(86の4) ハンドランプ

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するゴムキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブルを除く。)若しくはビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ニ)～(チ) (略)

ロ～チ (略)

(86の5)～(86の6の2) (略)

(86の7) 白熱電灯器具及び放電灯器具((86)、(86の2)及び(86の4)に掲げるものを除く。)

イ (略)

ロ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ハ～ホ (略)

(86の7の2) エル・イー・ディー・電灯器具 ((86)及び(86の4)に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ト)～(ル) (略)

ロ～ハ (略)

(86の8) 広告灯

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のものであつて、人が踏むおそれのある場所で使用するものにあつては、電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

(87) 庭園灯器具

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(86の7の2) エル・イー・ディー・電灯器具 ((86)及び(86の4)に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ト)～(ル) (略)

ロ～ハ (略)

(86の8) 広告灯

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のものであつて、人が踏むおそれのある場所で使用するものにあつては、電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

(87) 庭園灯器具

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するゴムキャブタイヤケーブル（1種キャブタイヤケーブルを除く。）若しくはビニルキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。

(へ) (略)

ロ～ト (略)

(88) 装飾用電灯器具

イ 構造

(イ) 電源電線及び光源相互間を接続する電線（器体の内部の配線に使用する電線を除く。以下イ及びロにおいて同じ。）は、次に適合すること。

a 屋内用のものにあつては、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、その断面積は次の表に掲げる値以上であること。この場合において、変圧器を有するものの1次側の電源電線にあつては、その断面積は 0.75 mm²以上とし、差込みプラグ（定格遮断電流が 500A 以上であつて定格電流が 3A 以下のヒューズを有するものに限る。）に附属する電線であつて、その長さが 2m 以下のものにあつては、その断面積は 0.5 mm²以上とすることができる。

装飾用電灯器具の種類	断面積 (mm ²)
口金のない電球を有するもの、E5 のソケットのもの又はさし込み口金のものであつてガラス球の外径が 7 mm 以下、長さが 50 mm 以下のもの	0.5

(ホ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するゴムキャブタイヤケーブル（1種キャブタイヤケーブルを除く。）若しくはビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。

(へ) (略)

ロ～ト (略)

(88) 装飾用電灯器具

イ 構造

(イ) 電源電線及び光源相互間を接続する電線（器体の内部の配線に使用する電線を除く。以下イ及びロにおいて同じ。）は、次に適合すること。

a 屋内用のものにあつては、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、その断面積は次の表に掲げる値以上であること。この場合において、変圧器を有するものの1次側の電源電線にあつては、その断面積は 0.75 mm²以上とし、差込みプラグ（定格遮断電流が 500A 以上であつて定格電流が 3A 以下のヒューズを有するものに限る。）に附属する電線であつて、その長さが 2m 以下のものにあつては、その断面積は 0.5 mm²以上とすることができる。

装飾用電灯器具の種類	断面積 (mm ²)
口金のない電球を有するもの、E5 のソケットのもの又はさし込み口金のものであつてガラス球の外径が 7 mm 以下、長さが 50 mm 以下のもの	0.5

E10、E12、E14 及び E17 のソケットのもの	0.75	E10、E12、E14 及び E17 のソケットのもの	0.75
<p>b 屋外用のものにあつては、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 電源に直接に接続するさし込みプラグ及び次に適合する送信用接続器 1 個以外の接続器を有しないこと。</p> <p>a <u>2024旧解釈別表第四 6 (1) ニ (ホ) a</u> に規定する接続器がかん合しないものであること。</p> <p>b～e (略)</p> <p>(二) ～ (へ) (略)</p> <p>ロ～チ (略)</p> <p>(89) ～ (93) (略)</p> <p>(94) テレビジョン受信機</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 電源を開閉するスイッチは、<u>2024旧解釈別表第四 2 (2) へ (ロ)</u> の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$ 倍以下であつて、<u>2024旧解釈別表</u></p>		<p>b 屋外用のものにあつては、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 電源に直接に接続するさし込みプラグ及び次に適合する送信用接続器 1 個以外の接続器を有しないこと。</p> <p>a <u>旧解釈別表第四 6 (1) ニ (ホ) a</u> に規定する接続器がかん合しないものであること。</p> <p>b～e (略)</p> <p>(二) ～ (へ) (略)</p> <p>ロ～チ (略)</p> <p>(89) ～ (93) (略)</p> <p>(94) テレビジョン受信機</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 構造</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 電源を開閉するスイッチは、<u>旧解釈別表第四 2 (2) へ (ロ)</u> の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$ 倍以下であつて、<u>旧解釈別表第四</u></p>	

第四 2 (2) へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

ハ～ヌ (略)

(9 4 の 2) テレビジョン受信機用ブースター

イ 構造

(イ) 電源を開閉するスイッチは、2024旧解釈別表第四 2 (2) へ (ロ) の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$ 倍以下であつて、2024旧解釈別表第四 2 (2) へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

(ロ) 屋外で使用するものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ハ) ～ (ホ) (略)

ロ・ハ (略)

(9 4 の 3) 超音波加湿機

イ 構造

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 卓上形及び壁掛け形のもの以外のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その

2 (2) へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

ハ～ヌ (略)

(9 4 の 2) テレビジョン受信機用ブースター

イ 構造

(イ) 電源を開閉するスイッチは、旧解釈別表第四 2 (2) へ (ロ) の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$ 倍以下であつて、旧解釈別表第四 2 (2) へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

(ロ) 屋外で使用するものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ハ) ～ (ホ) (略)

ロ・ハ (略)

(9 4 の 3) 超音波加湿機

イ 構造

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 卓上形及び壁掛け形のもの以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面

断面積が 0.75 mm²以上のものであること。

- (ホ) (略)
- ロ～ニ (略)

(9 4 の 4) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、
ジュークボックス、増幅器、ビデオテープレコーダーその
他の音響機器（（9 4）に掲げるものを除く。）

イ 構造

- (イ)・(ロ) (略)
- (ハ) 電源を開閉するスイッチは、2024旧解釈別表第四 2（2）へ
(ロ)の規定に適合するものであること。ただし、電源回路
に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流が
スイッチの定格電流の $\sqrt{2}$ 倍以下であって、2024旧解釈別表
第四 2（2）へ（ハ）の規定に適合するものにあつては、こ
の限りでない。
- (ニ) (略)
- ロ～ニ (略)

(9 4 の 5) ～ (9 5) (略)

(9 6) 高周波ウエルダー

イ 構造

- (イ)～(へ) (略)
- (ト) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規
定に適合するキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が

積が 0.75 mm²以上のものであること。

- (ホ) (略)
- ロ～ニ (略)

(9 4 の 4) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、
ジュークボックス、増幅器、ビデオテープレコーダーその
他の音響機器（（9 4）に掲げるものを除く。）

イ 構造

- (イ)・(ロ) (略)
- (ハ) 電源を開閉するスイッチは、旧解釈別表第四 2（2）へ
(ロ)の規定に適合するものであること。ただし、電源回路
に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流が
スイッチの定格電流の $\sqrt{2}$ 倍以下であって、旧解釈別表第四
2（2）へ（ハ）の規定に適合するものにあつては、この限
りでない。
- (ニ) (略)
- ロ～ニ (略)

(9 4 の 5) ～ (9 5) (略)

(9 6) 高周波ウエルダー

イ 構造

- (イ)～(へ) (略)
- (ト) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に
適合するキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75

<p>0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(96の2) (略)</p> <p>(96の3) 超音波洗浄機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 据置き形のものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(96の4) 超音波ねずみ駆除機</p> <p>イ 構造</p> <p>屋外で使用するものの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(96の5) 電子応用遊戯器具</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 構造</p>	<p>mm²以上のものであること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(96の2) (略)</p> <p>(96の3) 超音波洗浄機</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 据置き形のものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ホ (略)</p> <p>(96の4) 超音波ねずみ駆除機</p> <p>イ 構造</p> <p>屋外で使用するものの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm²以上のものであること。</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p>(96の5) 電子応用遊戯器具</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 構造</p>
--	---

<p>(イ) 電源を開閉するスイッチは、<u>2024旧解釈別表第四 2 (2)</u> へ (ロ) の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の$\sqrt{2}$ 倍以下であって、<u>2024旧解釈別表第四 2 (2)</u> へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 屋外用のもの及び据置き形のもの電源電線は、<u>2024旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>(ニ) ~ (ト) (略)</p> <p>ハ~ホ (略)</p> <p>(97)・(98) (略)</p> <p>(99) 電撃殺虫器 イ 構造 (イ) ~ (ニ) (略)</p> <p>(ホ) 次のいずれかに適合する保護装置を設けること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で<u>2024旧解釈別表第四 1 (2)</u> ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。</p> <p>a ~ c (略)</p>	<p>(イ) 電源を開閉するスイッチは、<u>旧解釈別表第四 2 (2)</u> へ (ロ) の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の$\sqrt{2}$ 倍以下であつて、<u>旧解釈別表第四 2 (2)</u> へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 屋外用のもの及び据置き形のもの電源電線は、<u>旧解釈別表第一</u>の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。</p> <p>(ニ) ~ (ト) (略)</p> <p>ハ~ホ (略)</p> <p>(97)・(98) (略)</p> <p>(99) 電撃殺虫器 イ 構造 (イ) ~ (ニ) (略)</p> <p>(ホ) 次のいずれかに適合する保護装置を設けること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で<u>旧解釈別表第四 1 (2)</u> ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。</p> <p>a ~ c (略)</p>
---	---

(へ) 器体には、2次側開放電圧が7,000V以下の絶縁変圧器を使用し、かつ、(ホ) a又はbの危険防止装置を設けたものにあつては、床面上又は地表面上1.8m以上の位置に、その他のものにあつては、床面上又は地表面上3.5m以上の位置に設置する旨を表示してあること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で2024旧解釈別表第四1

(2)ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30Nとする。

(ト) 屋外用のものの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(チ) (略)

ロ～ニ (略)

(100) アーク溶接機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 溶接用電源装置から溶接電極に至る電線は、次のいずれかに適合すること。

a 2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブルを除く。)であること。

b 2024旧解釈別表第一に規定する電線に係る共通の規定に

(へ) 器体には、2次側開放電圧が7,000V以下の絶縁変圧器を使用し、かつ、(ホ) a又はbの危険防止装置を設けたものにあつては、床面上又は地表面上1.8m以上の位置に、その他のものにあつては、床面上又は地表面上3.5m以上の位置に設置する旨を表示してあること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で旧解釈別表第四1(2)ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30Nとする。

(ト) 屋外用のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(チ) (略)

ロ～ニ (略)

(100) アーク溶接機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 溶接用電源装置から溶接電極に至る電線は、次のいずれかに適合すること。

a 旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブルを除く。)であること。

b 旧解釈別表第一に規定する電線に係る共通の規定に適合

適合し、かつ、材料及び構造等が以下の（a）から（e）までに掲げる基準に適合するものであること、又は別表第十二の規定に適合するものであること。

（a）材料及び構造

i 導体は、附表第七に適合する軟銅集合より線であって断面積が14 mm²以上のもの又は2024旧解釈別表第一附表第八の三に適合する軟アルミ集合より線であること。

ii～iii （略）

（b） （略）

（c）耐食性

めっきを施した銅線又は鋼線にあつては、2024旧解釈別表第一附表第十二の試験を行なったとき、これに適合すること。

（d）絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質

i （略）

ii 耐油性

絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、2024旧解釈別表第一附表第二十二の試験を行なったとき、これに適合すること。

iii 耐燃性

（i）絶縁体（ホルダー用のものを除く。）又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、2024旧解釈別表第一附表第二十一1の試験を行なったとき、これに適合すること。

し、かつ、材料及び構造等が以下の（a）から（e）までに掲げる基準に適合するものであること、又は別表第十二の規定に適合するものであること。

（a）材料及び構造

i 導体は、附表第七に適合する軟銅集合より線であって断面積が14 mm²以上のもの又は旧解釈別表第一附表第八の三に適合する軟アルミ集合より線であること。

ii～iii （略）

（b） （略）

（c）耐食性

めっきを施した銅線又は鋼線にあつては、旧解釈別表第一附表第十二の試験を行なったとき、これに適合すること。

（d）絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質

i （略）

ii 耐油性

絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、旧解釈別表第一附表第二十二の試験を行なったとき、これに適合すること。

iii 耐燃性

（i）絶縁体（ホルダー用のものを除く。）又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、旧解釈別表第一附表第二十一1の試験を行なったとき、これに適合すること。

(ii) 絶縁体（ホルダー用のものを除く。）又は外装に耐燃性エチレングム混合物、耐燃性ポリエチレン混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、2024旧解釈別表第一附表第二十一2の試験を行ったとき、これに適合すること。

(e) (略)

(ハ)・(ニ) (略)

ロ～ニ (略)

(101) 電気さく用電源装置

イ 構造

(イ)～(ヘ) (略)

(ト) 屋外用のもの電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(101の2) 電気浴器用電源装置

イ 構造

(イ)～(ト) (略)

(チ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(ii) 絶縁体（ホルダー用のものを除く。）又は外装に耐燃性エチレングム混合物、耐燃性ポリエチレン混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、旧解釈別表第一附表第二十一2の試験を行ったとき、これに適合すること。

(e) (略)

(ハ)・(ニ) (略)

ロ～ニ (略)

(101) 電気さく用電源装置

イ 構造

(イ)～(ヘ) (略)

(ト) 屋外用のもの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(101の2) 電気浴器用電源装置

イ 構造

(イ)～(ト) (略)

(チ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

(リ) 出力端子部から電極までの配線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する直径が 1.6 mm以上の絶縁電線又は断面積が 1.25 mm²以上のキャブタイヤケーブルであること。

(ヌ) (略)

ロ・ハ (略)

(102) 直流電源装置

イ 構造

(イ) 電池充電用のもの（機器組み込み用のものを除く。）及びおもちや用のものにあつては、絶縁変圧器を使用すること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で2024旧解釈別表第四 1（2）ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。

(ロ)・(ハ) (略)

(ニ) 出力側に接続器を有するものにあつては、出力側の接続器は、次に適合すること。

a (略)

b aに掲げるもの以外のものにあつては、a及び2024旧解釈別表第四 6（1）ニ（ホ）aに掲げるものに接続して使用することができないものであること。

(ホ) (略)

ロ～ト (略)

(リ) 出力端子部から電極までの配線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する直径が 1.6 mm以上の絶縁電線又は断面積が 1.25 mm²以上のキャブタイヤケーブルであること。

(ヌ) (略)

ロ・ハ (略)

(102) 直流電源装置

イ 構造

(イ) 電池充電用のもの（機器組み込み用のものを除く。）及びおもちや用のものにあつては、絶縁変圧器を使用すること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で旧解釈別表第四 1（2）ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。

(ロ)・(ハ) (略)

(ニ) 出力側に接続器を有するものにあつては、出力側の接続器は、次に適合すること。

a (略)

b aに掲げるもの以外のものにあつては、a及び旧解釈別表第四 6（1）ニ（ホ）aに掲げるものに接続して使用することができないものであること。

(ホ) (略)

ロ～ト (略)

(103) (略)

(104) コンデンサー型雑音防止器

イ 構造

(イ) 口出し線を有するものにあつては、その口出し線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、導体の断面積が 0.75 mm^2 以上で、かつ、長さが 20 cm以上のものであること。

(ロ) ~ (ト) (略)

ロ~ニ (略)

(105) フィルター形雑音防止器

イ 構造

(イ) 口出し線を有するものにあつては、その口出し線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、導体の断面積が 0.75 mm^2 以上で、かつ、長さが 20 cm以上のものであること。

(ロ) ~ (ニ) (略)

ロ~ホ (略)

(106) 漏電検知器

イ (略)

ロ 端子部の強度

2024旧解釈別表第四附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(103) (略)

(104) コンデンサー型雑音防止器

イ 構造

(イ) 口出し線を有するものにあつては、その口出し線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、導体の断面積が 0.75 mm^2 以上で、かつ、長さが 20 cm以上のものであること。

(ロ) ~ (ト) (略)

ロ~ニ (略)

(105) フィルター形雑音防止器

イ 構造

(イ) 口出し線を有するものにあつては、その口出し線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、導体の断面積が 0.75 mm^2 以上で、かつ、長さが 20 cm以上のものであること。

(ロ) ~ (ニ) (略)

ロ~ホ (略)

(106) 漏電検知器

イ (略)

ロ 端子部の強度

旧解釈別表第四附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ・ニ (略)

ホ 温度上昇

試験品を通常の使用状態で出力回路に定格負荷を接続して、制御電源回路に定格電圧に等しい電圧を加え、主回路に定格電流に等しい電流を通じ、その 1 極に定格感度電流に等しいもれ電流を重畳して試験品を動作させ、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度の測定にあつては、抵抗法）により測定した各部の温度は、2024旧解釈別表第四附表第三2の表1に掲げる値以下であること。

ヘ 絶縁性能

ホに規定する試験の直後において、2024旧解釈別表第四附表第四の試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、絶縁変圧器又は零相変流器の2次側の回路であつて、電圧が30V以下の部分にあつては、この限りでない。

(107) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具
イ 構造

(イ) 点滅器（電源を開閉するものに限る。）及び接続器は、2024旧解釈別表第四（2（2）へ（ロ）及び（ハ）を除く。）の規定に適合するものであること。

(ロ)～(ニ) (略)

ロ・ハ (略)

(108) 電気ペンシル
イ 構造

ハ・ニ (略)

ホ 温度上昇

試験品を通常の使用状態で出力回路に定格負荷を接続して、制御電源回路に定格電圧に等しい電圧を加え、主回路に定格電流に等しい電流を通じ、その 1 極に定格感度電流に等しいもれ電流を重畳して試験品を動作させ、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度の測定にあつては、抵抗法）により測定した各部の温度は、旧解釈別表第四附表第三2の表1に掲げる値以下であること。

ヘ 絶縁性能

ホに規定する試験の直後において、旧解釈別表第四附表第四の試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、絶縁変圧器又は零相変流器の2次側の回路であつて、電圧が30V以下の部分にあつては、この限りでない。

(107) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具
イ 構造

(イ) 点滅器（電源を開閉するものに限る。）及び接続器は、旧解釈別表第四（2（2）へ（ロ）及び（ハ）を除く。）の規定に適合するものであること。

(ロ)～(ニ) (略)

ロ・ハ (略)

(108) 電気ペンシル
イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、2024旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

3 携帯発電機

(略)

4 附表

附表第一～附表第六 (略)

附表第七 軟銅集合より線

断面積(mm ²)	20℃における電気抵抗(Ω/km)	
	めっきを施していないもの	めっきを施してあるもの
14	1.32 以下	1.39 以下
22	0.844 以下	0.892 以下
30	0.625 以下	0.661 以下
38	0.496 以下	0.525 以下
50	0.394 以下	0.411 以下
60	0.328 以下	0.329 以下
80	0.230 以下	0.243 以下
100	0.192 以下	0.193 以下

(備考)

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

3 携帯発電機

(略)

4 附表

附表第一～附表第六 (略)

附表第七 軟銅集合より線

断面積(mm ²)	20℃における電気抵抗(Ω/km)	
	めっきを施していないもの	めっきを施してあるもの
14	1.32 以下	1.39 以下
22	0.844 以下	0.892 以下
30	0.625 以下	0.661 以下
38	0.496 以下	0.525 以下
50	0.394 以下	0.411 以下
60	0.328 以下	0.329 以下
80	0.230 以下	0.243 以下
100	0.192 以下	0.193 以下

(備考)

<p>1 電気抵抗の測定は、<u>2024旧解釈別表第一</u>附表第一の備考1を準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附表第八 (略)</p> <p>附表第九 引張強さ及び伸びの試験 絶縁体又は外装に使用する絶縁物は、1の試験条件において引張強さ及び伸びの試験を行なったとき、2の基準に適合すること。</p> <p>1 試験条件 <u>2024旧解釈別表第一</u>附表第十四1を準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附表第十 (略)</p> <p>別表第九 ～ 別表第十一 (略)</p> <p>別表第十二 国際規格等に準拠した基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 基準中で、本文が「別表第一」又は「別表第四」を引用している場合において、別表第十二の技術基準の規定における「別表第一」は「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達(20240514保局第1号)による改正前の解釈(以下「<u>2024旧解釈</u>」という。)別表第一」と、「別表第四」は「<u>2024旧解釈別表第四</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 基準中で、本文が「別表第二」又は「別表第三」を引用している場</p>	<p>1 電気抵抗の測定は、<u>旧解釈別表第一</u>附表第一の備考1を準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附表第八 (略)</p> <p>附表第九 引張強さ及び伸びの試験 絶縁体又は外装に使用する絶縁物は、1の試験条件において引張強さ及び伸びの試験を行なったとき、2の基準に適合すること。</p> <p>1 試験条件 <u>旧解釈別表第一</u>附表第十四1を準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>附表第十 (略)</p> <p>別表第九 ～ 別表第十一 (略)</p> <p>別表第十二 国際規格等に準拠した基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 基準中で、本文が「別表第一」又は「別表第四」を引用している場合において、別表第十二の技術基準の規定における「別表第一」は「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達(20240514保局第1号)による改正前の解釈(以下「<u>旧解釈</u>」という。)別表第一」と、「別表第四」は「<u>旧解釈別表第四</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>
--	--

合において、別表第十二の技術基準の規定における「別表第二」は「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（保局第 号）による改正前の解釈（以下「2026 旧解釈」という。）別表第二」と、「別表第三」は「2026 旧解釈別表第三」と読み替えるものとする

表1. 電気安全に関する基準

基 準			備 考
基準番号	表題	本文※	
J60065(2019)～ J60269-2(H29)	(略)	(略)	(略)
J60309-1(2026)	工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット	JIS C 8285:2025	IEC 60309-1(2021)に対応
J60309-1(2019)	工業用プラグ、コンセント及びカプラ	JIS C 8285:2018	IEC 60309-1(1999), Amd. No. 1(2005), Amd. No. 2(2012)に対応 令和11年月日まで有効

表1. 電気安全に関する基準

基 準			備 考
基準番号	表題	本文※	
J60065(2019)～ J60269-2(H29)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60309-1(2019)	工業用プラグ、コンセント及びカプラ	JIS C 8285:2018	IEC 60309-1(1999), Amd. No. 1(2005), Amd. No. 2(2012)に対応

J60320-1(2026)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ 二 第1部：一般要求事項	JIS C 8283-1:2025	IEC 60320-1(2021)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60320-1(2021)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ 一 第1部：一般要求事項	JIS C 8283-1:2019+ 追補1(2021)	IEC 60320-1(2015), Amd. No. 1(2018)に対応 令和11年月日まで有効	J60320-1(2021)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ 一 第1部：一般要求事項	JIS C 8283-1:2019+ 追補1(2021)	IEC 60320-1(2015), Amd. No. 1(2018)に対応
J60320-1(H26) ～ J60335-2-15(2024)	(略)	(略)	(略)	J60320-1(H26) ～ J60335-2-15(2024)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-16(2026)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一 第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項	JIS C 9335-2-16:2025	IEC 60335-2-16(2022)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-16(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一 第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項	JIS C 9335-2-16:2015+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-16(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応	J60335-2-16(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性一 第2-16部：食品くずディスポーザの個別要求事項	JIS C 9335-2-16:2015+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-16(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応

			令和11年月日 まで有効				
J60335-2-17(2024) ～ J60335-2-54(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-17(2024) ～ J60335-2-54(2024)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-55(2026)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－55部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-55 :2025</u>	<u>IEC 60335-2-55(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-55(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－55部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-55:2017+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-55(2002), Amd. No. 1 (2008)に対応 令和11年月日 まで有効	J60335-2-55(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－55部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-55:2017+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-55(2002), Amd. No. 1 (2008)に対応
J60335-2-56(H20) ・ J60335-2-58(2024)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-56(H20) ・ J60335-2-58(2024)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-59(2026)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－</u>	<u>JIS C 9335-2-59:2025</u>	<u>IEC 60335-2-59(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	第2-59部:電撃殺虫器の個別要求事項						
J60335-2-59(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-59部:電撃殺虫器の個別要求事項	JIS C 9335-2-59:2015+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-59(2002), Amd. No. 1 (2006), Amd. No. 2(2009)に対応 <u>令和11年月日</u> <u>まで有効</u>	J60335-2-59(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-59部:電撃殺虫器の個別要求事項	JIS C 9335-2-59:2015+ 追補1(2023)	IEC 60335-2-59(2002), Amd. No. 1 (2006), Amd. No. 2(2009)に対応
J60335-2-60(2023) ～ J60670-1(2021)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-60(2023) ～ J60670-1(2021)	(略)	(略)	(略)
J60670-1(H26)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第1部:一般要求事項	JIS C 8462-1:2012	IEC 60670-1(2011)に対応 <u>令和11年月日</u> <u>まで有効</u>	J60670-1(H26)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第1部:一般要求事項	JIS C 8462-1:2012	IEC 60670-1(2011)に対応
<u>J60670-21(2026)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー</u>	<u>JIS C 8462-21:2025</u>	<u>IEC 60670-21(2004), Amd. No. 1 (2016)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>第21部:懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項</u>						
J60670-21 (H29)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第21部:懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-2 1:2016	IEC 60670-21 (2004), Amd. No.1 (2016)に対応 <u>令和11年月日</u> <u>まで有効</u>	J60670-21 (H29)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第21部:懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-2 1:2016	IEC 60670-21 (2004), Amd. No.1 (2016)に対応
<u>J60670-22 (2026)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ</u> <u>第22部:接続用ボックス及びエンクロージャ</u> <u>に対する個別要求事項</u>	<u>JIS C 8462-2 2:2025</u>	<u>IEC 60670-22 (2003), Amd. No.1 (2015)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60670-22 (H29)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロ	JIS C 8462-2 2:2016	IEC 60670-22 (2003), Amd. No.1 (2015)に対応	J60670-22 (H29)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロ	JIS C 8462-2 2:2016	IEC 60670-22 (2003), Amd. No.1 (2015)に対応

	ージャー 第22部:接続用ボックス及びエンクロージャ に対する個別要求事項		<u>令和11年月日 まで有効</u>		ージャー 第22部:接続用ボックス及びエンクロージャ に対する個別要求事項		
J60691(2020)～ J60974-5(2023)	(略)	(略)	(略)	J60691(2020)～ J60974-5(2023)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J60974-5(H25)</u>	<u>アーク溶接装置－ 第5部:ワイヤ送給装置</u>	<u>JIS C 9300-5:2010</u>	<u>IEC 60974-5(2007)に対応 令和8年4月30日 まで有効</u>
J60974-6(2023) ・ J60974-6(H26)	(略)	(略)	(略)	J60974-6(2023) ・ J60974-6(H26)	(略)	(略)	(略)
<u>J60974-7(2026)</u>	<u>アーク溶接装置－ 第7部:トーチ</u>	<u>JIS C 9300-7:2025</u>	<u>IEC 60974-7(2019)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60974-7(H29)	アーク溶接装置－ 第7部:トーチ	JIS C 9300-7:2017	IEC 60974-7(2013)に対応 <u>令和11年月日 まで有効</u>	J60974-7(H29)	アーク溶接装置－ 第7部:トーチ	JIS C 9300-7:2017	IEC 60974-7(2013)に対応
J60974-10	(略)	(略)	(略)	J60974-10	(略)	(略)	(略)

(2025) ～ J61084-1(2023)				(2025) ～ J61084-1(2023)			
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61084-1(H14)</u>	<u>電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステムー</u> 第1部：一般要求事項	<u>JIS C 8471-1:2000</u>	<u>IEC 61084-1(1991), Amd. No. 1(1993)に</u> 対応 <u>令和8年4月30日</u> まで有効
J61084-2-1(2023)	(略)	(略)	(略)	J61084-2-1(2023)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61084-2-1(H14)</u>	<u>電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステムー</u> 第2-1部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキング及びダクティングシステムの個別要求事項	<u>JIS C 8471-2-1:2000</u>	<u>IEC 61084-2-1(1996)に対応</u> <u>令和8年4月30日</u> まで有効
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>J61084-3-1(H30)</u>	<u>電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステムー</u> 第3-1部：金属製線	<u>JIS C 8471-3-1:2017</u>	<u>令和8年4月30日</u> まで有効

					<u>び, 金属製線び用附属品 及び金属製線び用ボッ クスの個別要求事項</u>		
J61184(20 25) ～ J61347-2- 13(2025)	(略)	(略)	(略)	J61184(20 25) ～ J61347-2- 13(2025)	(略)	(略)	(略)
<u>J61386-1(2026)</u>	<u>電線管システムー 第1部:通則</u>	<u>JIS C 8461-1 :2025</u>	<u>IEC 61386-1(2008), Amd. No. 1(2017)に 対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61386-1(H26)	電線管システムー 第1部:通則	JIS C 8461-1 :2012	IEC 61386-1(2008)に対応 <u>令和11年月日 まで有効</u>	J61386-1(H26)	電線管システムー 第1部:通則	JIS C 8461-1 :2012	IEC 61386-1(2008)に対応
<u>J61386-21(2026)</u>	<u>電線管システムー 第2 1部:剛性(硬質) 電線管システムの個別 要求事項</u>	<u>JIS C 8461-2 1:2025</u>	<u>IEC 61386-21(2021)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61386-21(2019)	電線管システムー 第2 1部:剛性(硬質) 電線管システムの個別 要求事項	JIS C 8461-2 1:2019	IEC 61386-21(2002)に対応 <u>令和11年月日 まで有効</u>	J61386-21(2019)	電線管システムー 第2 1部:剛性(硬質) 電線管システムの個別 要求事項	JIS C 8461-2 1:2019	IEC 61386-21(2002)に対応
<u>J61386-22</u>	<u>電線管システムー</u>	<u>JIS C 8461-2</u>	<u>IEC 61386-22(</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(2026)	第2部:プライアブル 電線管システムの個別 要求事項	2:2025	2021)に対応				
J61386-22 (2019)	電線管システムー 第2部:プライアブル 電線管システムの個別 要求事項	JIS C 8461-2 2:2019	IEC 61386-22(2002)に対応 令和11年月日 まで有効	J61386-22 (2019)	電線管システムー 第2部:プライアブル 電線管システムの個別 要求事項	JIS C 8461-2 2:2019	IEC 61386-22(2002)に対応
J61386-23 (2026)	電線管システムー 第3部:フレキシブル 電線管システムの個別 要求事項	JIS C 8461-2 3:2025	IEC 61386-23(2021)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61386-23 (2019)	電線管システムー 第3部:フレキシブル 電線管システムの個別 要求事項	JIS C 8461-2 3:2019	IEC 61386-23(2002)に対応 令和11年月日 まで有効	J61386-23 (2019)	電線管システムー 第3部:フレキシブル 電線管システムの個別 要求事項	JIS C 8461-2 3:2019	IEC 61386-23(2002)に対応
J61534-1(H2) ～ J62368-1(2023)	(略)	(略)	(略)	J61534-1(H2) ～ J62368-1(2023)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	J62368-1(2020)	オーディオ・ビデオ、情 報及び通信技術機器ー 第1部:安全性要求事項	JISC62368-1: 2018+追補1 (2019)	IEC 62368-1(2 014)に対応 令和8年4月30 日まで有効
J62560(H3)	(略)	(略)	(略)	J62560(H3)	(略)	(略)	(略)

0) ～ J8528-13(2020)			
-------------------------------	--	--	--

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2 (略)

表3. 遠隔操作機構を有するものに関する基準

基準			備考
基準番号	表題	本文	
J1000(2026)	<u>通信回線を利用した遠隔操作に対する要求事項</u>	別紙204(2026)	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

別紙204(2026) J1000(2026)

(削る)

通信回線を利用した遠隔操作に対する要求事項 (別添のとおり)

表4・表5 (略)

0) ～ J8528-13(2020)			
-------------------------------	--	--	--

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2 (略)

表3. 遠隔操作機構を有するものに関する基準

基準			備考
基準番号	表題	本文	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J1000(H14)	<u>遠隔操作機構を有するものに対する要求事項</u>	別紙204	

別紙204 J1000(H14)

遠隔操作機構を有するものに対する要求事項 (略)

(新設)

表4・表5 (略)